

南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン  
各国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の  
課税期間延長に関する調査結果報告書

## 目次

1 総論	- 1 -
1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴	- 1 -
1-1-1 品名	- 1 -
1-1-2 銘柄、型式及び特徴	- 1 -
1-2 調査対象貨物の供給者又は供給国	- 1 -
1-3 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）	- 1 -
1-3-1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項	- 1 -
1-3-2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項	- 1 -
1-4 調査の対象とした事項の概要	- 1 -
1-4-1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項	- 1 -
1-4-2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項	- 2 -
1-5 調査の経緯	- 2 -
1-5-1 不当廉売関税の課税に至った経緯（当初調査）	- 2 -
1-5-2 課税期間の延長申請及び調査開始	- 2 -
1-5-3 質問状の送付等	- 3 -
1-5-3-1 供給者	- 4 -
1-5-3-1-1 当初質問状の送付	- 4 -
1-5-3-1-2 回答の再依頼	- 5 -
1-5-3-1-3 不十分な回答に対する問い合わせ及び追加質問状の送付	- 5 -
1-5-3-2 輸入者	- 6 -
1-5-3-2-1 質問状の送付	- 6 -
1-5-3-2-2 回答の再依頼	- 6 -
1-5-3-2-3 不十分な回答に対する問い合わせ	- 6 -
1-5-3-3 本邦生産者	- 7 -
1-5-3-3-1 質問状の送付	- 7 -
1-5-3-3-2 回答の再依頼	- 7 -
1-5-3-3-3 不十分な回答に対する問い合わせ	- 7 -
1-5-3-4 産業上の使用者	- 7 -
1-5-3-4-1 質問状の送付	- 7 -
1-5-3-4-2 回答の再依頼	- 7 -
1-5-3-4-3 不十分な回答に対する問い合わせ	- 8 -
1-5-4 代替国に係る選定通知	- 8 -
1-5-5 代替国候補の生産者への質問状送付	- 9 -
1-5-6 証拠の提出及び証言	- 9 -
1-5-7 対質の申出	- 9 -
1-5-8 意見の表明	- 9 -
1-5-9 情報提供	- 9 -

1-5-10	現地調査	- 9 -
1-5-11	調査期間の延長	- 10 -
1-5-12	最終決定前の重要事実の開示	- 11 -
1-6	秘密の情報	- 11 -
1-7	証拠等の閲覧	- 11 -
1-8	知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用	- 11 -
2	不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項	- 12 -
2-1	不当廉売された貨物の輸入の事実	- 12 -
2-1-1	総論	- 12 -
2-1-1-1	調査対象貨物及び同種の貨物の基本的考え方	- 12 -
2-1-1-1-1	調査対象貨物	- 12 -
2-1-1-1-2	調査対象貨物と比較する同種の貨物	- 13 -
2-1-1-2	不当廉売差額の基本的考え方	- 13 -
2-1-1-3	正常価格の算出の基本的考え方	- 14 -
2-1-1-3-1	中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方	- 14 -
2-1-1-3-2	特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方	- 15 -
2-1-1-4	輸出価格の算出の基本的考え方	- 15 -
2-1-1-5	端数処理の基本的考え方	- 15 -
2-1-2	南アフリカ	- 15 -
2-1-2-1	南アフリカの供給者	- 15 -
2-1-2-2	南アフリカの調査対象貨物	- 16 -
2-1-2-3	調査対象貨物と比較する同種の貨物	- 16 -
2-1-2-4	正常価格	- 16 -
2-1-2-5	本邦向け輸出価格	- 17 -
2-1-2-6	通貨の換算	- 17 -
2-1-2-7	不当廉売差額及び不当廉売差額率	- 17 -
2-1-2-8	南アフリカに係る不当廉売輸入の事実についての結論	- 18 -
2-1-3	中国	- 18 -
2-1-3-1	中国の供給者	- 18 -
2-1-3-2	代替国候補の選定	- 19 -
2-1-3-3	紅星大龍	- 20 -
2-1-3-3-1	調査対象貨物	- 20 -
2-1-3-3-2	調査対象貨物と比較する同種の貨物	- 20 -
2-1-3-3-3	正常価格	- 20 -
2-1-3-3-3-1	市場経済の条件が浸透している事実に関する検討	- 21 -
2-1-3-3-3-2	代替国の選定	- 23 -
2-1-3-3-3-3	代替国の正常価格	- 24 -
2-1-3-3-4	本邦向け輸出価格	- 24 -
2-1-3-3-5	通貨の換算	- 25 -
2-1-3-3-6	不当廉売差額及び不当廉売差額率	- 26 -
2-1-3-3-7	紅星大龍に係る不当廉売輸入の事実についての結論	- 26 -

2-1-3-4	その他の中国供給者	- 26 -
2-1-3-4-1	桂柳化工	- 26 -
2-1-3-4-1-1	調査対象貨物	- 26 -
2-1-3-4-1-2	調査対象貨物と比較する同種の貨物	- 26 -
2-1-3-4-1-3	正常価格	- 26 -
2-1-3-4-1-3-1	市場経済の条件が浸透している事実に関する検討	- 26 -
2-1-3-4-1-3-2	代替国の選定	- 29 -
2-1-3-4-1-3-3	代替国の正常価格	- 29 -
2-1-3-4-1-4	本邦向け輸出価格	- 29 -
2-1-3-4-1-4-1	広州住商及び住友商事における各種費用の控除	- 30 -
2-1-3-4-1-4-2	桂柳化工における各種費用の控除	- 31 -
2-1-3-4-1-4-3	本邦向け輸出価格の結論	- 31 -
2-1-3-4-1-5	通貨の換算	- 31 -
2-1-3-4-1-6	不当廉売差額及び不当廉売差額率	- 32 -
2-1-3-4-1-7	桂柳化工に係る不当廉売輸入の事実についての結論	- 32 -
2-1-3-4-2	その他の中国供給者（桂柳化工以外）	- 32 -
2-1-3-5	中国に係る不当廉売輸入についての結論	- 32 -
2-1-4	スペイン	- 32 -
2-1-4-1	スペインの供給者	- 32 -
2-1-4-2	スペインの調査対象貨物	- 33 -
2-1-4-3	調査対象貨物と比較する同種の貨物	- 33 -
2-1-4-4	正常価格	- 33 -
2-1-4-5	本邦向け輸出価格	- 35 -
2-1-4-6	通貨の換算	- 35 -
2-1-4-7	不当廉売差額及び不当廉売差額率	- 35 -
2-1-4-8	スペインに係る不当廉売輸入の事実についての結論	- 35 -
2-2	不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれ	- 35 -
2-2-1	総論	- 36 -
2-2-2	南アフリカ	- 36 -
2-2-2-1	供給者の余剰生産能力	- 36 -
2-2-2-2	供給者の将来の生産	- 37 -
2-2-2-3	追加的な増産を吸収できる南アフリカの国内市場の存在	- 38 -
2-2-2-4	追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在	- 38 -
2-2-2-5	本邦の国内需要	- 39 -
2-2-2-6	南アフリカを原産地とする EMD の不当廉売輸入が継続するおそれについての結論	- 40 -
2-2-3	中国	- 40 -
2-2-3-1	供給者の余剰生産能力	- 40 -
2-2-3-2	供給者の将来の生産	- 42 -
2-2-3-3	追加的な増産を吸収できる中国の国内市場の存在	- 43 -
2-2-3-4	追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在	- 44 -
2-2-3-5	本邦の国内需要	- 45 -
2-2-3-6	中国を原産地とする EMD の不当廉売輸入が継続するおそれについての結論	- 45 -

.....	- 46 -
2-2-4 スペイン.....	- 46 -
2-2-4-1 供給者の余剰生産能力.....	- 47 -
2-2-4-2 供給者の将来の生産.....	- 48 -
2-2-4-3 追加的な増産を吸収できるスペインの国内市場の存在.....	- 48 -
2-2-4-4 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在.....	- 48 -
2-2-4-5 本邦の国内需要.....	- 48 -
2-2-4-6 スペインを原産地とする EMD の不当廉売輸入が継続するおそれについての結論.....	- 49 -
3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項.....	- 49 -
3-1 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実.....	- 49 -
3-1-1 同種の貨物の範囲の検討.....	- 49 -
3-1-1-1 物理的・化学的特性.....	- 50 -
3-1-1-2 製造工程.....	- 51 -
3-1-1-3 流通経路.....	- 51 -
3-1-1-4 価格体系.....	- 52 -
3-1-1-5 用途.....	- 52 -
3-1-1-6 貿易統計上の分類.....	- 52 -
3-1-1-7 同種の貨物の範囲の検討についての結論.....	- 53 -
3-1-2 本邦の産業.....	- 53 -
3-1-3 累積的な評価.....	- 53 -
3-1-3-1 当該輸入貨物の状況.....	- 54 -
3-1-3-2 当該輸入貨物と本邦の産業の同種の貨物との間の競争の状態.....	- 54 -
3-1-3-3 累積的な評価についての結論.....	- 55 -
3-1-4 当該輸入貨物の輸入の増加及び本邦の産業の同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響.....	- 55 -
3-1-4-1 不当廉売された指定貨物の輸入の増加.....	- 55 -
3-1-4-2 本邦の産業の同種の貨物の価格に不当廉売された指定貨物の輸入が及ぼす影響.....	- 57 -
3-1-4-3 当該輸入貨物の輸入の増加及び本邦の産業の同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響についての結論.....	- 58 -
3-1-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響.....	- 59 -
3-1-5-1 販売の低下.....	- 59 -
3-1-5-2 利潤の低下.....	- 60 -
3-1-5-3 生産高（生産量）の低下.....	- 61 -
3-1-5-4 市場占拠率の低下.....	- 61 -
3-1-5-5 生産性の低下.....	- 62 -
3-1-5-6 投資収益の低下.....	- 62 -
3-1-5-7 操業度（稼働率）の低下.....	- 63 -
3-1-5-8 資金流出入（キャッシュフロー）に及ぼす悪影響.....	- 63 -
3-1-5-9 在庫に及ぼす悪影響.....	- 64 -
3-1-5-10 雇用に及ぼす悪影響.....	- 64 -

3-1-5-1 1	賃金に及ぼす悪影響.....	- 65 -
3-1-5-1 2	成長に及ぼす悪影響.....	- 65 -
3-1-5-1 3	資本調達能力に及ぼす悪影響.....	- 66 -
3-1-5-1 4	投資に及ぼす悪影響.....	- 66 -
3-1-5-1 5	国内価格に影響を及ぼす要因.....	- 67 -
3-1-5-1 6	不当廉売価格差の大きさ.....	- 69 -
3-1-5-1 7	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論.....	- 70 -
3-1-6	不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての結論.....	- 71 -
3-2	不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれ.....	- 71 -
3-2-1	将来における調査対象貨物の輸入.....	- 71 -
3-2-2	将来における本邦の EMD 市場規模.....	- 72 -
3-2-3	本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれについての結論.....	- 72 -
4	重要事実に対する反論及び反証並びにこれらに対する調査当局の見解.....	- 73 -
4-1	不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項に係る反論及び反証に対する検討.....	- 73 -
4-1-1	南アフリカ.....	- 74 -
4-1-2	中国.....	- 75 -
4-1-3	その他.....	- 76 -
4-1-4	不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項に係る反論及び反証に対する検討についての結論.....	- 76 -
4-2	不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項に係る反論及び反証に対する検討.....	- 76 -
4-2-1	不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項に係る反論及び反証に対する検討についての結論.....	- 78 -
5	不当廉売及び損害の継続又は再発のおそれについての結論.....	- 78 -

凡 例

関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）	法
不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号）	政令
不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（平成 21 年）	ガイドライン
1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）	協定
電解二酸化マンガン（Electrolytic Manganese Dioxide）	EMD
南アフリカ共和国	南アフリカ
中華人民共和国	中国
東ソー日向株式会社	東ソー日向
東ソー日向及び東ソー株式会社	東ソー
デルタ・イーエムディー・（ピーティーワイ）・リミテッド（DELTA EMD (PTY) LTD.）	デルタ
貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司	紅星大龍
貴州紅星發展進出口有限責任公司	紅星進出口
貴州紅星發展股份有限公司	紅星發展
広西桂柳化工有限責任公司	桂柳化工
広州住友商事有限公司	広州住商
住友商事株式会社	住友商事
セラヤ・エンパランサ・イ・ガルドス・インテルナシオナル・エス・エイ（Celaya Emparanza y Galdós Internacional ,S. A.）	セガサ

（注：【 】で囲んだ部分は、秘密情報による記述がされているため要約し若しくは不開示としたものである。）

## 1 総論

### 1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

#### 1-1-1 品名

- (1) 電解二酸化マンガン（Electrolytic Manganese Dioxide）（以下「EMD」という。）。

#### 1-1-2 銘柄、型式及び特徴

- (2) 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 2820.10 号に分類される。主として、一次電池、酸化剤及びマッチの材料、塗料並びにガラス等の製造に利用される。

### 1-2 調査対象貨物の供給者又は供給国

- (3) 南アフリカ共和国（以下「南アフリカ」という。）、中華人民共和国（以下「中国」という。）及びスペインの生産者及び輸出者。

### 1-3 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

#### 1-3-1 不当廉売された指定貨物<sup>1</sup>の輸入が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項

- (4) 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで（ただし、中国を原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」<sup>2</sup>については、平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）。

#### 1-3-2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項

- (5) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで。

### 1-4 調査の対象とした事項の概要

#### 1-4-1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項

- (6) 不当廉売された指定貨物の正常価格（輸出国における通常の商取引における価格又はこれに準ずる価格）、不当廉売された指定貨物の本邦向け輸出価格、及びその他不当廉売された指

---

<sup>1</sup> 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成 20 年政令第 196 号）第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる貨物をいう。

<sup>2</sup> 不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号）（以下「政令」という。）第 2 条第 3 項

定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項。

#### **1-4-2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項**

- (7) 不当廉売された指定貨物の輸入量、不当廉売された指定貨物の輸入価格、不当廉売された指定貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響、及びその他不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項。

### **1-5 調査の経緯**

#### **1-5-1 不当廉売関税の課税に至った経緯（当初調査）**

- (8) 平成19年1月31日、東ソー日向株式会社（以下「東ソー日向」という。）及び東ソー株式会社の2者（以下、東ソー日向及び東ソー株式会社の2者をあわせて「東ソー」という。）は、南アフリカ、オーストラリア、中国及びスペインから輸入されているEMDに対する不当廉売関税の課税を申請（以下「当初申請」という。）した。
- (9) 平成19年4月27日、当初申請に基づく調査（以下「当初調査」という。）を開始し<sup>3</sup>、その結果、南アフリカ、オーストラリア、中国及びスペイン各国産のEMDについて、不当廉売輸入の事実及び当該輸入が同種の貨物を生産する本邦の産業に実質的な損害を与えている事実が認められ、本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、平成20年9月1日から平成25年8月31日までを課税期間（以下「指定された期間」という。）<sup>4</sup>として、同課税期間中に同各国から輸入されるEMDに対し、不当廉売関税を課すこととなった<sup>5</sup>。

#### **1-5-2 課税期間の延長申請及び調査開始**

- (10) 平成24年8月30日、東ソーより、「南アフリカ、中国及びスペイン各国産のEMDに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める申請書」（以下「申請書」という。）が提出<sup>6</sup>された。なお、オーストラリアについては、課税期間中に生産者が廃業したことを理由として<sup>7</sup>、当該申請の対象には含まれなかった。

---

<sup>3</sup> 平成19（2007）年財務省告示第165号

<sup>4</sup> 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令(平成20年政令第196号)第1条第1項第3号に掲げる期間をいう。

<sup>5</sup> 平成20（2008）年政令第267号

<sup>6</sup> 関税定率法（明治43年法律第54号）（以下「法」という。）第8条第26項

<sup>7</sup> 申請書（3.3-1）

**表 1 申請者の名称及び住所**

名 称	住 所
東ソー日向株式会社	宮崎県日向市船場町 1 番地
東ソー株式会社	東京都港区芝 3 丁目 8 番 2 号

- (11) 申請書において、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれがあることについて、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、調査を開始する必要があると認められたので、平成 24 年 10 月 30 日、申請書に基づく調査（以下「延長調査」という。）の開始を決定<sup>8</sup>し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに申請者）と認められた者に対し、書面により通知<sup>9</sup>するとともに（申請書の写し（公開版）を添付）、官報で告示<sup>10</sup>した（平成 24 年財務省告示第 341 号）。なお、当該告示において証拠の提出<sup>11</sup>及び証言についての期限を平成 25 年 3 月 1 日、証拠等の閲覧<sup>12</sup>についての期限を調査終了の日、対質の申出<sup>13</sup>についての期限を同年 3 月 29 日、意見の表明<sup>14</sup>についての期限を同年 3 月 29 日、情報の提供<sup>15</sup>についての期限を同年 3 月 29 日とした。
- (12) 平成 24 年 10 月 30 日、南アフリカ、中国及びスペインの各国政府並びに欧州委員会に対し、調査開始を決定した旨を通知した（申請書の写し（公開版）を添付）。また、同日、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、同年 11 月 8 日、調査開始について関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会に説明<sup>16</sup>した。なお、本件調査の開始決定に際し、同年 10 月 29 日、財務大臣及び経済産業大臣は、本件調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知<sup>17</sup>した。

### 1-5-3 質問状の送付等

**表 2 質問状への回答状況（その 1）**

区分	調査当局からの質問状				
	送付数 (A) (件)	回答数		うち実績あり	
		(B) (件)	(B/A) (%)	(C) (件)	(C/B) (%)
供給者	43	5	12	5	100
南アフリカ	1	0	0	-	-
中国	40	5	13	5	100

<sup>8</sup> 法第 8 条第 27 項

<sup>9</sup> 政令第 8 条第 1 項

<sup>10</sup> 政令第 8 条第 1 項

<sup>11</sup> 政令第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項

<sup>12</sup> 政令第 11 条

<sup>13</sup> 政令第 12 条第 1 項

<sup>14</sup> 政令第 12 条の 2 第 1 項

<sup>15</sup> 政令第 13 条第 1 項

<sup>16</sup> ガイドライン 6.(3)

<sup>17</sup> 政令第 18 条

	スペイン	2	0	0	-	-
輸入者		20	17	85	12	71
本邦生産者		3	2	67	2	100
産業上の使用者		22	21	95	16	76

(注) ①複数の区分に属する者については、それぞれの区分において1者として計上した。  
 ②「実績」とは、供給者については調査対象貨物の輸出、輸入者については調査対象貨物の輸入、本邦生産者については同種の貨物の生産、産業上の使用者については調査対象貨物又は同種の貨物の使用をいう。

**表3 質問状への回答状況（その2）**

**（中国における調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状）**

区分	調査当局からの質問状						
	送付数	回答数		調査対象貨物 生産あり		調査対象貨物 生産なし	
		(A)	(B)	(B/A)	(C)	(C/B)	(D)
中国の 生産者	37	2	5%	2	100%	0	0%

**1-5-3-1 供給者**

**1-5-3-1-1 当初質問状の送付<sup>18</sup>**

- (13) 平成24年10月30日、南アフリカ、中国及びスペインにおける調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た43者に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を本邦に供給しているか否かを確認するための「確認票」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「供給者当初質問状」という。）を送付した。その際、指定した回答期限までに供給者当初質問状に回答しない場合、日本国政府は1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定（平成6年条約第15号。以下「協定」という。）第6.8条、協定附属書Ⅱ及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（平成21年。以下「ガイドライン」という。）10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示した。南アフリカの供給者1者及び中国の供給者3者からの回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。
- (14) 平成24年10月30日、上記中国の40者のうち、中国における調査対象貨物の生産者として調査当局が知り得た37者に対し、「中国における調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する質問状」（以下「市場経済当初質問状」という。）を送付した。中国の生産者2者からの回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。
- (15) なお、平成24年10月30日、南アフリカ、中国及びスペインの各国政府並びに欧州委員会に対し、調査対象貨物の供給者であって、調査当局から供給者当初質問状及び市場経済当初質問状を送付した者以外に、EMDを生産し、かつ本邦へ輸出する者が認められる場合、

<sup>18</sup> 政令第10条第2項

当該供給者に供給者当初質問状及び市場経済当初質問状を転送し、それらの者が指定した回答期限までに回答をすることを求める旨の文書を送付したが、これに対する回答はなかった。

#### 1-5-3-1-2 回答の再依頼

- (16) 平成 24 年 11 月 30 日、上記(13)のとおり送付した供給者当初質問状のうち、指定した回答期限の 7 日前までに回答がなかった供給者に対し、回答期限までの回答を求める旨の文書を送付した。その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は協定第 6.8 条、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示した。これに対し、スペインの供給者 1 者から、「供給者当初質問状には回答しない」、「もう 1 者のスペインの供給者は既に当社が吸収合併し、回答しない」旨連絡があった。
- (17) 平成 24 年 11 月 30 日、上記(14)のとおり送付した市場経済当初質問状のうち、回答期限の 7 日前までに回答がなかった中国の生産者に対し、指定した回答期限までの回答を求める旨の文書を送付したが、これに対する回答はなかった。

#### 1-5-3-1-3 不十分な回答に対する問い合わせ及び追加質問状の送付<sup>19</sup>

- (18) 供給者当初質問状について、回答書を提出したものの回答が不十分であった中国の供給者 4 者に対し、不十分な箇所を明示し、問い合わせを行った。問い合わせに応じて、指定した回答期限までに十分な回答があった中国の供給者 4 者に対しては、調査を実施するにあたって、更なる情報提供を求めることとし、貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司（以下「紅星大龍」という。）及び貴州紅星發展進出口有限責任公司（以下「紅星進出口」という。）に対しては平成 25 年 3 月 29 日に、広西桂柳化工有限責任公司（以下「桂柳化工」という。）及び広州住友商事有限公司（以下「広州住商」という。）に対しては同年 4 月 3 日に、「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する追加質問状」（以下「供給者追加質問状」という。）を送付した。供給者 2 者からの回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認め、中国の供給者 4 者すべてから、指定した回答期限までに回答が提出された。

また、広州住商については、輸入者であり同社の関連企業である住友商事株式会社（以下「住友商事」という。）が本邦において最初に非関連企業に対して販売する価格を調査するため、平成 25 年 8 月 9 日、「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する追加質問状」（以下「構成輸出価格検討のための供給者追加質問状」という。）を送付し、指定した回答期限までに回答が提出された<sup>20</sup>。

- (19) 問い合わせに応じたものの指定した回答期限までに十分な回答がなかった南アフリカの供給者 1 者に対し、回答期限を延長し、延長した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定第 6.8 条、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示し、回答を求めたが、指定した回答期限までに十分な回答は提出されなかった。

---

<sup>19</sup> 政令第 10 条第 2 項

<sup>20</sup> 協定第 2.3 条、政令第 3 条

(20) 市場経済当初質問状について、回答書を提出したものの回答が不十分であった中国の生産者 2 者（紅星大龍及び桂柳化工）に対し、不十分な箇所を明示し、問い合わせを行った。当該生産者 2 者からは、問い合わせに応じて、指定した回答期限までに回答があったことから、調査をするにあたって、更なる情報提供を求めることとし、紅星大龍に対しては平成 25 年 3 月 29 日に、桂柳化工に対しては同年 4 月 3 日に、「中国における調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する追加質問状（以下「市場経済追加質問状」という。）を送付した。生産者 2 者からの回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認め、中国の生産者 2 者すべてから、指定した回答期限までに回答が提出された。

### 1-5-3-2 輸入者

#### 1-5-3-2-1 質問状の送付<sup>21</sup>

(21) 平成 24 年 10 月 30 日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た 18 者に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入しているかどうかを確認するための「確認票」及び「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」（以下「輸入者質問状」という。）を送付した。その際、指定した回答期限までに輸入者質問状に回答しない場合、日本国政府は協定第 6.8 条、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示した。また、平成 24 年 12 月 17 日、産業上の使用者質問状への回答書から新たに判明した輸入者 2 者に対し、輸入者質問状を送付した。輸入者 6 者からの回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

#### 1-5-3-2-2 回答の再依頼

(22) 平成 24 年 11 月 30 日、上記(21)のとおり送付した輸入者質問状のうち、回答期限の 7 日前までに回答がなかった輸入者 4 者に対し、指定した回答期限までの回答を求める旨の文書を送付した。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は協定第 6.8 条、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示した。これに対し、輸入者 1 者から、指定した期限までに回答が提出された。

#### 1-5-3-2-3 不十分な回答に対する問い合わせ

(23) 輸入者質問状について、回答書を提出したものの回答が不十分であった輸入者 8 者に対し、不十分な箇所を明示し、問い合わせを行った。これに対し、輸入者 6 者から指定した期限までに回答が提出された。

---

<sup>21</sup> 政令第 10 条第 2 項

### 1-5-3-3 本邦生産者

#### 1-5-3-3-1 質問状の送付<sup>22</sup>

(24) 平成 24 年 10 月 30 日、調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦生産者として調査当局が知り得た 3 者に対し、調査対象期間中に調査対象貨物と同種の貨物を生産しているか否かを確認するための「確認票」及び「本邦の生産者に対する質問状」（以下「本邦生産者質問状」という。）を送付した。その際、指定した回答期限までに本邦生産者質問状に回答しない場合、日本国政府は協定第 6.8 条、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示した。本邦生産者 2 者からの回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

#### 1-5-3-3-2 回答の再依頼

(25) 平成 24 年 11 月 30 日、上記(24)のとおり送付した本邦生産者質問状のうち、指定した回答期限の 7 日前までに回答がなかった者 1 者に対し、指定した回答期限までに回答を求める旨の文書を送付した。また、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は協定第 6.8 条、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示したが回答はなかった。

#### 1-5-3-3-3 不十分な回答に対する問い合わせ

(26) 本邦生産者質問状について、回答書を提出したものの回答が不十分であった本邦生産者 2 者に対し、不十分な箇所を明示し、問い合わせを行った。これに対し、本邦生産者 2 者すべてから回答が提出された。

### 1-5-3-4 産業上の使用者

#### 1-5-3-4-1 質問状の送付<sup>23</sup>

(27) 平成 24 年 10 月 30 日、主な EMD の使用者として調査当局が知り得た 22 者に対し、「本邦の産業上の使用者に対する質問状」（以下「産業上の使用者質問状」という。）を送付した。産業上の使用者 5 者からの回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

#### 1-5-3-4-2 回答の再依頼

(28) 平成 24 年 11 月 30 日、上記(27)のとおり送付した産業上の使用者質問状のうち、回答期限の 7 日前までに回答がなかった産業上の使用者 12 者に対し、回答期限までの回答を求める旨の文書を送付した。これに対し、産業上の使用者 11 者から指定した回答期限までに回答が提出された。

---

<sup>22</sup> 政令第 10 条第 2 項

<sup>23</sup> 政令第 13 条第 2 項

### 1-5-3-4-3 不十分な回答に対する問い合わせ

- (29) 産業上の使用者質問状について、回答書を提出したものの回答が不十分であった産業上の使用者 5 者に対し、不十分な箇所を明示し、問い合わせを行った。これに対し、産業上の使用者 5 者すべてから指定した回答期限までに回答が提出された。

### 1-5-4 代替国に係る選定通知

- (30) 中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、当該貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合は、正常価格を算定する際に、中国の国内販売価格等ではなく、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）で生産された同種の貨物の国内販売価格等（以下「代替国販売価格」という。）を用いることができるとされている<sup>24</sup>。
- (31) 平成 24 年 11 月 30 日、代替国を選定するために、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国の候補（コロンビア共和国、南アフリカ、ギリシャ共和国（以下「ギリシャ」という。）、スペイン及びアメリカ合衆国（以下「米国」という。）（調査当局が調査の過程で知り得た国で、代替国の候補として適当と判断した国も含む）及びその選定理由について、全ての直接の利害関係人並びに輸出国政府及び欧州委員会に対し通知し、意見を求めたところ、直接の利害関係人 6 者から意見が提出された。
- (32) 上記(31)の意見を踏まえ、平成 25 年 1 月 31 日、代替国の候補に 1 人当たりの GDP<sup>25</sup>に基づき優先順位を付けた「表 4 代替国候補のリスト」を全ての直接の利害関係人並びに輸出国政府及び欧州委員会に示し、これらの国に所在する生産者に対し、「非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「代替国の生産者質問状」という。）を送付して調査に必要な情報の提供を求める旨を、直接の利害関係人<sup>26</sup>並びに輸出国政府及び欧州委員会に対し通知した。なお、これに対し、直接の利害関係人 3 者から指定した期限までに意見が提出された。

表 4 代替国候補のリスト

優先順位	代替国の候補	生産者の名称
1	コロンビア共和国	Quintal S.A.
2	南アフリカ	Delta EMD Ltd.
3	ギリシャ	Tosoh Hellas A.I.C.
4	スペイン	Cegasa S.A.
5	米国	Tronox Inc. Erachem Inc. Energizer Inc.
6	日本国	東ソー

<sup>24</sup> 中国 WTO 加盟議定書及び政令第 2 条第 3 項

<sup>25</sup> 調査当局が収集した関係証拠「IMF World Economic Outlook (2011 年)」

<sup>26</sup> 供給者当初質問状及び平成 24 年 11 月 30 日付代替国選定通知が返送されてきた者を除く。

#### 1-5-5 代替国候補の生産者への質問状送付

(33) 上記(32)の意見を踏まえ、平成25年2月6日、全ての代替国候補の生産者に対し、調査対象期間中に調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われているか否かを確認するための「確認票」及び「代替国の生産者質問状」を送付し、協力を求めた。これに対し、ギリシャ及び本邦に所在する代替国候補の生産者から、「代替国の生産者質問状」に対する回答が指定した回答期限までに提出された。

(34) なお、米国及びコロンビアに所在する代替国候補の生産者各1者から、確認票において、調査対象期間中にEMDの生産及び販売を行っているが、本件調査には協力できない旨連絡があった。

#### 1-5-6 証拠の提出及び証言<sup>27</sup>

(35) 証拠の提出及び証言については、平成25年3月1日までに、輸入者2者から証拠の提出があった。

(36) なお、証拠等の提出期限の平成25年3月1日までに、「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」に含まれる事実<sup>28</sup>に関し、証拠を提出し、又は証言した中国の生産者はなかった。

#### 1-5-7 対質の申出<sup>29</sup>

(37) 対質の申出については、平成25年3月29日までに申出はなく、対質は実施しなかった。

#### 1-5-8 意見の表明<sup>30</sup>

(38) 意見の表明については、平成25年3月29日までに、供給者2者、輸入者5者、本邦生産者2者、産業上の使用者4者から、意見の表明があった。

#### 1-5-9 情報提供<sup>31</sup>

(39) 情報の提供については、平成25年3月29日までに提供されなかった。

#### 1-5-10 現地調査

(40) 本邦生産者質問状について、回答書が提出された本邦生産者2者（東ソー）に対し、「表5

---

<sup>27</sup> 政令第10条第1項及び第10条の2第1項

<sup>28</sup> 平成24年財務省告示第341号及びガイドライン7.(6)

<sup>29</sup> 政令第13条第1項

<sup>30</sup> 政令第12条の2第1項

<sup>31</sup> 政令第13条第1項

**現地調査の実施状況**」のとおり、現地調査への同意を求める通知文を送付し、問い合わせを行った。これに対し、本邦生産者 2 者すべてから同意を得た。

- (41) 供給者当初質問状及び供給者追加質問状について、回答書が提出された中国の供給者 4 者（紅星大龍、紅星進出口、桂柳化工及び広州住商）、及び市場経済当初質問状及び市場経済追加質問状に対し、回答が提出された中国の生産者 2 者（紅星大龍及び桂柳化工）に対し、「**表 5 現地調査の実施状況**」のとおり、現地調査実施への同意を求める通知文を送付し、問い合わせを行った。これに対し、中国の供給者 4 者すべてから同意を得た。さらに、中国政府に対し、現地調査実施の通知を行い、当該調査の実施に反対しないことを確認した<sup>32</sup>。
- (42) 上記の本邦生産者及び中国の供給者と現地調査の日程を調整した。日程決定後、対象者に対し、通知文書、現地調査に係る説明文書及び調査項目を送付し<sup>33</sup>、「**表 5 現地調査の実施状況**」のとおり現地調査を実施した。現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、当該現地調査結果報告書を送付<sup>34</sup>した。

**表 5 現地調査の実施状況**

対象者	同意を求める通知日	実施日
東ソー	平成 25 年 3 月 19 日	平成 25 年 4 月 23 日～4 月 25 日
紅星大龍及び紅星進出口	平成 25 年 3 月 22 日	平成 25 年 5 月 21 日～5 月 24 日、 同年 5 月 27 日及び 5 月 28 日
広州住商	平成 25 年 3 月 22 日	平成 25 年 6 月 20 日及び 6 月 21 日
	平成 25 年 9 月 13 日	平成 25 年 10 月 10 日 <sup>35</sup>
桂柳化工	平成 25 年 3 月 22 日	平成 25 年 6 月 24 日～6 月 27 日

- (43) 代替国の生産者質問状について、回答が提出された生産者に対し、現地調査実施への同意を求める通知文を送付し同意を得た。当該生産者と現地調査の日程を調整し、日程決定後、対象者に対し、通知文書、現地調査に係る説明文書及び調査項目を送付し<sup>36</sup>、現地調査を実施した。現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、当該現地調査結果報告書を送付<sup>37</sup>した。

### 1-5-11 調査期間の延長

- (44) 平成 25 年 10 月 15 日、証拠等の更なる検討を行うために調査期間を 5 ヶ月延長することについて告示<sup>38</sup>するとともに、直接の利害関係人に対して通知した<sup>39</sup>。

<sup>32</sup> 協定第 6.7 条、附属書 I 及びガイドライン 9.(1)一①

<sup>33</sup> ガイドライン 9.(1)一②

<sup>34</sup> ガイドライン 9.(1)二

<sup>35</sup> 広州住商の関連企業である輸入者（住友商事）における現地調査

<sup>36</sup> ガイドライン 9.(1)一②

<sup>37</sup> ガイドライン 9.(1)二

<sup>38</sup> 平成 25 年 10 月 15 日財務省告示第 334 号

<sup>39</sup> 法第 8 条第 6 項ただし書き、政令第 9 条

### 1-5-12 最終決定前の重要事実の開示

(45) 平成 25 年 11 月 22 日、最終決定の基礎となる重要事実（以下「重要事実」という。）を直接の利害関係人に対して書面により通知<sup>40</sup>し、重要事実に対する反論及び反証<sup>41</sup>についての提出期限を同年 12 月 13 日とした。また、輸出国政府及び欧州委員会に対しても重要事実を通知した。

(46) 重要事実に対して、平成 25 年 12 月 13 日までに、供給者 3 者、輸入者 4 者、本邦生産者 2 者から主張があり、秘密の情報を除き閲覧に供した。

上記主張及びこれに対する調査当局の見解は、「**4 重要事実に対する反論及び反証並びにこれらに対する調査当局の見解**」のとおりである。

なお、上記輸入者のうち【輸入者 C】から、「EMD の輸入者及び産業上の使用者に該当する当社は、この内容に関し反論を行う」旨の主張があったが、産業上の使用者は、重要事実の開示対象である直接の利害関係人に該当せず、反論及び反証を述べることはできないことから、同社の主張は輸入者としての反論及び反証であるとして取り扱う。

### 1-6 秘密の情報

(47) 提出された書面（申請書を含む）、証拠、意見及び情報並びに現地調査結果報告書について、秘密<sup>42</sup>として取り扱うことを求められた場合には、その旨及びその理由を記載した書面を提出させ、調査当局が秘密として取り扱うに足ると判断したものに限り秘密の情報として取り扱うとともに当該情報の秘密でない要約を提出することを認めた。

### 1-7 証拠等の閲覧

(48) 提出された書面（申請書を含む）、証拠、及び意見（秘密の情報については公開用要約に限る）並びに現地調査結果報告書（秘密の情報については公開用要約に限る）について、利害関係者に対して閲覧<sup>43</sup>に供した。

### 1-8 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用

(49) 南アフリカについては、調査当局が知り得た供給者 1 者に対し、供給者当初質問状を送付し、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定第 6.8 条、協定附属書 II 及びガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示し、回答を求めた。しかし、妥当な期間内に必要な情報を提供しなかったことから、南アフリカを原産地とする不当廉売された貨物の輸入の事実等について、調査当局は知ることができた事実により決定した。

(50) 中国については、調査当局が知り得た供給者 40 者に対し、供給者当初質問状を送付し、指

<sup>40</sup> 協定第 6.9 条及び政令第 15 条

<sup>41</sup> 協定第 6.2 条、政令第 10 条第 2 項及び第 10 条の 2 第 2 項

<sup>42</sup> 協定第 6.5 条及び政令第 10 条第 1 項及び第 2 項

<sup>43</sup> 政令第 11 条

定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定第 6.8 条、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示し、回答を求めた。しかし、紅星大龍、紅星進出口、桂柳化工及び広州住商以外の供給者は、妥当な期間内に必要な情報を提供しなかったことから、中国を原産地とするこれらの供給者に係る不当廉売された貨物の輸入の事実等について、調査当局は知ることができた事実により決定した。

- (51) スペインについては、調査当局が知り得た供給者 2 者に対し、供給者当初質問状を送付し、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定第 6.8 条、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示し、回答を求めた。しかし、妥当な期間内に必要な情報を提供しなかったことから、スペインを原産地とする不当廉売された貨物の輸入の事実等について、調査当局は知ることができた事実により決定した。

## 2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項

### 2-1 不当廉売された貨物の輸入の事実

#### 2-1-1 総論

##### 2-1-1-1 調査対象貨物及び同種の貨物の基本的考え方

###### 2-1-1-1-1 調査対象貨物

- (52) 調査対象貨物は、南アフリカ、中国及びスペインで生産され本邦に輸出のために販売された EMD である。EMD とは、電気分解の工程（以下「電解工程」という。）を経て製造された二酸化マンガンのことである。調査対象貨物は、商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 2820.10 号（二酸化マンガン）に分類される。本邦の輸入統計品目番号は、2820.10-000（二酸化マンガン）に該当する。

なお、二酸化マンガンのうち、電解工程を経ないで製造される化学合成マンガン（CMD<sup>44</sup>）及び天然二酸化マンガン（NMD<sup>45</sup>）については、当初調査と同様に調査対象貨物には含まれない。

- (53) 調査対象貨物は、当該調査のために、EMD の用途を基準として、①マンングレード（マンガン電池の材料として製造される EMD）、②アルカリグレード（アルカリ電池の材料として製造される EMD）、③リチウム一次用グレード（リチウム一次電池の材料として製造される EMD）、④フェライト用グレード（フェライト製造材料用に製造される EMD）、⑤その他（上記①から④までの用途以外の用途で使用されるもの、主にリチウムイオン二次電池の材料）、に品種分けした。

<sup>44</sup> CMD: Chemical manganese dioxide

<sup>45</sup> NMD: Natural manganese dioxide

- (54) 利害関係者からの回答<sup>46</sup>を分析したところ、EMDの形状は、粉末状のもの及び塊状のものがあつたが、これらは取引先からの要請に基づく電解工程後の加工工程による差異であつた。このほか、供給者によっては、取引先、形状等に応じて、製造・販売管理がなされていた。

#### 2-1-1-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物

- (55) 不当廉売された貨物の輸入の事実の有無を調査するため、調査対象貨物と比較する同種の貨物の範囲は、調査対象貨物の生産国で生産された貨物で同一グレードのEMDとした。さらに、詳細な検討を行うため、同一の産業上の使用者向け同一グレードのEMDで比較を行うこととした。

#### 2-1-1-2 不当廉売差額の基本的考え方

- (56) 不当廉売差額は、調査対象期間に輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とすることとした<sup>47</sup>。
- (57) 不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出することとした<sup>48</sup>。証拠の提出がなかった生産者については、輸出者から提出された証拠等の知ることができた事実に基づいて<sup>49</sup>、不当廉売差額を算出することとした。複数のグレードのEMDを本邦へ輸出している生産者の不当廉売差額については、グレード毎の不当廉売差額を加重平均して算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これらすべての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定<sup>50</sup>することとした。
- (58) 輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、輸出価格及び正常価格は、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるよう必要な調整を行った上で加重平均する<sup>51</sup>。調整は、実際の取引価額を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引、国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価額から、供給者が支払った、国内運賃、国内保険料、梱包費用、その他の国内輸送費用、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、本邦の港から購入者までの運賃、荷役費用、供給国の輸出税、本邦の輸入関税、その他の輸送費用、割戻、数量割引、その他の割引、与信費用、技術サービス費、販売手数料、製造物責任にかかる費用、ロイヤルティ、ワランティ、広告宣伝及び販売促進費、倉庫保管費、在庫金利費用、テスト・検査費、銀行手数料、

<sup>46</sup> 調査開始の告示（平成24年財務省告示第341号）において、調査対象貨物の用途として例示したものうち、酸化剤、マッチの材料、塗料及びガラス等の製造用に使用されるEMDの本邦への輸入の事実は確認できなかった。

<sup>47</sup> 協定第2条、法第8条第1項及び政令第2条

<sup>48</sup> 協定2.4

<sup>49</sup> 協定6.8、ガイドライン10.(2)

<sup>50</sup> 協定9.2

<sup>51</sup> 協定第2.4条及び政令第2条第4項

その他の直接販売費、その他の間接販売費、その他費用、第三者に対する支払い、内国間接税を控除すべきかどうか検討する。

- (59) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替相場で換算する<sup>52</sup>。

### 2-1-1-3 正常価格の算出の基本的考え方

- (60) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）<sup>53</sup>とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でない認められる場合には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）<sup>54</sup>、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）<sup>55</sup>とする<sup>56</sup>。

- (61) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間（6ヶ月以上）にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内にすべての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした<sup>57</sup>。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなすこととした<sup>58</sup>。

#### 2-1-1-3-1 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方

- (62) 「2-1-1-3 正常価格の算出の基本的考え方」にかかわらず、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格は、調査対象貨物の生産者が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下「市場経済の条件が浸透している事実」という。）があることを明確に示すことができない場合には、代替国販売価格として、①代替国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、②当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は③当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同

---

<sup>52</sup> 協定第2.4.1条

<sup>53</sup> 政令第2条第1項第1号

<sup>54</sup> 政令第2条第1項第2号

<sup>55</sup> 政令第2条第1項第3号

<sup>56</sup> 協定第2.2条、法第8条第1項及び政令第2条第2項

<sup>57</sup> ガイドライン7.(1).五

<sup>58</sup> 協定第2.2.1条

種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかを使用することとした<sup>59</sup>。

### 2-1-1-3-2 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方

(63) 上記(62)の「市場経済の条件が浸透している事実」には、以下の事実が含まれるものとした<sup>60 61</sup>。

- ① 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（中国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。④において同じ。）の重大な介入がない事実
- ② 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
- ③ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
- ④ 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
- ⑤ 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

### 2-1-1-4 輸出価格の算出の基本的考え方

(64) 輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討することとした<sup>62</sup>。

(65) 輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合<sup>63</sup>しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とすることとした<sup>64</sup>。

### 2-1-1-5 端数処理の基本的考え方

(66) 通貨の換算及び加重平均に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について端数を四捨五入することとした。

## 2-1-2 南アフリカ

### 2-1-2-1 南アフリカの供給者

(67) 「1-5-3 質問状の送付等」に記載のとおり、南アフリカに所在する調査当局が知り

---

<sup>59</sup> 政令第2条第1項第4号及び同条3項

<sup>60</sup> ガイドライン7.(6)

<sup>61</sup> 平成24年財務省告示第341号9.(1)

<sup>62</sup> 協定第2.1条、法第8条第1項

<sup>63</sup> ガイドライン7.(2)

<sup>64</sup> 協定第2.3条、第2.4条及び政令第3条

得た供給者 1 者（デルタ）に対し、供給者当初質問状を送付したが、指定した期間内に必要な情報は提供されなかった。

そこで、調査当局は、「**1-8 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用**」に記載のとおり、デルタを供給者として、南アフリカを原産地とする不当廉売された EMD の輸入の事実を検討することとした。

- (68) なお、調査当局は、デルタのウェブサイトにおいて、同社の 2011 年のアニュアルレポート (INTEGRATED ANNUAL REPORT for the year ended 27 December 2011) (以下「デルタアニュアルレポート 2011 年」という。)及び 2012 年のアニュアルレポート (INTEGRATED ANNUAL REPORT for the year ended 27 December 2012) (以下「デルタアニュアルレポート 2012 年」という。)を入手し、確認したところ、いずれにおいても「デルタは、アフリカで、唯一の EMD 生産者である」<sup>65</sup> <sup>66</sup>旨記載されており、その他に情報はないことから、南アフリカの EMD 生産者は、デルタ 1 者だけであると認め、検討することとした。

#### 2-1-2-2 南アフリカの調査対象貨物

- (69) デルタで生産された EMD については、デルタアニュアルレポート 2011 年及びデルタアニュアルレポート 2012 年において、「デルタで生産された EMD のほとんどがアルカリ電池の材料として製造される EMD である」旨記載されていたことから、調査対象貨物をアルカリグレードと特定した。

#### 2-1-2-3 調査対象貨物と比較する同種の貨物

- (70) 「**2-1-1-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物**」に記載のとおり、調査対象貨物と同一のグレードであるアルカリグレードを同種の貨物とすることとした。

#### 2-1-2-4 正常価格

- (71) 正常価格については、南アフリカの国内販売価格、構成価格を算出するための情報を得ていないことから、デルタの第三国向け輸出価格を採用することとした。また、上記 (69) に記載のとおり、デルタで生産された EMD のほとんどがアルカリ電池の材料として製造される EMD であることから、同社の第三国向け輸出は、アルカリグレードであると判断した。

- (72) デルタは、上記(68)に記載のとおり、南アフリカで唯一の EMD 生産者と認められるところ、国連商品貿易統計データベース (以下「UN Comtrade」という。)における南アフリカからの EMD 輸出実績をデルタのアルカリグレードの輸出実績とみなし、第三国向け輸出価格を調査することとした。

- (73) そこで、UN Comtradeを調査したところ、下記「**表 6 南アフリカの EMD 輸出実績 (2011 年 4 月～2012 年 3 月) (上位 3 か国)**」<sup>67</sup>のとおり、南アフリカから米国向けの輸出量が最

<sup>65</sup> 調査当局が収集した関係証拠「デルタアニュアルレポート 2011 年」

<sup>66</sup> 調査当局が収集した関係証拠「デルタアニュアルレポート 2012 年」

<sup>67</sup> 調査当局が収集した関係証拠「南アフリカの EMD 輸出実績 (2011 年 4 月～2012 年 3 月) (UN Comtrade)」

大であり、比較可能な代表的な価格<sup>68</sup>であると認められたことから、正常価格を算出するための第三国向け輸出価格は、南アフリカから米国向けの輸出価格（FOB価格）を採用した。

**表 6 南アフリカの EMD 輸出実績（2011 年 4 月～2012 年 3 月）（上位 3 か国）**

輸出先国名	輸出量 (MT)	輸出額 (FOB 価格) (米国ドル)	輸出量全体に 占める割合 (%)
米国	19,265.100	48,741,897	67
中国	3,125.704	865,859	11
ブラジル	1,352.680	2,050,847	5
その他	4,802.727	8,569,750	17
全輸出量	28,546.211	60,228,353	100

（出所：UN Comtrade）

- (74) 調査対象期間における南アフリカから米国向けの輸出実績は、輸出量 19,265.100 トン、輸出額 48,741,897 米国ドル（FOB価格）であり<sup>69</sup>、米国向け輸出価格は、1 トン当たり 2,530.06 米国ドル(FOB価格)となった。

#### 2-1-2-5 本邦向け輸出価格

- (75) 調査対象期間におけるデルタの本邦向け輸出価格は、デルタが南アフリカで唯一の EMD 生産者とされるところ、UN Comtrade における南アフリカから本邦への EMD 輸出実績をデルタのアルカリグレードの本邦向け輸出価格とした。

- (76) そこで、UN Comtradeを調査したところ、2011 年度の本邦向け輸出実績は、輸出量は、698.84 トン、輸出額は、1,561,549 米国ドル(FOB価格)であり<sup>70</sup>、本邦向け輸出価格は、1 トン当たり、2,234.47 米国ドル(FOB価格)となった。

#### 2-1-2-6 通貨の換算

- (77) 調査対象貨物と同種の貨物との価格比較における通貨単位については、調査当局が使用した情報は、UN Comtrade における同一の通貨単位（米国ドル）であるため、通貨の換算はしていない。

#### 2-1-2-7 不当廉売差額及び不当廉売差額率

- (78) 不当廉売差額の算出方法については、「2-1-1-2 不当廉売差額の基本的考え方」に記載されているが、調査当局は、上記算出を行うための必要な情報を得ていないことから、本邦向け FOB 価格と米国向け FOB 価格とで価格比較を行うことが適切であるかについて、次のとおり検討した。

<sup>68</sup> 協定第 2.2 条

<sup>69</sup> 調査当局が収集した関係証拠「南アフリカの EMD 輸出実績（2011 年 4 月～2012 年 3 月）（UN Comtrade）」

<sup>70</sup> 調査当局が収集した関係証拠「南アフリカの EMD 輸出実績（2011 年 4 月～2012 年 3 月）（UN Comtrade）」

(79) デルタのEMD生産工場は、南アフリカの東部に位置するネルスプリット (Nelspruit) 工場の1か所だけであり、本邦向け及び米国向けアルカリグレードのEMDは同工場で生産されていると認められる<sup>71</sup>。また、輸入者質問状回答書<sup>72</sup>から、本邦向けに輸出されるEMDは、【港名】が積出港であることが判明している。他方、米国向けEMDの積出港は不明であるが、同工場近辺の積出港は【港名】だけであること、また、当初調査におけるデルタの回答書<sup>73</sup>から、米国向けEMDは、ネルスプリット工場で生産後、【港名】から輸出されていたことが判明している。延長調査においても、米国向けEMDは、【港名】が積出港であると考えるのが合理的である。

したがって、本邦向け及び米国向けアルカリグレードは、同一の工場で生産され、同一の経路で同一の港に運送後、輸出されていると認められることから、商取引の同一の段階での価格比較として本邦向け FOB 価格と米国向け FOB 価格との価格比較を行った。

(80) 不当廉売差額は、「2-1-2-4 正常価格の算出」において算出した正常価格と、「2-1-2-5 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として算出したところ、1トンあたり295.59米ドルとなった。また、当該不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、13.23%となり当初調査における不当廉売差額率と概ね同程度となっていることが認められた。

#### 2-1-2-8 南アフリカに係る不当廉売輸入の事実についての結論

(81) 上記のとおり、デルタを供給者として、南アフリカを原産地とするEMDの不当廉売輸入の事実が認められた。

### 2-1-3 中国

#### 2-1-3-1 中国の供給者

(82) 中国に所在する調査当局が知り得た供給者40者に対し、供給者当初質問状を送付したところ、紅星大龍、紅星進出口、桂柳化工、広州住商及び募統国際有限公司の5者から回答があった。このうちEMDの生産者は、紅星大龍及び桂柳化工の2者であり、輸出者は、紅星進出口及び広州住商の2者であり、他の1者については、EMDの輸出者であることが確認できなかった<sup>74</sup>。

<sup>71</sup> 調査当局が収集した関係証拠「デルタアニュアルレポート2012年」

同レポートには、デルタは、Nelspruit (ネルスプリット) 工場のほかに、もう1つEMD工場 (BlackLock (ブラックロック) 工場) を所有している旨記載されていたが、同工場については「Manganese ore reduction plant」と記載され、未加工のマンガン鉱石を酸化マンガンを還元するEMD生産工程のうち、前段階の工程設備と認められる。

<sup>72</sup> 輸入者質問状回答書 (ユミコアジャパン) (添付資料8)

<sup>73</sup> 当初調査供給者質問状回答書 (デルタ) (様式D) <sup>74</sup> 供給者当初質問状回答書 (募統国際有限公司) (調査項目A-1-9本邦向け輸出貨物が、EMDであるかは不明であるとの回答あった。)

<sup>74</sup> 供給者当初質問状回答書 (募統国際有限公司) (調査項目A-1-9本邦向け輸出貨物が、EMDであるかは不明であるとの回答あった。)

(83) 輸出者である紅星進出口が、本邦向け輸出のために販売していたEMDは、その全量を紅星大龍が生産していたことから<sup>75</sup>、当該2者は同一の商流に存在する者として、紅星大龍が生産するEMDの本邦への不当廉売の輸入の事実を検討することとした。

輸出者である広州住商が、本邦向け輸出のために販売していたEMDは、その全量を桂柳化工が生産していたことから<sup>76</sup><sup>77</sup>、当該2者は同一の商流に存在する者として、桂柳化工が生産するEMDの本邦への不当廉売の輸入の事実を検討することとした。

(84) 中国のその他の供給者については、輸入者からの質問状回答書から、当該5者以外にも存在することが確認できたが、「1-8 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用」に記載のとおり、これらの供給者からは、供給者当初質問状に対する回答はなく、指定した期間内に必要な情報が提供されなかった。

そこで、調査当局は、知ることができた事実により、その他の中国供給者による中国を原産地とする不当廉売されたEMDの輸入の事実を検討することとした。

(85) また、中国のEMD生産者である紅星大龍及び桂柳化工については、当該各生産者に係る正常価格の算出に際して、「2-1-1-3-2 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方」に示した各項目に基づき、当該各生産者が市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができたか否かについて検討することとし、当該事実を明確に示すことができない場合には、上記「2-1-1-3-1 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方」に記載のとおり正常価格を算出することとした。

### 2-1-3-2 代替国候補の選定

(86) 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の算定にあたり、代替国販売価格を用いる可能性を考慮し、「1-5-4 代替国に係る選定通知」のとおり、代替国選定に係る通知を行った。

(87) 上記(32)の代替国候補についての通知<sup>78</sup>に対し、直接の利害関係人から、①「コロンビアには生産者が1者のみであり、コスト構造には競争原理が働いていないため、代替国として不適切である。」、②「コロンビアの情報が使用できない場合、1人当たりのGDPが中国と大きく異なるスペイン、米国又は日本の生産者の情報が使用され、真の状況を反映することができず、不適切である。」、③「中国のEMD業界は既に市場化された産業となり、川上の原材料や川下のユーザーへの販売ルートも完全に市場化されている。当社も市場化経営に取り組んでおり、需給関係、コストに基づいて販売価格を決定しており、当社の国内販売価格を正常価格として使用するのが最も適切である。」との意見が提出された。

<sup>75</sup> 供給者当初質問状回答書（紅星大龍及び紅星進出口）（調査項目 B-1-3）

<sup>76</sup> 供給者当初質問状回答書（桂柳化工）（調査項目 B-1-1）、供給者現地調査結果報告書（桂柳化工）（2.(1)③(i) ④）

<sup>77</sup> 供給者当初質問状回答書（広州住商）（様式 B）

<sup>78</sup> 平成25年1月31日付中国を原産地とする調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定について

- (88) 上記(87)①の意見については、代替国の選定において、生産者数及び製造コストに関する類似性の存否は、中国のWTO加盟議定書、WTO協定及び日本の関係法令において要件とされていない。一人当たりGDPを指標として代替国を選定する方法には、中国と代替国との販売価格の類似性を確保する目的として十分な合理的根拠がある。したがって、コロンビアを代替国候補とすることが不適切であると判断することはできない。
- (89) 上記(87)②の意見については、代替国は、政令第2条第1項第4号の規定に基づき、単に中国と経済発展段階が近い国ではなく、「中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」とされており、すなわち、調査対象貨物と同種の貨物の製造及び販売が行われており、調査対象貨物について価格比較を行うための情報を入手することが可能である国のうち、中国と最も近い経済発展段階にある国となる。したがって、これらの国が、調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売を行っているのであれば、経済発展段階が異なっても、代替国候補として対象に一旦含めた上で、この中から最も近い経済発展段階にある国を考慮して選定すべきであることから、これらの国が代替国候補とすることが不適切であるとの指摘は認められない。
- (90) 上記(87)③の意見については、中国の国内販売価格を正常価格として採用するためには、政令第2条第3項の規定に基づき、当該生産者が市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことが要件となっている。当該要件の充足の有無については、上記(30)のとおり、個々の生産者ごとに調査の過程において判断すべきものであり、代替国候補を選定する段階において、一律に中国の国内販売価格を採用することが適切であるとの指摘は認められない。

### 2-1-3-3 紅星大龍

#### 2-1-3-3-1 調査対象貨物

- (91) 紅星大龍は、自社で生産したEMDのうち、調査期間にアルカリグレード【取引件数】及び【EMD品種名】【取引件数】について、紅星進出口を通じて本邦向けに輸出していた<sup>79</sup> <sup>80</sup>。

#### 2-1-3-3-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物

- (92) 「2-1-1-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物」に記載のとおり、同一のグレードであるアルカリグレード及び【EMD品種名】を同種の貨物とすることとした。ただし、紅星大龍に関して市場経済の条件が浸透している事実が明確に示されない場合には、代替国に所在する生産者が生産する調査対象貨物と同一のグレードであるアルカリグレード及び【EMD品種名】を同種の貨物とすることとした。

#### 2-1-3-3-3 正常価格

---

<sup>79</sup> 供給者当初質問状回答書（紅星大龍及び紅星進出口）（様式 B）

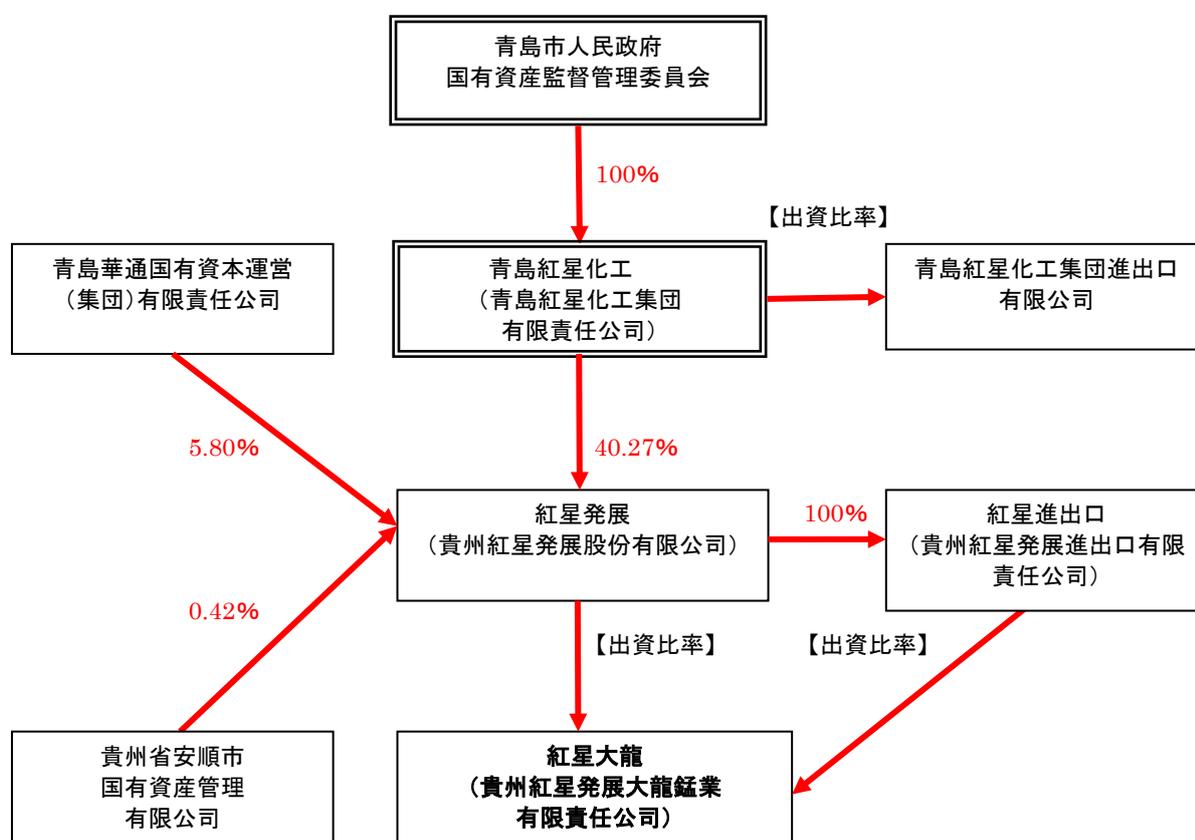
<sup>80</sup> 紅星大龍及び紅星進出口から、ブロック状のアルカリグレードEMDの輸出実績があるとの回答があったが、当該貨物は、輸入者の回答から【EMD品種名】に該当することが判明した。

(93) 紅星大龍の国内販売価格等を正常価格として採用できるかを判断するため、同社が EMD の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができるか否かについて、次のとおり検討した。

### 2-1-3-3-3-1 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討

(94) 紅星大龍は、下記「**図1 紅星大龍の資本関係（2011年12月末現在）**」のとおり、山東省所在の青島市人民政府国有資産監督管理委員会が100%出資・設立し、管理する青島紅星化工集団有限責任公司（以下「青島紅星化工」という。）に間接保有されていた<sup>81 82</sup>。また、青島紅星化工の定款には、【定款第4章第1節及び第2節「出資者の職権」に記載された同社と青島市人民政府の関係】旨等が規定されていた<sup>83</sup>。

図1 紅星大龍の資本関係（2011年12月末現在）<sup>84</sup>



(95) 紅星大龍の定款<sup>85</sup>には、【定款第6章「会社の組織、設立方法、職権及び議事規則」に記載

<sup>81</sup> 市場経済現地調査結果報告書（紅星大龍）（提出資料番号1）

<sup>82</sup> 市場経済当初質問状回答書（紅星大龍）（添付資料 A-27）

<sup>83</sup> 市場経済追加質問状回答書（紅星大龍）（添付資料 A-26-1）

<sup>84</sup> 市場経済当初質問状回答書（紅星大龍）（添付資料 A-26）、市場経済現地調査結果報告書（紅星大龍）（調査項目 1.(1),提出資料番号 1）

<sup>85</sup> 市場経済当初質問状回答書（紅星大龍）（添付資料 A-27）

された董事会の設置・構成、董事の選出方法、及び董事長の設置についての説明】旨記載され、董事会の職務として、【董事会の職務についての説明】旨記載されていた。また、董事長の職責は「董事会への監督、董事会議決事項の執行」等で、董事の職責は「董事会の経営決定への参画、会社の重大な意思決定への参画等」である旨の回答があった<sup>86</sup>。

- (96) 紅星大龍の董事長は、青島紅星化工、貴州紅星發展股份有限公司（以下「紅星發展」という。）、及び紅星進出口の董事長を兼務していた<sup>87</sup>。当初調査においては、紅星大龍より、青島紅星化工の董事長への就任に際して【企業と政府の関係】旨説明が行われたところ<sup>88</sup>、当初調査から延長調査までの間、青島市人民政府国有資産監督管理委員会と青島紅星化工の出資関係及び青島紅星化工の定款に変化がないこと<sup>89</sup>及び紅星大龍側から当該政府との関係に係る変化についての説明が行われなかったこと<sup>90</sup>から、同社と青島市政府の関係について当初調査より変化はないものと認められた。

また、紅星大龍の董事1名は、青島紅星化工の総経理及び【会社名及び役職名】を兼務しており、紅星大龍の董事【人数】のうち【人数】は、紅星發展の董事を兼務していた<sup>91</sup>。

さらに、会社を代表して対外的に契約を締結する権限を有する法定代表人について、紅星大龍の董事長は、青島紅星化工、紅星發展、紅星大龍及び紅星進出口の法定代表人になっていた<sup>92</sup>。

- (97) 紅星大龍の親会社である紅星發展は、上記「**図1 紅星大龍の資本関係**」のとおり、青島紅星化工に加えて、国有の投資会社である青島華通国有資本運営（集団）有限責任公司、及び国有企業の貴州省安順市国有資産管理有限公司から出資を受けていた<sup>93</sup>。

また、紅星發展は、青島紅星化工から約40%の出資を受けており、他の出資者の出資比率が極めて低いことから<sup>94</sup><sup>95</sup>、紅星大龍には、紅星發展を通じた青島紅星化工及び青島市人民政府国有資産監督管理委員会による間接的な支配が及んでいると認められた。

- (98) 制度的な政府の介入として、「国务院の投資体制改革の決定」に基づく「貴州省企業技術改造投資プロジェクトのファイリング管理方法」において、EMDの生産設備の増設に届出が義務付けられており<sup>96</sup>、また、国务院の「産業構造調整の促進に関する暫定規定」に基づく「産業構造調整指導目録2005年版」において、EMDの生産設備の下限が設定され、さらに、「同目録2011年版」において、EMDの生産設備の新設が制限されており<sup>97</sup>、紅星大龍も当該規

---

<sup>86</sup> 市場経済現地調査結果報告書（紅星大龍）（調査項目 1.(11)）

<sup>87</sup> 市場経済現地調査結果報告書（紅星大龍）（提出資料番号 1）、供給者当初質問状回答書（紅星大龍及び紅星進出口）（調査項目 A-1-7）

<sup>88</sup> 当初調査における現地調査結果報告書別紙 2（紅星大龍）（調査項目 1.(2)）

<sup>89</sup> 市場経済追加質問状回答書（紅星大龍）（調査項目 A-26②）

<sup>90</sup> 市場経済現地調査結果報告書（紅星大龍）（調査項目 1.(5)）

<sup>91</sup> 市場経済当初質問状回答書（紅星大龍）（調査項目 A-32）

<sup>92</sup> 市場経済現地調査結果報告書（紅星大龍）（調査項目 1.(6)(8)(9),提出資料番号 3）

<sup>93</sup> 市場経済現地調査結果報告書（紅星大龍）（調査項目 1.(1)(20)）

<sup>94</sup> 市場経済追加質問状回答書（紅星大龍）（調査項目 A-26③）

<sup>95</sup> 市場経済現地調査結果報告書（紅星大龍）（調査項目 1.(21),提出資料番号 1）

<sup>96</sup> 市場経済現地調査結果報告書（紅星大龍）（調査項目 1.(15),提出資料番号 9）

<sup>97</sup> 市場経済現地調査結果報告書（紅星大龍）（調査項目 1.(19),提出資料番号 13）

制の適用対象であることが認められた。

- (99) 紅星大龍が所在する貴州省の人民政府が制定した「貴州省第12次5カ年化工産業発展計画」中、「五、発展の重点と主要任務」の下に、紅星大龍の年間生産量2万トンのリチウムイオン電池専用EMDの記載が見られた<sup>98</sup>。
- (100) 紅星大龍には、工会（労働組合）が設置されていたが<sup>99</sup>、その代表である工会主席は、紅星大龍の管理者側である総経理<sup>100</sup>を兼務していた<sup>101</sup>。また、紅星大龍の社内には、共産党委員会が設置され、総経理である工会主席が党委員会書記を兼務していた<sup>102</sup>。
- (101) 紅星大龍の工会（労働組合）規約第19条には、「党の基本路線と各方針政策を実行」する旨記載され<sup>103</sup>、中華全国総工会が公布する企業工会工作条例第51条には、「企業内の工会は、上級工会の指導とともに同レベルの共産党組織の指導も受け、当該同レベルの共産党組織の指導が主となるものとする。」旨記載されていた<sup>104</sup>。
- (102) これらの証拠から、労働者の賃金は労使間の自由な交渉により決定されているとは認められなかった。
- (103) 紅星大龍から、EMD生産に係る主要な設備の購入先、及び原材料等の主要な投入財の購入先について、これらの購入先が政府から出資を受けているか否か、政府系企業から出資を受けているか否か、政府職員が董事を務めているか否かについては不明である旨の回答があった<sup>105</sup>。このように、主要な投入材の費用が市場価格を反映しているとは立証されなかった。
- (104) 上記(94)から(103)の事実を総合的に判断すると、「**2-1-1-3-2 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**」に掲げた事実について、紅星大龍は、EMDの生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができなかつたと認められた。
- (105) したがって、紅星大龍の正常価格の算出には、同社の国内販売価格等ではなく、代替国販売価格を採用することとした。

### 2-1-3-3-3-2 代替国の選定

---

<sup>98</sup> 市場経済現地調査結果報告書（紅星大龍）（調査項目 5.(6),提出資料番号 38)

<sup>99</sup> 市場経済当初質問状回答書（紅星大龍）（調査項目 C-6)

<sup>100</sup> 市場経済現地調査結果報告書（紅星大龍）（調査項目 1.(12))

<sup>101</sup> 市場経済現地調査結果報告書（紅星大龍）（調査項目 3.(5))

<sup>102</sup> 市場経済現地調査結果報告書（紅星大龍）（調査項目 3.(3))

<sup>103</sup> 市場経済当初質問状回答書（紅星大龍）（添付資料 C-6-a）,市場経済追加質問状回答書（紅星大龍）（調査項目 C-6,提出資料番号 28)

<sup>104</sup> 市場経済現地調査結果報告書（紅星大龍）（提出資料番号 3.(8))

<sup>105</sup> 市場経済現地調査結果報告書（紅星大龍）（調査項目 1.(13),提出資料番号 5,調査項目 2.(4),提出資料番号 17)

(106) 紅星大龍の調査対象貨物は、上記(92)に記載のとおり、アルカリグレード及び【EMD 品種名】であったことからこれらの貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われている代替国に所在する生産者の価格情報を採用することとした。

#### 2-1-3-3-3-3 代替国の正常価格

(107) アルカリグレードに関し、代替国において実際の商取引として行われた販売の価格を代替国販売価格として採用し、正常価格を算出することとした。

なお、上記取引は生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格による販売ではなかった<sup>106</sup>。

(108) 代替国販売価格（【内国間接税の名称】を含まない）から控除した費用は、【費用項目名】、倉庫費用、国内運賃、倉庫移動運賃、製造物責任保険料、在庫金利費用及び与信費用であり、全取引を加重平均したところ、正常価格は1トン当たり、【数値】人民元となった。

(109) 【EMD 品種名】に関し、代替国において実際の商取引として行われた販売の価格を代替国販売価格として採用し、正常価格を算出することとした。

なお、上記取引は生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格による販売ではなかった<sup>107</sup>。

(110) 代替国販売価格（【内国間接税の名称】を含まない）から控除した費用は、【費用項目名】、倉庫費用、国内運賃、倉庫移動運賃、製造物責任保険料、在庫金利費用及び与信費用であり、全取引を加重平均したところ、正常価格は、1トン当たり【数値】人民元となった。

#### 2-1-3-3-4 本邦向け輸出価格

(111) 紅星大龍が生産したアルカリグレードに関し、調査対象期間における本邦向け輸出は【取引件数】であり、契約条件はすべて【貿易条件】<sup>108</sup>であった。輸出価格（増値税を含まない）から控除した費用は、国内トラック運賃、国内鉄道運賃、梱包費用、輸出諸掛り、国際運賃、倉庫保管費、銀行手数料、在庫金利費用及び与信費用であり、調査当局は以下のとおり輸出価格を算出した。

- ・ 国内トラック運賃、国内鉄道運賃及び梱包費用は、取引毎の管理はされておらず、発生費用の総額と販売数量から平均単位コストを計算し、当該取引の販売数量に応じて配賦された金額が報告された。これを控除した。
- ・ 輸出諸掛り及び国際運賃は、取引毎に実際に発生した費用が報告された。これを控除した。
- ・ 倉庫保管費は、取引毎の管理はされておらず、調査対象期間における発生費用の総額と

---

<sup>106</sup> 代替国の生産者質問状回答書（【様式名】，様式 D）

<sup>107</sup> 代替国の生産者質問状回答書（【様式名】，様式 D）

<sup>108</sup> 貿易条件【貿易条件】：INCOTERMS 2010

販売数量から平均単位コストを計算し、当該取引の販売数量に応じて配賦された金額が報告された。これを控除した。

- 銀行手数料は、取引毎の管理はされておらず、調査対象期間における発生費用の総額と販売金額から平均単位コストを計算し、当該取引の販売金額に応じて配賦された金額が報告された。これを控除した。
- 在庫金利費用は、調査対象期間の短期借入の実績がある期間における取引については、当該期間における平均短期借入金利<sup>109</sup>、製品完成入庫日から販売のため出荷する日までの期間及び各取引の販売原価<sup>110</sup>に応じて算出された金額が報告された。他の期間における取引については、在庫金利費用が算出されておらず、調査当局において、当該平均短期借入金利、製品完成入庫日から販売のため出荷する日までの期間及び各取引の販売原価に応じて算出した。これらを控除した。
- 与信費用は、調査対象期間の短期借入の実績がある期間における取引については、当該期間における平均短期借入金利、出荷日から入金日までの期間及び各取引の販売価格に応じて算出された金額が報告された。他の期間における取引については、与信費用が算出されていなかったため、調査当局において、当該平均短期借入金利、製品完成入庫日から販売のため出荷する日までの期間及び各取引の販売価格に応じて算出した。これらを控除した。

(112) 上記のとおり調整し、全取引を加重平均したところ、本邦向け輸出価格は、1トン当たり、【数値】人民元となった。

(113) 紅星大龍が生産した【EMD 品種名】に関して、調査対象期間における本邦向け輸出は【取引件数】であり、契約条件はすべて【貿易条件】であった。アルカリグレードと同様に費用を控除し、さらに、以下のその他の間接販売費を控除し、全取引を加重平均したところ、本邦向け輸出価格は、1トン当たり、【数値】人民元となった。

- その他の間接販売費は、紅星進出口の損益計算書<sup>111</sup>から得られる営業収入に対する販売費用及び管理費用の比率を販売価格に乗じて計算される販管費から、既に控除した紅星進出口の費用<sup>112</sup>を除いて算出した。これを控除した。

### 2-1-3-3-5 通貨の換算

(114) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、販売日における為替レートを用いて供給者の現地通貨である人民元に換算した。

---

<sup>109</sup> 期間1年未満の借入金に対する利率の加重平均

<sup>110</sup> 供給者当初質問状回答書（紅星大龍及び紅星進出口）（様式 E（構成価格）の価格（一般経費欄の価格は除く）に販売数量を乗じたもの）

<sup>111</sup> 供給者当初質問状回答書（紅星大龍及び紅星進出口）（添付資料 A-1-10-2-2.2）

<sup>112</sup> 費用は、【紅星進出口の費用項目名】。

#### 2-1-3-3-6 不当廉売差額及び不当廉売差額率

(115) 不当廉売差額は、「2-1-3-3-3-3 代替国の正常価格」において算出した正常価格と「2-1-3-3-4 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額とし、グレード毎に算出したところ、アルカリグレードは1トン当たり【数値】人民元、【EMD 品種名】は1トン当たり【数値】人民元となった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、アルカリグレードについては【数値】%、【EMD 品種名】については【数値】%となり、これらを加重平均すると、【50乃至150】%となり現行の不当廉売差額率を上回ることが認められた。

#### 2-1-3-3-7 紅星大龍に係る不当廉売輸入の事実についての結論

(116) 上記のとおり、紅星大龍が生産した EMD の本邦への不当廉売輸入の事実が認められた。

#### 2-1-3-4 その他の中国供給者

##### 2-1-3-4-1 桂柳化工

##### 2-1-3-4-1-1 調査対象貨物

(117) 桂柳化工は、調査対象期間に、自社で生産した EMD のうち、【EMD 品種名】【取引件数】について、広州住商を通じて本邦向けに輸出していた<sup>113</sup>。

##### 2-1-3-4-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物

(118) 「2-1-1-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物」に記載のとおり、同一のグレードである【EMD 品種名】を同種の貨物とすることとした。ただし、桂柳化工に関して市場経済の条件が浸透している事実が明確に示されない場合には、正常価格の算出において同社の販売価格情報は採用されないことから、その場合には、代替国に所在する生産者が生産する調査対象貨物と同一のグレードである【EMD 品種名】を同種の貨物とすることとした。

##### 2-1-3-4-1-3 正常価格

(119) 桂柳化工の国内販売価格等を正常価格として採用できるかを判断するため、同社が EMD の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確には示すことができるか否かについて、次のとおり検討した。

##### 2-1-3-4-1-3-1 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討

(120) 桂柳化工の定款<sup>114</sup>には、【定款第5章「会社の組織、設立方法、職権及び議事規則」に記

---

<sup>113</sup> 供給者当初質問状回答書（桂柳化工）（調査項目 B-1-1）、供給者現地調査結果報告書（桂柳化工）（2.(1)③(i)④)

<sup>114</sup> 市場経済当初質問状回答書（桂柳化工）（添付資料 A-27）

載された**【**理事会の設置・構成、董事の選出方法、及び董事長の設置についての説明**】**旨記載されていた。また、董事長の職責については、**【**理事会決議を実施すること、会社の生産、経営、管理を実施すること等である旨の回答があった<sup>115</sup>。

(121) 桂柳化工の株式は、同社の董事長が**【**株式保有率**】**を所有し、**【**株式保有率**】**を所有していた<sup>116</sup>。また、董事長を含む董事6名が共産党員であり、同社の株主の**【**株式保有率**】**により保有されていた<sup>117</sup>。

(122) 桂柳化工の董事長は、2000年から2004年の5年間に、桂柳化工が所在する広西壮族自治区柳州市の第九期共産党代表大会の代表であった。その代表の主な職務は、毎年開催される柳州市の年度党代表大会に出席し、市共産党委員会が作成した活動報告をモニタリングし、市共産党委員会の幹部やその他の党員が業務を適正に行っているかどうかを審議し、意見を提出すること、及び同大会閉会中においては、党員の意見やアドバイスを収集し市共産党委員会に伝えるとともに、市共産党委員会の意見を党員に伝えること等であった<sup>118</sup>。また、桂柳化工の董事長は、1999年及び2009年に、柳州市から優秀共産党員<sup>119</sup>に表彰され、2000年及び2011年に、柳州市から優秀党務活動者<sup>120</sup>として表彰されていた<sup>121</sup>。

(123) 桂柳化工が所在する広西壮族自治区の工業情報化委員会が制定した「新材料産業発展第12次5ヵ年計画（2011年－2015年）」には、桂柳化工に関するものとして、以下の内容が記載されていた<sup>122</sup>。また、同計画の序文には「中共広西壮族自治区委員会、広西壮族自治区人民政府の工業的決定」等に基づき、本計画が策定されている旨が記載されていた。

① マンガン酸リチウムに使用されるEMDの生産プロジェクト 建設内容：年間生産量1万トン、大型技術設備、国際的先端技術レベルまで到達し、EMDがマンガン酸リチウムの原料として使用され、その使用領域を広げ、EMD業界の発展を促進する。

② マンガン酸リチウムの生産プロジェクト 建設内容：年間生産量1万トン、日本の成熟した設備を導入し、生產品目構成を調整する。1次リチウム電池とマンガン酸リチウム用電池の正極材として、自動車産業の発展を促進する。

(124) 制度的な政府の介入として、國務院の「産業構造調整の促進に関する暫定規定」に基づく「産業構造調整指導目録2005年版」において、EMDの生産設備の下限が設定され<sup>123</sup>、さら

<sup>115</sup> 市場経済追加質問状回答書（桂柳化工）（添付資料A-29）

<sup>116</sup> 市場経済追加質問状回答書（桂柳化工）（添付資料A-30）

<sup>117</sup> 市場経済現地調査結果報告書（桂柳化工）（調査項目1.(27),提出資料番号18）

<sup>118</sup> 市場経済現地調査結果報告書（桂柳化工）（調査項目1.(20)）

<sup>119</sup> 市場経済現地調査結果報告書（桂柳化工）（調査項目1.(22)①）において、桂柳化工は「1999年優秀共産党員の表彰については、同氏の仕事の業績や現地の経済発展に対する大きな貢献があったことから表彰されたものと理解している。」と回答し、2009年の表彰も同様の経緯によるものと説明している。

<sup>120</sup> 市場経済現地調査結果報告書（桂柳化工）（調査項目1.(22)②）において、桂柳化工は「2000年優秀党工作者（党務活動者）の表彰については、同氏の社内党委員会の業務に功績があったことから表彰されたものと理解している。」と回答し、2011年の表彰も同様の経緯によるものと説明している。

<sup>121</sup> 市場経済現地調査結果報告書（桂柳化工）（調査項目1.(22)）

<sup>122</sup> 市場経済現地調査結果報告書（桂柳化工）（調査項目5.(8),提出資料番号42）

<sup>123</sup> 市場経済現地調査結果報告書（桂柳化工）（調査項目1.(7),提出資料番号7）

に、「同目録 2011 年版」において、EMDの生産設備の新設が制限されており、桂柳化工も当該規制の適用対象であることが認められた<sup>124</sup>。

(125) これらの証拠から、桂柳化工の生産及び投資が中国の地方政府の経済計画の一部を成しており、政府の影響を受けているものと認められた。

(126) 桂柳化工は、国における重大な科学技術の研究課題及び国の戦略的な新興産業の開発を担う国有研究機関（【国有研究機関名】<sup>125</sup>）が独自に開発した【製品名】を購入していた<sup>126</sup>。

(127) 調査当局は、当該【製品名】を購入する際に、他の供給者の【製品名】と比較検討し、他の供給者と価格交渉した上で購入したものであることを示す証拠の提出を求めたが、「他の供給者との交渉は、電話やFAXで行っていたが、当社には、価格交渉の記録を保存する制度はなく、担当者により記録は残している場合もあるが、契約締結後、1年以上は保存していない。」との説明があり、当該説明を裏付ける証拠は提出されなかった<sup>127</sup>。

(128) 桂柳化工には、工会（労働組合）が設置されていた<sup>128</sup>。工会については、その関連規定である中国工会法第4条<sup>129</sup>には、「(工会は) 中国共産党の指導を堅持し、」旨記載され、企業工会工作条例第51条<sup>130</sup>には、「企業内の工会は、上級工会の指導とともに同レベルの共産党組織の指導も受け、当該同レベルの共産党組織の指導が主となるものとする」旨記載されていた。同社内には、共産党委員会が設置されており、桂柳化工の董事長が党委員会書記を兼務していた<sup>131</sup>。

(129) 労使間の賃金決定については、桂柳化工から賃金決定の決議書は提出されたが、当該決議事項に至るまでの交渉過程を示す関係証拠は提出されなかった<sup>132</sup>。

(130) これらの証拠から、労働者の賃金は労使間の自由な交渉により決定されているとは認められなかった。

(131) 桂柳化工から、EMD生産に係る主要な設備の購入先及び原材料等の主要な投入財の購入先について、国有企業である【国有研究機関名】、【会社名】及び【会社名】以外の企業については、購入先が政府から出資を受けているか否か、政府系企業から出資を受けているか否か、

---

<sup>124</sup> 市場経済現地調査結果報告書（桂柳化工）（調査項目 1.(8),提出資料番号 8）

<sup>125</sup> 市場経済現地調査結果報告書（桂柳化工）（調査項目 1.(1),(4),提出資料番号 4）

<sup>126</sup> 市場経済現地調査結果報告書（桂柳化工）（調査項目 1.(3)）

<sup>127</sup> 市場経済現地調査結果報告書（桂柳化工）（調査項目 1.(3)）

<sup>128</sup> 市場経済当初質問状回答書（桂柳化工）（調査項目 C-6）

<sup>129</sup> 市場経済現地調査結果報告書（桂柳化工）（調査項目 3.(11),提出資料番号 32）

<sup>130</sup> 市場経済現地調査結果報告書（桂柳化工）（調査項目 3.(10),提出資料番号 31）

<sup>131</sup> 市場経済現地調査結果報告書（桂柳化工）（調査項目 3.(2)）

<sup>132</sup> 市場経済現地調査結果報告書（桂柳化工）（調査項目 3.(8)）

政府職員が董事を務めているか否かについては不明である旨の回答があった<sup>133</sup>。このように、主要な投入材の費用が市場価格を反映しているとは立証されなかった。

(132) 上記(120)から(131)の事実を総合的に判断すると、「**2-1-1-3-2 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**」に掲げた事実について、桂柳化工は、EMDの生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができなかつたと認められた。

(133) したがって、桂柳化工の正常価格の算出には、同社の国内販売価格等ではなく、代替国販売価格を採用することとした。

#### **2-1-3-4-1-3-2 代替国の選定**

(134) 桂柳化工の調査対象貨物は、上記(118)に記載のとおり、【EMD品種名】であったことから、当該貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われている代替国に所在する生産者の価格情報を採用することとした。

#### **2-1-3-4-1-3-3 代替国の正常価格**

(135) 【EMD品種名】に関し、代替国において実際の商取引として行われた販売の価格を代替国販売価格として採用し、正常価格を算出することとした。

なお、上記取引は生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格による販売ではなかつた<sup>134</sup>。

(136) 代替国販売価格（【内国間接税の名称】を含まない）から控除した費用は、【費用項目名】、倉庫費用、国内運賃、倉庫移動運賃、製造物責任保険料、在庫金利費用及び与信費用であり、全取引を加重平均したところ、正常価格は、1トン当たり、【数値】人民元となった。

#### **2-1-3-4-1-4 本邦向け輸出価格**

(137) 桂柳化工が生産したEMDのうち、【EMD品種名】は、調査対象期間に本邦向け輸出のために、その全量が非関連企業である広州住商に販売され<sup>135</sup>、広州住商は日本に所在する関連企業の住友商事に対し販売<sup>136</sup>していた。また、住友商事は、輸入した当該【EMD品種名】を非関連企業で産業上の使用者である【会社名】に販売<sup>137</sup>していた。

(138) 桂柳化工は、本邦向けに輸出のために販売した【EMD品種名】について、【会社名】と品

---

<sup>133</sup> 市場経済現地調査結果報告書（桂柳化工）（調査項目 1.(1),提出資料番号 1,調査項目 2.(1),提出資料番号 19)

<sup>134</sup> 代替国の生産者質問状回答書（【様式名】 ,様式 D)

<sup>135</sup> 供給者当初質問状回答書（桂柳化工）（調査項目 B-1-1）、供給者現地調査結果報告書（桂柳化工）(2.(1)③(i) ④)

<sup>136</sup> 供給者当初質問状回答書（広州住商）（様式 B)

<sup>137</sup> 構成輸出価格検討のための海外供給者現地調査結果報告書（広州住商）（調査項目 3.(1)①)

質保証契約を締結<sup>138</sup>していた。価格交渉は桂柳化工と広州住商、広州住商と住友商事、住友商事と【会社名】との間で、それぞれ行われていた。したがって、「**2-1-1-4 輸出価格の算出の基本的考え方**」に記載のとおり、桂柳化工が生産した【EMD品種名】に関する本邦向け輸出価格は、住友商事から【会社名】への国内販売価格に基づき、以下(139)から(140)までのとおり算出することとした<sup>139</sup>。

#### 2-1-3-4-1-4-1 広州住商及び住友商事における各種費用の控除

(139) 広州住商及び住友商事が【会社名】に販売した【EMD品種名】に関して、調査対象期間における契約条件はすべて【販売条件】であった。本邦における販売価格（消費税を含まない）から控除した住友商事及び広州住商の費用は、輸出諸掛り、国際運賃、国際保険料、不当廉売関税、輸入諸掛り、その他の間接販売費、在庫金利費用、与信費用、増値税及び利潤である<sup>140 141</sup>。

- ・ 輸出諸掛り、国際運賃、国際保険料、不当廉売関税、輸入諸掛り及び増値税<sup>142</sup>は、取引毎に実際に発生した費用が報告された。これを控除した。
- ・ 住友商事のその他の間接販売費は取引毎の管理はされておらず、調査対象期間における、EMD事業を担当する社員に係る人件費等<sup>143</sup>を、事業に従事した時間の割合等に応じてEMD事業について割り当てた金額の総額を取引件数で除して配賦した金額が報告された。これを控除した<sup>144</sup>。広州住商のその他の間接販売費は、広州住商の損益計算書<sup>145</sup>から得られる売上高に対する販売費用及び管理費用の比率を販売価格に乗じて計算される販管費から、既に控除した費用<sup>146</sup>を除いて算出した。これを控除した。
- ・ 在庫金利費用は、調査対象期間における平均短期借入金利<sup>147</sup>、支払日から引渡日までの期間及び各取引の購入価格に応じて算出された金額が報告された。これを控除した。
- ・ 与信費用は、調査対象期間における平均短期借入金利、引渡日から入金日までの期間及び各取引の販売価格に応じて算出された金額が報告された。これを控除した。

<sup>138</sup> 供給者追加質問状回答書（桂柳化工）（調査項目 B-2-22）

<sup>139</sup> 協定第 2.3 条、政令第 3 条

<sup>140</sup> 供給者現地調査結果報告書（広州住商）（2.(1)1③(i)）

<sup>141</sup> 構成輸出価格検討のための供給者追加質問状（広州住商）（様式 S）

<sup>142</sup> 増値税は、輸出販売の際に課されその後還付されない増値税（供給者追加質問状回答書（広州住商）（調査項目 B-3 1.(9)））

<sup>143</sup> 出張費用並びに当該事業を支援する部門における共通経費及び全社共通経費。

<sup>144</sup> 残高試算表（構成輸出価格検討のための海外供給者現地調査結果報告書（広州住商）（提出資料番号 14））に記載の販売費及び一般管理費には、報告されていない費用が計上されていたことから、調査当局において、売上高に対する販売費及び一般管理費（報告された上記人件費等の項目を除く）の比率に基づき、販売価格に応じて算出し、これを控除した。

<sup>145</sup> 供給者当初質問状回答書（広州住商）（添付資料 A-1-10-2-1）

<sup>146</sup> 輸出諸掛り及び国際運賃

<sup>147</sup> 期間 1 年未満の借入金に対する利率の加重平均

- ・ 増値税<sup>148</sup>は、取引毎に実際に発生した費用が報告された。これを控除した。
- ・ 利潤は、「住友商事グループは、販売先の【会社名】から【利益についての詳細】を利益として得ている」<sup>149</sup>との回答があったことから、調査当局が適切であると判断した利潤率<sup>150</sup>を用い販売価格に応じて算出するとともに、1トン当たり【数値】元を算出した。これらを控除した。

#### 2-1-3-4-1-4-2 桂柳化工における各種費用の控除

(140) 国内販売価格からさらに控除した桂柳化工の費用は、荷役費用、国内運賃、梱包費用、在庫金利費用及び与信費用であり、以下のとおり算出した。

- ・ 荷役費用<sup>151</sup>、国内運賃及び梱包費用<sup>152</sup>は、取引毎の管理はされておらず、調査対象期間に発生した費用と販売数量から平均単位コストを計算し、当該取引の販売数量に応じて配賦された金額が報告された。これを控除した。
- ・ 在庫金利費用は、調査対象期間における平均短期借入金金利<sup>153</sup>、製品完成入庫日から販売のため出荷する日までの期間及び各取引の販売原価<sup>154</sup>に応じて算出された金額が報告された。これを控除した。
- ・ 与信費用は、調査対象期間における平均短期借入金金利、出荷日から入金日までの期間及び各取引の販売価格に応じて算出された金額が報告された。これを控除した。

#### 2-1-3-4-1-4-3 本邦向け輸出価格の結論

(141) 上記のとおり、調整し、加重平均したところ、本邦向け輸出価格は、1トン当たり、【数値】人民元となった。

#### 2-1-3-4-1-5 通貨の換算

(142) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、販売日における為替レートを用いて供給者の現地通貨である人民元に換算した。

<sup>148</sup> 増値税は、輸出版売の際に課されその後還付されない増値税（供給者追加質問状回答書（広州住商）（調査項目 B-3 1.(9)）<sup>149</sup> 構成輸出価格検討のための海外供給者現地調査結果報告書（広州住商）（調査項目 3.(2)①）

<sup>149</sup> 構成輸出価格検討のための海外供給者現地調査結果報告書（広州住商）（調査項目 3.(2)①）

<sup>150</sup> 中国から EMD の輸入販売を行う同業他社における損益計算書（調査当局が収集した関係証拠「蝶理株式会社 社の損益計算書（2011 年度）」）から得られる売上高に対する営業利益の比率。

<sup>151</sup> 荷役費用は出荷のためのトラック積込み料

<sup>152</sup> 梱包費用はパレット購入代金及びその購入運賃並びにフレコン費用

<sup>153</sup> 期間 1 年未満の借入金に対する利率の加重平均

<sup>154</sup> 供給者当初質問状回答書（桂柳化工）（様式 E（構成価格）の価格（一般経費欄の価格は除く））に販売数量を乗じたもの

#### 2-1-3-4-1-6 不当廉売差額及び不当廉売差額率

(143) 不当廉売差額は、「**2-1-3-4-1-3-3 代替国の正常価格**」において算出した正常価格と「**2-1-3-4-1-4-3 本邦向け輸出価格の結論**」において算出した輸出価格との差額とし算出したところ、1 トン当たり【数値】人民元となった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、【100 乃至 200】%となり現行の不当廉売差額率を上回ることが認められた。

#### 2-1-3-4-1-7 桂柳化工に係る不当廉売輸入の事実についての結論

(144) 上記のとおり、桂柳化工が生産した EMD の本邦への不当廉売輸入の事実が認められた。

#### 2-1-3-4-2 その他の中国供給者（桂柳化工以外）

(145) 供給者当初質問状に対して、指定した期間内に必要な情報を提供しなかった中国の供給者については、その他の中国供給者として、「**1-8 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用**」のとおり、知ることができた事実に基づき、不当廉売された EMD の輸入の事実について検討することとした。

(146) 当初調査において、質問状に回答しなかった者はその他の中国供給者とした。なお、延長調査質問状で回答した桂柳化工は、当初調査質問状では回答しなかった。

(147) 延長調査においては、調査当局は、その他の中国供給者に含まれる桂柳化工について「**2-1-3-4-1-6 不当廉売差額及び不当廉売差額率**」に基づき、「**2-1-3-4-1-7 桂柳化工に係る不当廉売輸入の事実についての結論**」のとおり認定したことから、これに基づき「その他の中国供給者」の不当廉売の輸入の事実を判断することとした。その結果、桂柳化工の不当廉売差額及び不当廉売差額率を「その他の中国供給者」の不当廉売差額及び不当廉売差額率として採用し、「その他の中国供給者」による中国を原産地とする EMD の不当廉売輸入の事実が認められた。

#### 2-1-3-5 中国に係る不当廉売輸入についての結論

(148) 上記のとおり、全ての中国の供給者について、中国を原産地とする不当廉売された EMD の輸入の事実が認められた。

### 2-1-4 ス페인

#### 2-1-4-1 スペインの供給者

(149) 「**1-8 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用**」に記載のとおり、スペインに所在する調査当局が知り得た供給者 2 者（セガサ及びエネルヒアポルタティル「Energia Portatil」）に対し、供給者当初質問状を送付したところ、平成 24 年 12 月、セガ

サから、「当社は、2010年にエネルギーポルタティルを吸収合併した。当社は、エネルギーポルタティルを含め、供給者当初質問状には回答しない。」との連絡があった<sup>155</sup> <sup>156</sup>。

そこで、調査当局は、知ることができた事実により、セガサを供給者として、スペインを原産地とする不当廉売された EMD の輸入の事実を検討することとした。

- (150) なお、調査当局は、欧州委員会のウェブサイトにおいて、「南アフリカ産EMDに係る不当廉売関税の延長調査開始の告示（2013年3月12日付）」を入手し、確認したところ、当該延長調査の申請者は、欧州域内でEMD生産者としてEU当局に知られているセガサ及び東ソーヘラス（ギリシャに所在）の2者である旨が記載されていた<sup>157</sup>。したがって、調査当局は、スペインのEMD供給者は、セガサ1者だけであると認め、検討することとした。

#### 2-1-4-2 スペインの調査対象貨物

- (151) 2011年、セガサが「欧州グリーンカーイニシアティブ」<sup>158</sup>の会議において発表したレポート「Advanced Battery for Electric Vehicles in Cegasa」を欧州グリーンカーイニシアティブのウェブサイトにおいて確認したところ、同社のグループが生産する電池について、アルカリ電池が言及されていたことから<sup>159</sup>、同社が生産するEMDはアルカリグレードに使用されるものであると判断し、調査対象貨物をアルカリグレードと特定した。

#### 2-1-4-3 調査対象貨物と比較する同種の貨物

- (152) 「2-1-1-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物」に記載のとおり、同一のグレードであるアルカリグレードを同種の貨物とすることとした。

#### 2-1-4-4 正常価格

- (153) 上記(151)に記載のとおり、セガサで生産された EMD はアルカリグレードと判断したため、同社の輸出は、アルカリグレードであると特定し、正常価格については、スペインの国内販売価格、構成価格を算出するための情報を得ていないことから、同社の第三国向け輸出価格を採用することとした。

- (154) セガサは、上記(150)に記載のとおり、スペインで唯一の EMD 生産者とされるところ、欧州委員会統計データベース（ユーロスタット）（以下「Eurostat」という。）におけるスペイ

---

<sup>155</sup> 平成24年12月6日付、セガサから調査当局あての電子メール

<sup>156</sup> 平成24年12月12日付、セガサから調査当局あての電子メール

<sup>157</sup> 調査当局が収集した関係証拠「欧州委員会の南アフリカ産EMDに係る不当廉売関税の延長調査開始の告示（Official Journal of the European Union Notice of initiation of an expiry review of the anti-dumping measures applicable to imports of certain manganese dioxides originating in South Africa (2013/C 72/06) 12.3.2013）」

<sup>158</sup> European Green Cars Initiative (EGCI) は、欧州委員会が経済再生計画の下で開始した三つの官民パートナーシップ（Public-Private Partnership (PPP)）のうちの一つで、経済苦境に立つ自動車産業を後押しし、新しくかつ持続可能な道路輸送システムの開発を支援するもの。

<sup>159</sup> 調査当局が収集した関係証拠「Advanced Battery for Electric Vehicles in Cegasa」

ンからの EMD 輸出実績をセガサの EMD 輸出実績とみなし、調査をすることとした。

- (155) そこで、Eurostatを調査したところ、下記「表 7 スペインのEMD輸出実績 (2011 年 4 月～2012 年 3 月)」のとおり、スペインからドイツ向けの輸出量が最大であり、比較可能な代表的な価格である<sup>160</sup>と認められたことから、正常価格を算出するための第三国向け輸出価格は、スペインからドイツ向けの輸出価格 (FOB価格) を採用した。

表 7 スペインのEMD輸出実績 (2011 年 4 月～2012 年 3 月)<sup>161</sup> (上位 3 か国)

輸出先国名	輸出量 (MT)	輸出額 (FOB) (ユーロ)	輸出量全体に占める割合 (%)
ドイツ	2,594.90	3,844,540	40
ベルギー	2,499.90	3,528,947	39
ポーランド	892.00	1,258,738	14
その他	463.19	647,667	7
全輸出量	6,449.99	9,279,892	100

(出所: Eurostat)

- (156) 調査対象期間におけるスペインからドイツ向けの EMD 輸出実績は、上記(155)の「表 7 スペイン EMD 輸出実績 (2011 年 4 月～2012 年 3 月)」のとおり、輸出量 2,594.90 トン、輸出額 3,844,540 ユーロ (FOB 価格) であった。

- (157) また、工場渡し価格を調査するため、セガサの EMD 工場の所在を調査したところ、セガサの商品パンフレット「Industrial Primary Batteries」において、工場はスペイン北部の オニャティ (onati) にあり、EMD はオニャティ (onati) 工場で生産されている旨が記載されていた<sup>162</sup>。

- (158) そこで、当該ドイツ向け輸出価格 (FOB 価格) から、調査当局が知ることができた以下の国内物流費及び輸出諸経費を控除し、工場渡しの段階の価格に調整し、正常価格を算出した。

- ・国内物流費<sup>163</sup>は、オニャティ (onati) 工場からスペイン国内のドイツ寄りの国際港であるビルバオ (Bilbao) 港までの輸送費を採用した。
- ・輸出諸経費<sup>164</sup>は、国際港であるビルバオ (Bilbao) 港における輸出諸経費を採用した。

- (159) 上記のとおり、調整したところ、正常価格は 1 トン当たり 1,449.38 ユーロとなった<sup>165</sup>。

<sup>160</sup> 協定第 2.2 条

<sup>161</sup> 調査当局が収集した関係証拠「スペインの EMD 輸出実績 (2011 年 4 月～2012 年 3 月) (Eurostat)」

<sup>162</sup> 調査当局が収集した関係証拠「Industrial Primary Batteries (CEGASA)」

<sup>163</sup> 申請書添付資料 24-1 スペイン正常価格

<sup>164</sup> 申請書添付資料 24-1 スペイン正常価格

<sup>165</sup> 調査当局が作成した正常価格算出のための調査記録 (スペインの供給者)

#### 2-1-4-5 本邦向け輸出価格

(160) 上記(154)に記載のとおり、スペインからのEMD輸出実績をセガサのEMD輸出実績とみなし、Eurostatを調査したところ、2011年度の本邦向け輸出実績は、輸出量 200.60 トン、輸出額 267,103 ユーロ(FOB価格)であった<sup>166</sup>。

(161) そこで、当該本邦向け輸出価格 (FOB価格) から、調査当局が知る事ができた以下の国内物流費<sup>167</sup>及び輸出諸経費<sup>168</sup>を控除し、工場渡しの段階の価格に調整し、正常価格を算出した。

- ・国内物流費は、オニャティ工場から本邦寄りの国際港であるバルセロナ (Barcelona) 港までの輸送費を採用した。
- ・輸出諸経費は、国際港であるバルセロナ (Barcelona) 港における輸出諸経費を採用した。

(162) 上記のとおり、調整したところ、本邦向け輸出価格は、1 トン当たり 1,293.67 ユーロとなった<sup>169</sup>。

#### 2-1-4-6 通貨の換算

(163) 調査対象貨物と同種の貨物との価格比較における通貨単位については、調査当局が使用した情報は、同一の貿易統計 (Eurostat) における同一の通貨単位 (ユーロ) であるため、通貨の換算はしていない。

#### 2-1-4-7 不当廉売差額及び不当廉売差額率

(164) 不当廉売差額は、「2-1-4-4 正常価格」で算出した正常価格と「2-1-4-5 本邦向け輸出価格」で算出した輸出価格との差額として算出したところ、1 トン当たり 155.71 ユーロとなった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ 12.04%となり、当初調査における不当廉売差額率と概ね同程度となっていることが認められた。

#### 2-1-4-8 スペインに係る不当廉売輸入の事実についての結論

(165) 上記のとおり、セガサを供給者として、スペインを原産地とする不当廉売された EMD の輸入の事実が認められた。

### 2-2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれ

---

<sup>166</sup> 調査当局が収集した関係証拠「スペインの EMD 輸出実績 (2011 年 4 月～2012 年 3 月)」(Eurostat)

<sup>167</sup> 申請書添付資料 24-1 スペイン輸出価格

<sup>168</sup> 申請書添付資料 24-1 スペイン輸出価格

<sup>169</sup> 調査当局が作成した輸出価格算出のための調査記録 (スペインの供給者)

## 2-2-1 総論

(166) 「2-1 不当廉売された貨物の輸入の事実」を踏まえ、不当廉売関税の課税期間満了後の不当廉売輸入の継続又は再発のおそれについて以下のとおり検討した。

## 2-2-2 南アフリカ

(167) 上記(81)に記載のとおり、調査対象期間において、デルタは南アフリカ唯一の生産者であり、デルタを供給者として、南アフリカを原産地とする EMD の不当廉売輸入の事実が認められた。

(168) 調査当局は、さらに、デルタに係る以下の項目を検討のうえ、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、デルタを供給者として、南アフリカを原産地とする EMD の不当廉売輸入が継続するおそれについて、検討することとした。

- ① 供給者の余剰生産能力
- ② 供給者の将来の生産
- ③ 追加的な増産を吸収できる南アフリカの国内市場の存在
- ④ 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在
- ⑤ 本邦の国内需要

### 2-2-2-1 供給者の余剰生産能力

(169) デルタの EMD の年間生産能力は、デルタアニュアルレポート 2011 年及びデルタアニュアルレポート 2012 年において「EMD の年間生産能力は、30,000 トンである。」<sup>170</sup> <sup>171</sup>旨記載されていた。

また、デルタがメンバーとなっている国際マンガン協会 (International Manganese Institute) <sup>172</sup>の電解産品 (EPD) 会合におけるレポート「2011 EMD Market Review and Forecast」(IMI's 9th EPD China Conference) (以下「国際マンガン協会レポート 2011 年」という。) 及び「2012 EMD Market Review and Forecast」(IMI's 10th EPD China Conference) (以下「国際マンガン協会レポート 2012 年」という。) において、デルタの年間生産能力は、2011 年及び 2012 年に 30,000 トンである旨が記載されていた <sup>173</sup> <sup>174</sup>。

(170) デルタの EMD の年間生産量については、上記(68)に記載のとおり、デルタは南アフリカで唯一の EMD 生産者であり、生産された EMD の 98% が輸出されている <sup>175</sup> <sup>176</sup> ところ、南アフリカの輸出量をデルタの EMD 生産量とみなし、調査することとした。そこで、南アフリカに

---

<sup>170</sup> 調査当局が収集した関係証拠「デルタアニュアルレポート 2011 年」

<sup>171</sup> 調査当局が収集した関係証拠「デルタアニュアルレポート 2012 年」

<sup>172</sup> 調査当局が収集した関係証拠「国際マンガン協会ウェブサイトにおける同協会の概要紹介」

<sup>173</sup> 調査当局が収集した関係証拠「国際マンガン協会レポート 2011 年」

<sup>174</sup> 調査当局が収集した関係証拠「国際マンガン協会レポート 2012 年」

<sup>175</sup> 調査当局が収集した関係証拠「デルタアニュアルレポート 2011 年」

<sup>176</sup> 調査当局が収集した関係証拠「デルタアニュアルレポート 2012 年」

における 2011 年及び 2012 年の EMD 輸出実績<sup>177</sup>について、UN Comtrade で調査したところ、下記「表 8 南アフリカにおける EMD の生産能力、輸出量及び稼働率」のとおりであり、年間生産能力 30,000 トンに対する稼働率を算出すると、2012 年において相当程度の余剰生産能力があることが認められた。なお、2011 年の輸出量が生産能力 30,000 トンを超えているのは、前期生産の期ずれ輸出であると考えられる。

**表 8 南アフリカにおける EMD の生産能力、輸出量及び稼働率**

年	23 (2011)	24 (2012)
生産能力(MT/年)	30,000	30,000
輸出量(MT)	30,059	22,350
稼働率 (%)	100	74.5

(輸出量 出所：UN Comtrade)

(171) また、利害関係者から、「一般的に EMD の生産設備では、EMD 以外の他の製品を生産することはできない」旨の回答<sup>178</sup> <sup>179</sup> <sup>180</sup>、「EMD の生産技術の進歩に特筆すべき事情はない」旨の回答<sup>181</sup> <sup>182</sup>があり、デルタにおいても同様に、その余剰生産能力を EMD 以外の他の製品の生産に振り向けて利用する可能性はないと考えられる。

(172) 以上を踏まえると、デルタには相当程度の余剰生産能力があり、余剰生産能力は EMD 以外の他の製品の生産に振り向けることはできない状況が認められた。

#### 2-2-2-2 供給者の将来の生産

(173) 調査当局は、デルタの将来の生産に関する具体的な情報について、一般に公開された情報から入手することができなかった。しかし、デルタアニュアルレポート 2012 年の EXECUTIVE DIRECTOR'S REPORT の欄には、「特に (EMD の) ハイグレード製品に関するセールス・ミックスの改善に焦点を置き、我々の市場におけるポジションを改善するための努力を続ける」<sup>183</sup>旨記載され、今後も販売に努力する旨の経営戦略が明確に示されていた。また、デルタアニュアルレポート 2012 年には、将来、EMD の生産設備を廃棄する等の記載もなかった。

(174) 以上を踏まえると、デルタの将来の生産は現状が維持され、将来において EMD 市場におけるポジションを改善する経営戦略がある状況が認められた。

<sup>177</sup> 調査当局が収集した関係証拠「南アフリカの EMD 輸出実績 (2011 年及び 2012 年) (UN Comtrade)」

<sup>178</sup> 供給者当初質問状回答書 (紅星大龍及び紅星進出口) (調査項目 E-1-2-12)

<sup>179</sup> 供給者当初質問状回答書 (桂柳化工) (調査項目 E-1-2-12)

<sup>180</sup> 本邦生産者質問状回答書 (東ソー) (調査項目 A-7)

<sup>181</sup> 供給者当初質問状回答書 (紅星大龍及び紅星進出口) (調査項目 A-7-6)

<sup>182</sup> 供給者当初質問状回答書 (桂柳化工) (調査項目 A-7-6)

<sup>183</sup> 調査当局が収集した関係証拠「デルタアニュアルレポート 2012 年」

### 2-2-2-3 追加的な増産を吸収できる南アフリカの国内市場の存在

(175) 上記(69)に記載のとおり、デルタが生産する EMD (以下「デルタ産 EMD」という。) のほとんどがアルカリ電池の材料として製造される EMD である。

(176) 南アフリカの国内市場については、大手電池メーカーである Eveready が存在するが、同社のウェブサイトの販売情報において、「Eveready は、国内の電池市場の 80% のシェアを持っているが、その生産品目はマンガン乾電池である」<sup>184</sup> 旨記載されており、デルタが製造するアルカリ乾電池用 EMD を購入する余地はないものと考えられる。したがって、南アフリカにおいて、EMD (アルカリグレード) に関する国内市場はないと考えられる。

(177) 以上を踏まえると、デルタの追加的な増産を吸収できる南アフリカの国内市場は存在しない状況が認められた。

### 2-2-2-4 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在

(178) 調査当局は、主要国及び世界全体の EMD 輸入量を UN Comtrade で調査したところ、下記「表 9 主要国及び世界全体の EMD 輸入量 (2007 年～2012 年)」<sup>185</sup> のとおりであり、世界全体における輸入量が 2012 年に減少している状況が認められた。

表 9 主要国及び世界全体の EMD 輸入量 (2007 年～2012 年)

年	19	20	21	22	23	24
国名	(2007)	(2008)	(2009)	(2010)	(2011)	(2012)
EU (MT)	47,128	45,876	34,733	53,021	44,756	38,364
米国 (MT)	30,145	22,916	17,484	21,918	28,410	24,676
インドネシア (MT)	13,852	25,274	18,575	20,719	20,718	20,651
シンガポール (MT)	7,338	6,509	4,099	5,907	6,959	7,783
その他 (MT)	77,006	58,649	40,237	56,105	62,890	51,160
世界合計 (MT)	175,529	159,224	115,128	157,670	163,733	142,634

(出所 : UN Comtrade)

(179) デルタアニュアルレポート 2012 年の EXECUTIVE DIRECTOR'S REPORT の欄には、「世界的な EMD 市場は横ばいであると予想され、需要が供給を下回る状況が続くことにより、引き続き価格競争が予想される<sup>186</sup>」旨記載されていた。

(180) EU は、デルタ産 EMD に対して、2007 年 9 月に不当廉売関税の課税の暫定措置を発動し、2008 年 3 月に確定措置の最終決定を行った<sup>187</sup>。これに伴い、下記「表 10 南アフリカ産 EMD

<sup>184</sup> 調査当局が収集した関係証拠「南アフリカ所在の Eveready の販売情報」

<sup>185</sup> 調査当局が収集した関係証拠「主要国及び世界全体の EMD 輸入量 (2007 年～2012 年) (UN Comtrade)」

<sup>186</sup> 調査当局が収集した関係証拠「デルタアニュアルレポート 2012 年」

<sup>187</sup> 調査当局が収集した関係証拠「欧州委員会の南アフリカ産 EMD に係る不当廉売関税の最終決定の告示

(Official Journal of the European Union COUNCIL REGULATION (EC) No 221/2008 of 10 March 2008

のEU及び米国向け輸出実績（2007年～2012年）」<sup>188</sup>のとおり、EUへの輸出は大幅に減少している。デルタは、減少分を米国へ振り向けている状況が認められるが、米国の輸入量は増加傾向になく、今後、デルタの追加的な輸出を吸収できる状況は認められない。

なお、EUは、2013年3月に当該措置の延長調査を開始し、調査終了まで課税措置が継続されることとなる<sup>189</sup>。

表 10 南アフリカ産 EMD の EU 及び米国向け向け輸出実績（2007年～2012年）

年 国名	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
EU (MT)	15,874	15,371	2,504	328	53	199
米国 (MT)	185	10,011	13,975	14,919	16,881	14,342

(出所：UN Comtrade)

(181) 以上を踏まえると、デルタの追加的な輸出を吸収できる海外市場は存在しない状況が認められた。

#### 2-2-2-5 本邦の国内需要

(182) 本邦の国内需要については、「表 36 本邦の需給バランスと価格の推移」における 2010年度及び 2011年度の安定的な状況を勘案すると、基本的には従前の水準が維持される状況が認められた。他方、下記「3-1-5-15 国内価格に影響を及ぼす要因」において記載したとおり、産業上の使用者から、「乾電池の小型化による EMD 使用量が減少している」、「国内電池メーカーの生産拠点の海外シフトが進展している。」との回答があったことから、今後、本邦市場は、横ばい又は縮小懸念がある。

(183) デルタ産 EMD の輸入者であるユミコアジャパン株式会社（以下「ユミコアジャパン」という。）から、「【課税期間が満了又は継続した場合の同社の輸入・販売計画】」旨の回答<sup>190</sup>があり、【課税期間が満了又は継続した場合の同社の輸入・販売計画】が認められた。

(184) 以上を踏まえると、本邦市場は、横ばい又は縮小懸念があるものの、輸入者からは【課税期間が満了又は継続した場合の同社の輸入・販売計画】旨の回答を得ているため、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後においても、市場シェア拡大のために不当廉売が行われる可能性があるものと推察された。

---

imposing a definitive anti-dumping duty and collecting definitively the provisional duty imposed on imports of certain manganese dioxides originating in South Africa)」

<sup>188</sup> 調査当局が収集した関係証拠「南アフリカ産 EMD の EU 及び米国向け輸出実績（2007年～2012年）（UN Comtrade）」

<sup>189</sup> 調査当局が収集した関係証拠「欧州委員会の南アフリカ産 EMD に係る不当廉売関税の延長調査開始の告示（Official Journal of the European Union Notice of initiation of an expiry review of the anti-dumping measures applicable to imports of certain manganese dioxides originating in South Africa (2013/C 72/06) 12.3.2013）」

<sup>190</sup> 輸入者質問状回答書（ユミコアジャパン）（調査項目 A-15）

## 2-2-2-6 南アフリカを原産地とする EMD の不当廉売輸入が継続するおそれについての結論

(185) デルタは南アフリカ唯一の EMD 生産者であり、デルタを供給者として、南アフリカを原産地とする EMD については、調査対象期間において不当廉売輸入の事実があり、以下①から⑤までの状況を踏まえれば、今後も現状の生産量が維持されることが見込まれる一方で、本邦以外の有利な市場へ販売先を振り向けることも想定されないことから、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において不当廉売輸入が継続するおそれがあるものと認められる。

- ① デルタには相当程度の余剰生産能力があり、余剰生産能力は EMD 以外の他の製品の生産に振り向けることはできない。
- ② デルタの将来の生産は現状が維持され、EMD 市場におけるポジションを改善する経営戦略がある。
- ③ デルタの追加的な増産を吸収できる南アフリカの国内市場は存在しない。
- ④ デルタの追加的な輸出を吸収できる海外市場は存在しない状況が認められた。
- ⑤ 本邦市場は、横ばい又は縮小懸念があるものの、輸入者からは【課税期間が満了又は継続した場合の同社の輸入・販売計画】旨の回答を得ているため、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後においても、市場シェア拡大のために不当廉売が行われる可能性があるものと推察された。

(186) 上記のとおり、南アフリカを原産地とする EMD については、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、不当廉売輸入が継続するおそれがあるものと認められた。

## 2-2-3 中国

(187) 上記(116)、(144)及び(148)に記載のとおり、調査対象期間において、紅星大龍、桂柳化工及びその他の中国供給者が生産した EMD の本邦への不当廉売輸入の事実が認められた。

(188) 調査当局は、さらに、中国の各供給者に係る以下の項目を検討のうえ、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、中国の各供給者が生産する EMD の不当廉売輸入が継続するおそれについて、検討することとした。

- ① 各供給者の余剰生産能力
- ② 各供給者の将来の生産
- ③ 追加的な増産を吸収できる中国の国内市場の存在
- ④ 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在
- ⑤ 本邦の国内需要

### 2-2-3-1 供給者の余剰生産能力

(189) 紅星大龍から、EMDの生産能力等に関して、下記「**表 11 紅星大龍に係るEMDの生産能力、生産量及び稼働率**」のとおり回答<sup>191</sup>があり、同社には、相当程度の余剰生産能力があることが認められた。

---

<sup>191</sup> 供給者当初質問状回答書（紅星大龍及び紅星進出口）（調査項目 A-3-2）

**表 11 紅星大龍に係る EMD の生産能力、生産量及び稼働率**

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
生産能力 (MT/年)	【100】	【100】	【100】
生産量 (MT/年)	【100】	【103】	【86】
稼働率 (%)	【100】	【103】	【86】

(190) また、紅星大龍から、「EMDの生産設備では、EMD以外の他の製品を生産することはできない。」旨、「EMDの生産技術の進歩に特筆すべき事情はない。」旨の回答<sup>192</sup>があり、その余剰生産能力をEMD以外の他の製品に振り向けて利用する可能性はないと考えられる。

(191) 桂柳化工から、EMD生産能力等に関して、下記「**表 12 桂柳化工に係るEMDの生産能力、生産量及び稼働率**」のとおり回答<sup>193</sup>があり、同社には、相当程度の余剰生産能力があることが認められた。

**表 12 桂柳化工に係る EMD の生産能力、生産量及び稼働率**

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
生産能力 (MT/年)	【100】	【100】	【100】
生産量 (全体) (MT/年)	【100】	【106】	【110】
本邦向け (MT/年)	【100】	【141】	【49】
中国国内向け (MT/年)	【100】	【103】	【118】
第三国向け (MT/年)	【100】	【80】	【75】
稼働率 (%)	【100】	【106】	【110】

(192) また、桂柳化工から、「EMDの生産設備では、EMD以外の他の製品を生産することはできない。」旨、「EMDの生産技術の進歩に特筆すべき事情はない。」旨の回答<sup>194</sup>があり、その余剰生産能力をEMD以外の他の製品に振り向けて利用する可能性はないと考えられる。

<sup>192</sup> 供給者当初質問状回答書（紅星大龍及び紅星進出口）（調査項目 A-7-6,E-1-2-12）

<sup>193</sup> 供給者現地調査結果報告書（桂柳化工）（提出資料番号 10 及び 11）

<sup>194</sup> 供給者当初質問状回答書（桂柳化工）（調査項目 A-7-6,E-1-2-12）

(193) 中国全体の過去3年間におけるEMD生産能力については、下記「表13 中国のEMD産業統計（中国供給者に係るEMDの生産能力、生産量及び稼働率）」<sup>195</sup>のとおりであり、ここから、紅星大龍及び桂柳化工の生産能力及び生産量を除外し、余剰生産能力を確認したところ、「表14 紅星大龍及び桂柳化工以外の中国供給者に係るEMDの生産能力、生産量及び稼働率」のとおりであり、相当程度の余剰生産能力があることが認められた。

表13 中国のEMD産業統計（中国供給者に係るEMDの生産能力、生産量及び稼働率）

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
生産企業数	14	12	12
生産能力 (MT/年)	260,000	260,000	270,000
生産量 (MT)	202,000	229,000	218,343
稼働率 (%) <sup>196</sup>	78	88	81

(出所：国際マンガン協会レポート2012年)

表14 紅星大龍及び桂柳化工以外の中国供給者に係るEMDの生産能力、生産量及び稼働率

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
生産能力 (MT/年)	【100】	【100】	【106】
生産量 (MT)	【100】	【117】	【112】
稼働率 (%)	【100】	【118】	【106】

(194) 上記(171)に記載のとおり、利害関係者から、「一般的にEMDの生産設備では、EMD以外の他の製品を生産することはできない。」旨、「EMDの生産技術の進歩に特筆すべき事情はない。」旨の回答があり、その他の中国供給者においても同様に、その余剰生産能力をEMD以外の他の製品の生産に振り向けて利用する可能性はないと考えられる。

(195) 以上を踏まえると、中国の各供給者には相当程度の余剰生産能力があり、余剰生産能力はEMD以外の他の製品の生産に振り向けることはできない状況が認められた。

### 2-2-3-2 供給者の将来の生産

(196) 紅星大龍から、「EMD生産設備への設備投資や設備を廃棄する計画はない。」旨の回答<sup>197</sup>があった。また、同社に対する現地調査において、「ここ数年は、景気が悪化しており【数値】%程度の稼働率が継続している。【2013年及び2014年のEMD生産の稼働率についての予測】と見込まれる。」旨の回答<sup>198</sup>があった。また、将来の生産については、「2013年（見込み）

<sup>195</sup> 調査当局が収集した関係証拠「国際マンガン協会レポート2012年」

<sup>196</sup> 稼働率については、調査当局が、年間生産量を年間生産能力で除して算出した。

<sup>197</sup> 供給者当初質問状回答書（紅星大龍及び紅星進出口）（調査項目A-3-4）

<sup>198</sup> 供給者現地調査結果報告書（紅星大龍及び紅星進出口）（調査項目3.(1)③）

の年間生産能力は【表 11 2010 年生産能力の指数比 100】トン、生産量は【表 11 生産量の指数比 82】トンであり、2014 年（見込み）の生産能力は【表 11 2010 年生産能力の指数比 100】トン、年間生産量は【表 11 生産量の指数比 84】トンである。」旨の回答があり、将来の EMD 生産は、【生産の増減についての説明】が見込まれる。

(197) 桂柳化工から、「EMD 生産設備について、設備投資や設備を廃棄する計画はない。」旨の回答<sup>199</sup>があり、同社に対する現地調査において、「2014 年の【EMD 品種名】の生産能力は、【数値】トン【増減】し、【数値】トンとなる予定である。」旨の回答<sup>200</sup>があった。また、将来の生産については、「2013 年（見込み）の年間生産能力は【数値】トン、生産量は【数値】トンであり、2014 年（見込み）の生産能力は【数値】トン、年間生産量は【数値】トンである。」旨の回答があり 将来の EMD 生産は【生産の増減についての説明】が見込まれる。

(198) 紅星大龍及び桂柳化工以外の中国供給者についての将来の EMD 生産能力の情報はないが、2010 年から 2012 年までの生産能力及び生産量は上記「表 14 紅星大龍及び桂柳化工以外の中国供給者に係る EMD の生産能力、生産量及び稼働率」のとおりほぼ横ばいであり、将来の生産については、今後大幅に落ち込むことはなく、基本的には従前の水準が維持されるものと考えてるのが合理的である。

(199) 以上を踏まえると、中国の各供給者の将来の生産は、一部増加があるものの、概ね現状が維持される状況が認められた。

### 2-2-3-3 追加的な増産を吸収できる中国の国内市場の存在

(200) 中国の国内市場については、下記「表 15 中国の EMD 産業統計（国内需要量等）」<sup>201</sup>のとおり、2010 年から 2012 年にかけて、生産量及び国内需要量<sup>202</sup>は、増加からほぼ横ばいに転じており、生産企業数及び輸入量は減少傾向にあることから、今後、国内市場の拡大は見込めないと考えられる。

表 15 中国の EMD 産業統計（国内需要量等）

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
生産企業数	14	12	12
生産量 (MT)	202,000	229,000	218,343
輸入量 (MT)	1,407	764	475
輸出量 (MT)	47,963	47,467	41,157
国内需要量 (MT)	155,444	182,297	177,661

(出所：国際マンガン協会レポート 2012 年)

(201) また、国際マンガン協会レポート 2012 年には、将来の市場展望として、「2013 年は中国に

<sup>199</sup> 供給者当初質問状回答書（桂柳化工）（調査項目 A-3-4）

<sup>200</sup> 供給者現地調査結果報告書（桂柳化工）（調査項目 3.(1)②）

<sup>201</sup> 調査当局が収集した関係証拠「国際マンガン協会レポート 2012 年」

<sup>202</sup> 国内需要量は、調査当局が、生産量に輸入量を加え、そこから輸出量を除外し、算出した。

おけるEMDの過剰生産能力が引き起こした市場競争が依然として続いており、それは、ますます厳しくなっている。技術の研究開発の強化、製品の品質向上、国内外の市場における高性能品の拡大こそが、中国EMD企業の生き延びる道である<sup>203</sup>」旨記載されており、中国のEMD産業において、供給が需要を上回る状況が今後も継続していく状況が認められた。

(202) このほか、上記(196)に記載のとおり、紅星大龍は、2013年及び2014年のEMD国内生産量について、【生産の増減についての説明】を見込んでおり、今後、国内市場が拡大する見込みはないことを裏付けるものと考えられる。

(203) 以上を踏まえると、中国の各供給者の追加的な増産を吸収できる中国の国内市場は存在しない状況が認められた。

#### 2-2-3-4 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在

(204) 紅星大龍は、2007年以前、EMDの主要な消費国である米国向けに、同社が生産したEMDを大量に輸出していたが、紅星大龍から、「2008年8月から中国産EMDに149.92%の不当廉売関税が課されており、それ以降、米国向けにEMDの【輸出実績についての説明】<sup>204</sup>。」旨の回答があったように、2008年以降輸出は【輸出実績についての説明】ことが認められた。

なお、米国は、中国産EMDに対して、2008年3月に不当廉売関税賦課の仮決定を行い、2008年10月に最終決定を行っているが<sup>205</sup>、2013年9月に当該措置の延長調査の開始が公告され<sup>206</sup>、2014年2月3日に当該措置が同日から延長される旨が公告された<sup>207</sup>。

当該事実から、紅星大龍が、今後、米国向けEMDの輸出を即座に再開することは極めて困難であると考えられる。また、その他の中国供給者についても同様に米国向け輸出は困難であると考えられる。

(205) 桂柳化工から、「EMDの主要消費国である米国及びEU向け輸出について、生産したEMDを米国やEUへ輸出する予定はない」旨の回答<sup>208</sup>があり、EMDの主要な消費国である米国及びEUへの輸出は、当面行われない状況が認められた。

(206) また、中国産EMDに対し不当廉売関税を課税している米国への中国からの輸出実績につい

<sup>203</sup> 調査当局が収集した関係証拠「国際マンガン協会レポート 2012年」

<sup>204</sup> 供給者当初質問状回答書（紅星大龍及び紅星進出口）（調査項目 A-7-2）

<sup>205</sup> 調査当局が収集した関係証拠「米国商務省の中国産 EMD に係る不当廉売関税の最終決定の告示（73 FR 48195, August 18, 2008 DEPARTMENT OF COMMERCE International Trade Administration [A-570-919] Electrolytic Manganese Dioxide From the People's Republic of China: Final Determination of Sales at Less Than Fair Value)」

<sup>206</sup> 調査当局が収集した関係証拠「米国商務省の中国産 EMD に係る不当廉売関税の延長調査開始の告示（Initiation of Five-Year ("Sunset") Review, 78 Fed. Reg. 54237 (September 3, 2013)）」

<sup>207</sup> 調査当局が収集した関係証拠「米国商務省の中国産 EMD に係る不当廉売関税の延長調査の最終決定の告示（79 FR 6162, February 3, 2014 DEPARTMENT OF COMMERCE International Trade Administration [A-570-919] Electrolytic Manganese Dioxide From the People's Republic of China: Final Results of the Expedited First Sunset Reviews of the Antidumping Duty Orders Sales at Less Than Fair Value) 」

<sup>208</sup> 供給者現地調査結果報告書（桂柳化工）（調査項目 3.(1)②）

て、国際マンガン協会レポート 2012 年を調査したところ、下記「表 16 2006 年及び 2012 年における米国の EMD 国別輸入割合」<sup>209</sup>のとおりであり、中国産 EMD の米国向けの輸出が大きく減少している状況が認められた。

**表 16 2006 年及び 2012 年における米国の EMD 国別輸入割合**

年	18 (2006)	24 (2012)
中国 (%)	42	0
豪州 (%)	37	0
南アフリカ (%)	0	61
その他の国 (%)	21	39
輸入総計 (%)	100	100
(MT)	(36,861)	(21,300)

(出所：国際マンガン協会レポート 2012 年)

(207) 国際マンガン協会レポート 2012 年には、将来の市場展望として、「2013 年は、欧州、米国及び日本の不当廉売関税措置（5 年間）の満了の年であり、再調査で当該措置が終了すると希望は楽観視できない（特に、EMD 消費大国である米国）。」<sup>210</sup>と記載されていた。

(208) 主要国及び世界全体の EMD 輸入量を UN Comtrade で調査した結果は、上記(178)の「表 9 主要国及び世界全体の EMD 輸入量 (2007 年～2012 年)」のとおりであり、EU 域内を含む世界全体における EMD の輸入量は 2012 年に減少していることが認められた。また、上記(179)に記載されたデルタアニュアルレポート 2012 年においても、「世界的な EMD 市場は横ばいであると予想される」旨記載されていた。

(209) 以上を踏まえると、中国の各供給者の追加的な輸出を吸収できる海外市場は存在しない状況が認められた。

### 2-2-3-5 本邦の国内需要

(210) 上記(182)と同様である。

(211) 紅星大龍から、「課税期間が満了又は継続した場合においても、当社の EMD の生産や販売計画に変更はない。」旨の回答<sup>211</sup>があり、課税期間の満了を問わず、本邦への輸入が継続する状況が認められた。

(212) 桂柳化工産 EMD の輸入者である住友商事から、「将来に渡り不当廉売関税措置が継続した場合においても、当社による商品の【販売先名】向け販売は継続するものと考えているが、不当廉売関税措置による【販売先名】の原料コストの高止まりは不可避であり、EMD を原料として【販売先名】が製造する【EMD 用途】の価格競争力の低下は免れない。その結果、【販売

<sup>209</sup> 調査当局が収集した関係証拠「国際マンガン協会レポート 2012 年」

<sup>210</sup> 調査当局が収集した関係証拠「国際マンガン協会レポート 2012 年」

<sup>211</sup> 供給者当初質問状回答書（紅星大龍及び紅星進出口）（調査項目 A-7-4）

先名】の【EMD用途】の製造及び販売量が減少し、同社が【【品種】を使用して行う事業】から撤退せざるを得ないという事態に発展する可能性も否定できない。」との回答<sup>212</sup>があり、課税期間の満了後において本邦への輸入が継続する状況が認められた。

(213) このほか、東ソーから、「XiangatanやRedstar（紅星）の技術者が他の中国の供給者に転籍するなどしており、現在日本にEMDを輸出していない中国の供給者も将来品質向上がなされる可能性がある」旨の回答<sup>213</sup>があり、紅星大龍及び桂柳化工以外の中国の供給者も将来日本にEMDを輸出する可能性があることが考えられる。

(214) 以上を踏まえると、本邦市場は、横ばい又は縮小懸念があるものの、課税期間の満了後において本邦への輸入を継続する状況が認められたため、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後においても、市場シェア拡大のために不当廉売が行われる可能性があるものと推察された。

#### 2-2-3-6 中国を原産地とする EMD の不当廉売輸入が継続するおそれについての結論

(215) 中国の各供給者が生産する EMD については、調査対象期間において不当廉売輸入の事実があり、以下①から⑤までの状況を踏まえれば、今後も現状の生産量が維持されることが見込まれる一方で、本邦以外の有利な市場へ販売先を振り向けることも想定されないことから、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、不当廉売輸入が継続するおそれがあるものと認められる。

- ① 中国の各供給者には大幅な余剰生産能力があり、余剰生産能力は EMD 以外の他の製品の生産に振り向けることはできない。
- ② 中国の各供給者の将来の生産は概ね現状が維持される。
- ③ 中国の各供給者の追加的な増産を吸収できる中国の国内市場は存在しない。
- ④ 中国の各供給者の追加的な輸出を吸収できる海外市場は存在しない状況が認められた。
- ⑤ 本邦市場は、横ばい又は縮小懸念があるものの、課税期間の満了後において、本邦への輸入を継続する状況が認められたため、現行の不当廉売関税の満了後においても、市場シェア拡大のために不当廉売が行われる可能性があるものと推察された。

(216) 上記のとおり、中国の各供給者が生産する EMD については、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、不当廉売輸入が継続するおそれがあるものと認められた。

#### 2-2-4 スペイン

(217) 上記(165)に記載のとおり、調査対象期間において、セガサを供給者として、スペインを原産地とする EMD の不当廉売輸入の事実が認められた。

(218) 調査当局は、さらに、セガサに係る以下の項目を検討のうえ、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、セガサを供給者として、スペインを原産とする EMD の不当廉売輸入が継続するおそれについて、検討することとした。

<sup>212</sup> 輸入者質問状回答書（住友商事）（調査項目 A-12,A-16）

<sup>213</sup> 本邦生産者質問状回答書（東ソー）（調査項目 A-14-5）

- ① 供給者の余剰生産能力
- ② 供給者の将来の生産
- ③ 追加的な増産を吸収できるスペインの国内市場の存在
- ④ 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在
- ⑤ 本邦の国内需要

#### 2-2-4-1 供給者の余剰生産能力

(219) 調査当局は、2011年、セガサが「欧州グリーンカーイニシアティブ」<sup>214</sup>の会議において発表したレポート「Advanced Battery for Electric Vehicles in Cegasa」を欧州グリーンカーイニシアティブのウェブサイトにおいて確認したところ、「セガサのEMD年間生産能力は、11,000トン（2011年）である」旨記載されていた<sup>215</sup>。

(220) また、国際マンガン協会レポート 2012年において、2012年のセガサの年間生産能力は11,000トンと記載されていた<sup>216</sup>。

(221) セガサのEMD生産量については、上記(150)に記載のとおり、セガサはスペインで唯一のEMD生産者であり、スペインにはEMDの国内市場が存在せず、生産されるEMDのほとんどが輸出されているところ、スペインの輸出量をセガサのEMD生産量と推定し、調査することとした。そこで、スペインにおける2011年及び2012年のEMD輸出実績<sup>217</sup>について、Eurostatで調査したところ、下記「表 17 スペインにおけるEMDの生産能力、輸出量及び稼働率」のとおりであり、年間生産能力11,000トンに対する稼働率を算出すると、2012年において相当程度の余剰生産能力があることが認められた。

表 17 スペインにおける EMD の生産能力、輸出量及び稼働率

年	23 (2011)	24 (2012)
生産能力 (MT)	11,000	11,000
輸出量 (MT)	7,721	8,269
稼働率 (%)	70	75

(輸出量 出所：Eurostat)

(222) 上記(171)に記載とおり、利害関係者から、「一般的に EMD の生産設備では、EMD 以外の他の製品を生産することはできない。」「EMD の生産技術の進歩に特筆すべき事情はない。」との回答があり、セガサにおいても同様に、余剰生産能力を EMD 以外の他の製品の生産に振り向けて利用する可能性はないと考えられる。

<sup>214</sup> European Green Cars Initiative : EGCIは、欧州委員会が経済再生計画の下で開始した三つの官民パートナーシップ(Public-Private Partnership : PPP)のうちの一つで、経済苦境に立つ自動車産業を後押しし、新しくかつ持続可能な道路輸送システムの開発を支援するもの。

<sup>215</sup> 調査当局が収集した関係証拠「Advanced Battery for Electric Vehicles in Cegasa」

<sup>216</sup> 調査当局が収集した関係証拠「国際マンガン協会レポート 2012年」

<sup>217</sup> 調査当局が収集した関係証拠「スペインの EMD 輸出実績 (2011年及び2012年) (Eurostat)」

(223) 以上を踏まえると、セガサには相当程度の余剰生産能力があり、余剰生産能力は EMD 以外の他の製品の生産に振り向けることはできない状況が認められた。

#### 2-2-4-2 供給者の将来の生産

(224) 調査当局は、セガサの将来の生産に関する具体的な情報について、一般に公開された情報から入手することができなかった。しかし、上記(150)に記載のとおり、セガサは、EU 当局に対し、南アフリカ産 EMD に対して不当廉売関税の延長調査の申請を行っており、今後も EMD 事業を継続することが見込まれる。また、セガサのウェブサイトにおいて生産設備を廃棄する等の情報も記載されていなかった。

(225) 以上を踏まえると、セガサの将来の生産は現状が維持される状況が認められた。

#### 2-2-4-3 追加的な増産を吸収できるスペインの国内市場の存在

(226) セガサで生産された EMD は、以下の①から③までの状況から、スペイン国内市場における販売量はほとんどないものと認められ、スペインには、EMD に関する国内市場は存在せず、国内市場が追加的な増産を吸収することはできない状況が認められた。

- ① EMD の主な使用者である大手電池メーカーが、スペイン国内に存在している状況を確認するに至らなかった。
- ② セガサの商品パンフレット「Industrial Primary Batteries (CEGASA)」の企業紹介の欄を確認したところ、「セガサのビジネスの中心は、輸出業務であり、世界の 50 以上の国々にある企業と取引をしている。」<sup>218</sup>旨記載されていた。
- ③ セガサは、2009 年に自社での一次電池の生産を停止し、EMD の自家消費がなくなり、スペイン国内において EMD の販売を行っていない状況があった<sup>219</sup>。

#### 2-2-4-4 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在

(227) 主要国及び世界全体の EMD 輸入量を UN Comtrade で調査した結果は、上記(178)の「**表 9 主要国及び世界全体の EMD 輸入量 (2007 年～2012 年)**」のとおりであり、主要国及び世界全体の EMD 輸入量は、概ね横ばい若しくは減少傾向にあり、EU 域内を含む世界全体における EMD の輸入量は 2012 年に減少していることが認められた。また、上記(179)に記載されたデルタアニュアルレポート 2012 年においても、「世界的な EMD 市場は横ばいであると予想される」旨記載されていた。

(228) 以上を踏まえると、セガサの追加的な輸出を吸収できる海外市場は存在しない状況が認められた。

#### 2-2-4-5 本邦の国内需要

(229) 本邦市場は、上記 (182) に記載のとおり、横ばい又は縮小懸念があるものの、現行の不当

<sup>218</sup> 調査当局が収集した関係証拠「Industrial Primary Batteries (CEGASA)」

<sup>219</sup> 申請書添付資料 22

廉売関税の課税期間の満了後においても、市場シェア拡大のために不当廉売が行われる可能性があるものと推察された。

#### **2-2-4-6 スペインを原産地とする EMD の不当廉売輸入が継続するおそれについての結論**

(230) セガサはスペイン唯一の EMD 生産者であり、セガサを供給者として、スペインを原産地とする EMD については、調査対象期間において不当廉売輸入の事実があり、以下①から⑤までの状況を踏まえれば、今後も現状の生産量が維持されることが見込まれる一方で、本邦以外の有利な市場へ販売先を振り向けることも想定されないことから、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において不当廉売輸入が継続するおそれがあるものと認められた。

- ① セガサには相当程度の余剰生産能力があり、余剰生産能力は EMD 以外の他の製品の生産に振り向けることはできない。
- ② セガサの将来の生産は現状が維持される。
- ③ セガサの追加的な増産を吸収できるスペインの国内市場は存在しない。
- ④ セガサの追加的な輸出を吸収できる海外市場は存在しない状況が認められた。
- ⑤ 本邦の国内需要は引き続き横ばい又は縮小懸念があるものの、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後においても、市場シェアを拡大のために不当廉売が行われる可能性があるものと推察された。

(231) 上記のとおり、スペインを原産地とする EMD については、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、不当廉売輸入が継続するおそれがあるものと認められた。

### **3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項**

(232) 「2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項」のとおり、南アフリカ、中国及びスペインを原産地とする調査対象貨物について、不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続するおそれが認められた。当該不当廉売された指定貨物の輸入の事実及び当該事実が指定された期間の満了後に継続するおそれが認められた調査対象貨物（以下「当該輸入貨物」という。）が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について検討した。

#### **3-1 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実**

(233) 当該輸入貨物が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について検討した。

##### **3-1-1 同種の貨物の範囲の検討**

(234) 協定第 11.3 条に規定する損害の存続又は再発をもたらす可能性の決定について、協定第 3 条の、損害の決定は実証的な証拠に基づき、①ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響並びに、②ダンピング輸入が同種の製品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行うとの規定を参照して、調査対象期間において本邦における当該輸入貨物と本邦において生産された EMD

の内容を検討し、「同種の貨物」の範囲について当初調査から変更・変化をもたらした事象が識別されるか否か検討を行った。

(235) 協定第 2.6 条において、「同種の産品」とは、調査対象貨物とすべての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、すべての点で同じではないが極めて類似した性質を有する貨物とされている。当初調査において確認した、本邦において生産された EMD には、マンガン一次電池の原料となる EMD、アルカリ一次電池の原料となる EMD、リチウム一次電池の原料となる EMD、フェライト製造材料となる EMD 及びそれら以外の用途で使用される EMD が存在することにつき、当初調査と製造品目に差異がないかについて確認した。こうした製造品目に関して、当該輸入貨物、本邦において生産された EMD の双方について物理的・化学的特性、製造工程、流通経路、価格体系、用途及び貿易統計上の分類について詳細に調査を実施し、当初調査と重要な変更・変化がないかを検討した。なお、当初調査同様、延長調査においても、本邦の生産者からの回答に、CMD 及び NMD を生産している事実は認められなかった。

### 3-1-1-1 物理的・化学的特性

(236) 当初調査において、物理的特性としては、当該輸入貨物は、粉末状、数センチメートルの板状又は数ミリメートルから数センチメートルの大きさの塊状をした灰黒色の物質であり、本邦において生産された EMD もすべて同様の形状を有していたことを確認した。

(237) なお、延長調査において、一部の輸入者及び産業上の使用者から、本邦へ供給している EMD は物理的特性として塊状であり、本邦で生産している EMD とは異なるとの意見が述べられた<sup>220</sup>が、先に述べたとおり、当初調査時点から粉末状以外の板状及び塊状の EMD が調査対象とされてきたことから、当該指摘は当たらない。

(238) 以上の当初調査において確認した物理的特性に係る「同種の貨物」の範囲について、延長調査において、当該範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった<sup>221</sup>。

(239) 当該輸入貨物は、電解工程（詳細は「3-1-1-2 製造工程」に記述のとおり。）を経て製造された二酸化マンガンであり、化学的特性としては、二酸化マンガン (MnO<sub>2</sub>) の含有率が 91%以上となるよう純度が高められていたことを当初調査において確認した。

(240) 製造工程の最終段階における調整により水素イオン指数 (ph) が 3.5 から 7.5 の範囲に調整されており、本邦において生産された EMD もすべて同様の調整を経た上で同様の化学的特性を有していた。このため、ph の違いは、当該輸入貨物と本邦において生産された EMD とを区別する化学的特性の違いではないことを当初調査において確認した。

(241) 当該輸入貨物の結晶構造はガンマ結晶構造であり、本邦において生産された EMD の結晶構造はガンマ結晶構造の他にベータ結晶構造を有する EMD もあったこと、ベータ結晶構造

<sup>220</sup> 輸入者質問状回答書（【会社名】）（様式 A-4）、産業上の使用者質問状回答書（日本電工）（調査項目 C-3-1-2）

<sup>221</sup> 本邦生産者質問状回答書（調査項目 A-4-2）

については、ガンマ結晶構造の EMD に焼成工程を行うことによって生じる変化であるが、当該工程は、大部分の共通した製造工程の後に顧客の要求する仕様に応じて行われる軽微な一工程に過ぎず、当該結晶構造の違いは、当該輸入貨物と本邦において生産された EMD とを区別する化学的特性の違いではないことを当初調査において確認した。

(242) 以上のとおり、当初調査において確認した結晶構造を含む化学的特性に係る「同種の貨物」の範囲について、延長調査において、当該範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった<sup>222</sup>。

### 3-1-1-2 製造工程

(243) 当初調査において、当該輸入貨物は、原材料となるマンガンを (MnO<sub>2</sub>) 鉱石、炭酸マンガンを (MnCO<sub>3</sub>) の鉱石又は鉱粉を【所要の加工工程】した後、電解工程（電気分解を行うための電解槽や電解溝などに極板を挿入し、その極板に電気分解されたマンガンを加工物を付着させ、剥離する）を経て洗浄し、粗砕し、【その他所要の加工工程】し製造されていた。また、pH、不純物除去及び粒子の細かさ等が顧客からの仕様等に係る要求に応じて調整された当該輸入貨物もあった。【加工工程の内容】とする場合もあった。

(244) また、当初調査において、本邦において生産された EMD も、すべてについて概ね上記(243)と同じ工程で製造されており、pH 値の調整を行わない EMD、電解工程の後に焼成工程を経る EMD もあったことを確認するとともに、本邦において生産された EMD も、顧客からの仕様等に係る要求に応じて pH、不純物除去及び粒子の細かさ等が調整されたものがあったことを確認した。

(245) 以上のとおり、当初調査において確認した製造工程に係る「同種の貨物」の範囲について、延長調査において、当該範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった<sup>223</sup>。

### 3-1-1-3 流通経路

(246) 当初調査において、当該輸入貨物の流通経路は、生産者が販売代理店等を介して最終ユーザーに販売する場合と、生産者が直接最終ユーザーに販売する場合に大別できる。本邦において生産されたすべての EMD も、最終ユーザーへ販売代理店等を介する場合と直接販売する場合に大別できることを確認した。

(247) 以上のとおり、当初調査において確認した、当該輸入貨物と本邦において生産されたすべての EMD の流通経路に関する商慣行が類似している状況について、延長調査において、変更・変化が認められなかった<sup>224</sup>。

---

<sup>222</sup> 本邦生産者質問状回答書（調査項目 A-4-2）

<sup>223</sup> 調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状回答書（調査項目 A-2-4,A-3-3）、本邦生産者質問状回答書（調査項目 A-6-1,A-6-2）

<sup>224</sup> 調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する追加質問状回答書（調査項目 B-1）、本邦生産者質問状回答書（調査項目 A-9-2）

#### 3-1-1-4 価格体系

(248) 当初調査において、当該輸入貨物は、EMD のグレードに応じた価格で取引が行われていたことを確認した。また、本邦において生産された EMD についても、マンガン一次電池の原料となる EMD、アルカリ一次電池の原料となる EMD、リチウム一次電池の原料となる EMD、フェライト製造材料となる EMD 及びそれら以外の用途で使用される EMD のそれぞれに応じた価格で取引が行われており、当該輸入貨物と本邦において生産されたすべての EMD の価格体系は類似していたことを確認した。

(249) 以上のとおり、当初調査において確認した価格体系に係る「同種の貨物」の範囲について、延長調査において、当該範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事実は認められなかった<sup>225</sup>。

#### 3-1-1-5 用途

(250) 当初調査において、当該輸入貨物は、主にマンガン一次電池及びアルカリ一次電池の製造原料として使用されており、これらの他にリチウム二次電池の製造原料に使用されていたことを確認した。また、本邦において生産された EMD は、マンガン一次電池、アルカリ一次電池、リチウム一次電池に加えて、リチウム二次電池、フェライト、医薬品、触媒の製造原料に使用されていたことを確認した。

(251) 延長調査において、本邦において生産された EMD のうち、約 95% が一次電池の製造原料として使用されていた<sup>226</sup>。また、マンガングレードの EMD に関し、本邦においては、調査対象期間に乾電池メーカーによるマンガン一次電池の製造が行われなくなったが、乾電池以外の用途として継続して使用されていた<sup>227</sup>。

(252) 以上のとおり、当初調査において確認した、当該輸入貨物と本邦において生産された EMD の大部分は用途が共通している状況について、延長調査において、変更・変化が認められなかった。

#### 3-1-1-6 貿易統計上の分類

(253) 当初調査において、当該輸入貨物は、輸入統計品目番号 2820.10-000（二酸化マンガ）に分類され、本邦において生産された EMD もすべて同じ統計品目番号（二酸化マンガ）に分類されることを確認した。

(254) 以上のとおり、当初調査において確認した、貿易統計上の分類について、延長調査において、変更・変化が認められなかった。

---

<sup>225</sup> 調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状回答書（調査項目 B-1-2）、本邦生産者質問状回答書（様式 C-1、様式 C-2）

<sup>226</sup> 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 B-1）

<sup>227</sup> 本邦生産者質問状回答書（様式 C-1、様式 C-2）

### 3-1-1-7 同種の貨物の範囲の検討についての結論

(255) 上記のとおり、「同種の貨物」の範囲について、当該輸入貨物と本邦において生産された EMD は基本的な物理的・化学的特性、製造工程、流通経路、価格体系、用途及び貿易統計上の分類に関してすべての点で共通又は類似しており、延長調査において、当該範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事実は認められなかったことから、本邦において生産されたすべての EMD を同種の貨物とした。

### 3-1-2 本邦の産業

(256) 当初調査において、本邦において EMD を生産しているのは、東ソー日向及び三井金属鉱業株式会社（以下「三井金属鉱業」という。）の 2 者であった。三井金属鉱業は、平成 18 年度（2006 年度）に EMD の製造から撤退したため<sup>228</sup>、延長調査において、本邦における EMD 生産者は東ソー日向の 1 者となり、総生産高に占める生産高の割合が 100% となった<sup>229</sup>。

(257) なお、延長調査において、申請者である東ソー日向と東ソー株式会社の関係について検討したところ、東ソー株式会社は、EMD を生産していないが、東ソー日向の株式を 100% 所有していた。また、東ソー日向が生産する EMD の生産管理を東ソー株式会社が行っており、東ソー日向が生産した EMD を東ソー株式会社が販売していたことから、東ソー株式会社が東ソー日向を実質的に支配しているとして、当初調査と同様に延長調査においても当該 2 者を企業集団とみなし、本邦の生産者とした。

(258) 東ソーについて、当該輸入貨物の供給者又は輸入者との支配関係を確認したところ、延長調査においても特段の関係はなかった<sup>230</sup>。また、本件課税期間の延長申請の日の 6 月前の日以後（平成 24 年 1 月～平成 24 年 7 月）の当該輸入貨物の輸入の有無について確認したところ、東ソーは当該輸入貨物の輸入の事実はなかった<sup>231</sup>ことから、本邦の生産者に該当すると判断した<sup>232</sup>。

(259) 以上により、本邦の産業は、東ソーの 1 者とした。

### 3-1-3 累積的な評価

(260) 複数の供給国からの当該輸入貨物が本邦の産業へ及ぼす影響を累積的に評価することの妥当性に関して、協定第 3.3 条を参考に①同時に複数の供給国が調査対象となっていること、②輸入産品との競争の状態及び輸入産品と国内の同種の産品との間の競争の状態に照らして輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であることについて検討することとした。このため当該輸入貨物の供給国からの不当廉売差額及び輸入量並びに当該輸入貨物と本邦の産業の同種の貨物との間の競争の状態について検討した。

---

<sup>228</sup> 本邦生産者質問状回答書（調査項目 A-17-1）、本邦生産者現地調査結果報告書（調査項目 2.(1)⑩、証拠書類 32）

<sup>229</sup> 協定第 4.1 条、政令第 4 条第 1 項、ガイドライン 4.(1)

<sup>230</sup> 本邦生産者質問状回答書（様式 A-1）

<sup>231</sup> 本邦生産者質問状回答書（様式 B-1）

<sup>232</sup> 政令第 4 条第 2 項

### 3-1-3-1 当該輸入貨物の状況

- (261) 調査対象供給国は、南アフリカ、中国及びスペインである。なお、豪州については、当該国の供給者が廃業したことを理由として、当該国に対する課税期間の延長申請がなかったことから、延長調査対象国から除外した<sup>233</sup>。
- (262) 各供給国からの輸入は、「**2-1-2-8 南アフリカに係る不当廉売輸入の事実についての結論**」、「**2-1-3-5 中国に係る不当廉売輸入についての結論**」、及び「**2-1-4-8 スペインに係る不当廉売輸入の事実についての結論**」のとおり、不当廉売が継続していることが認められ、「**2-2-2-6 南アフリカを原産地とする EMD の不当廉売輸入が継続するおそれについての結論**」、「**2-2-3-6 中国を原産地とする EMD の不当廉売輸入が継続するおそれについての結論**」及び「**2-2-4-6 スペインを原産地とする EMD の不当廉売輸入が継続するおそれについての結論**」のとおり、不当廉売が継続するおそれがあると認定された。

### 3-1-3-2 当該輸入貨物と本邦の産業の同種の貨物との間の競争の状態

- (263) 当該輸入貨物と本邦の産業の同種の貨物との間の競争の状態について、代替性の有無を確認した。当初調査においては、代替性が「あり」又は「条件付きで、あり」との回答が大宗を占め、ある程度の競争状態にあることが認められた。延長調査において、当該輸入貨物と本邦の産業の同種の貨物との間の競争の状態の変化の有無について、本邦の生産者及び産業上の使用者の原産国が異なるEMDにおける代替性の変化の有無に関する回答を集計したところ、当初調査時点からの変化は「無し」との回答が大半を占めた<sup>234</sup>。
- (264) また、延長調査において、当初調査時点からの変化が「有り」と回答した者のうち、代替性について最も精通していると推測できる産業上の使用者の回答において「使用者側の使いこなしの技術が向上し、調達が可能で先も増えたため代替性が高まった。<sup>235</sup>」、「【EMD品名】について、化学特性面では【代替性に変更を及ぼす具体的な取り組み内容】を行ってきたことにより、採用の可能性が拡大した。<sup>236</sup>」、「本邦EMDが海外EMD（調査対象貨物、第三国産同種の貨物）と比較して価格が高い為、海外EMD（調査対象貨物、第三国産同種の貨物）の品質を上げる為に本邦EMDユーザーが一部指導を行ったと考えられる。<sup>237</sup>」との回答があり、代替性の変化により競争の状態がより高まっていることが確認された。
- (265) 以上のとおり、延長調査においても原産国が異なる当該輸入貨物は、相互に、また本邦の産業の同種の貨物との間に代替性があり、競争状態にあると判断した。したがって、当該輸入貨物相互の競争状態及び当該輸入貨物と本邦の産業の同種の貨物との間の競争状態に照らし、輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当である。

<sup>233</sup> 申請書（3.3-1）

<sup>234</sup> 本邦生産者質問状回答書（調査項目 A-14-1）、産業上の使用者回答書（調査項目 C-1-2）

<sup>235</sup> 産業上の使用者回答書（ソーダニッカ）（調査項目 C-1-3）

<sup>236</sup> 産業上の使用者回答書（日立マクセル）（調査項目 C-1-3）

<sup>237</sup> 産業上の使用者回答書（三井金属）（調査項目 C-1-3）

### 3-1-3-3 累積的な評価についての結論

(266) 上記のとおり、当該輸入貨物の供給国である南アフリカ、中国及びスペインからの輸入が及ぼす影響を累積的に評価することとした。

### 3-1-4 当該輸入貨物の輸入の増加及び本邦の産業の同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響

(267) 協定第 3.2 条に基づき、①不当廉売された指定貨物の輸入の増加、②本邦の産業の同種の貨物の価格に不当廉売された指定貨物の輸入が及ぼす影響について検討した。

#### 3-1-4-1 不当廉売された指定貨物の輸入の増加

(268) 各供給国からの輸入量は、「表 18 当該輸入貨物の輸入量」とおりであった。南アフリカからの輸入量は、平成 19 年度をピークに翌年度から減少を続け、平成 21 年度及び平成 22 年度がゼロであったが平成 23 年度に輸入実績があった。総輸入量が調査対象期間中ピークであった平成 19 年度に総輸入量のうち 3 割弱を占めていた中国からの輸入量は、平成 21 年度まで減少を続けたが、その後増加に転じ、平成 22 年度には平成 19 年度の輸入量を超え、平成 23 年度には、総輸入量のうち 7 割を占めるほどさらに増加した。スペインからの輸入量は、平成 19 年度をピークに翌年度から平成 22 年度まで減少を続けたが、その後も一定の輸入量があった。

表 18 当該輸入貨物の輸入量

		年度				
		19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
当該輸入貨物	輸入量(MT)	10,592	4,495	2,027	6,243	8,033
	対総輸入量(%)	61.8	77.1	93.5	76.2	79.7
南アフリカ	輸入量(MT)	3,596	1,654	0.0	0.0	510
	対総輸入量(%)	21.0	28.4	0.0	0.0	5.1
スペイン	輸入量(MT)	1,980	760	420	280	280
	対総輸入量(%)	11.6	13.0	19.4	3.4	2.8
中国	輸入量(MT)	5,016	2,081	1,607	5,963	7,242
	対総輸入量(%)	29.3	35.7	74.2	72.8	71.8
その他の国	輸入量(MT)	6,534	1,338	140	1,950	2,050
	対総輸入量(%)	38.2	22.9	6.5	23.8	20.3
(総輸入量)		17,126	5,833	2,167	8,193	10,083

(出所) 財務省貿易統計<sup>238</sup>

<sup>238</sup> 調査当局が収集した関係証拠「財務省貿易統計（輸入統計品目番号 2820.10-000）」 同貿易統計には、調査対象貨物以外の二酸化マンガ（CMD、NMD 等）が含まれる可能性があるが、同貿易統計と輸入者回答を比較したところ、【調査対象貨物以外の貨物は無視し得る量であると判断し】、同貿易統計における輸入統計品目番号 2820.10-000 を調査対象貨物の輸入量として扱うこととした。

(269) 当該輸入貨物の輸入の絶対量の変化を見ると、「表 19 当該輸入貨物の輸入量及び本邦の産業の同種の貨物の販売量の変化」のとおり、平成 21 年度まで減少したものの、再び増加に転じている。参考までに当初調査における調査対象期間をあわせて確認すると、平成 16 年度から平成 19 年度まで増加を続け、平成 19 年度をピークに平成 21 年度まで減少した。平成 23 年度には、ピークの平成 19 年度の約 8 割まで増加している<sup>239</sup>。また、本邦の産業の同種の貨物の販売量は、現行の不当廉売関税に係る措置により平成 21 年度まで増加したが、その後、当該措置により輸入が減少していた当該輸入貨物の輸入が再び増加する一方で、本邦の産業の同種の貨物の販売量は減少した。

表 19 当該輸入貨物の輸入量及び本邦の産業の同種の貨物の販売量の変化

年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
供給国合計 (MT)	10,592	4,495	2,027	6,243	8,033
本邦の産業の同種の 貨物の国内向け販売 量 (MT)	【100】	【148】	【193】	【183】	【158】

年度	19 (2007)		20 (2008)		21 (2009)		22 (2010)		23 (2011)	
	輸入 者回 答 (MT)	カバ ー 率(%)	輸入 者回 答 (MT)	カバ ー 率(%)	輸入 者回 答 (MT)	カバ ー 率 (%)	輸入 者回 答 (MT)	カバ ー 率 (%)	輸入 者回 答 (MT)	カバ ー 率 (%)
調査対象貨物の 供給国からの輸 入量	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】
南アフリカから の輸入量	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】
スペインからの 輸入量	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】
中国からの輸入 量	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】

(出所) 輸入者質問状回答書 (様式 D)

<sup>239</sup> 平成 16 年度から平成 18 年度までの当該輸入貨物の輸入量の変化 (当初調査において調査対象国であったオーストラリアを除く)

年度	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
供給国合計 (MT)	7,987	8,450	9,365

(出所) 財務省貿易統計

(出所) 財務省貿易統計及び本邦の生産者回答書(様式 B-1)  
 【 】は、平成 19 年度を 100 とする指数である。]

(270) 当該輸入貨物の本邦の消費における相対的な変化を見ると、「表 20 当該輸入貨物の本邦の消費における相対的变化」のとおり、調査対象期間における当該輸入貨物の占拠率は、平成 21 年度まで減少したものの、平成 22 年度から増加に転じた。これとは逆に本邦の産業の占拠率は、平成 21 年度まで増加していたものの平成 22 年度から減少した。

表 20 当該輸入貨物の本邦の消費における相対的变化

年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
当該輸入貨物の占拠率 (%)	【100】	【58】	【25】	【62】	【81】
本邦の産業が本邦で販売した同種の貨物の占拠率 (%)	【100】	【201】	【256】	【193】	【169】
当該輸入貨物の供給国以外の国からの輸入の占拠率 (%)	【100】	【28】	【3】	【31】	【34】

(出所) 財務省貿易統計及び本邦の生産者回答書(様式 B-1)  
 【 】は、平成 19 年度を 100 とする指数である。]

### 3-1-4-2 本邦の産業の同種の貨物の価格に不当廉売された指定貨物の輸入が及ぼす影響

(271) 当該輸入貨物の本邦内での取引価格と、本邦の産業の同種の貨物の本邦内での取引価格について、全ての販売の年度別加重平均価格及び個別グレードのうち本邦の産業の同種の貨物の全販売量の大宗約【数値】を占めるアルカリグレードの年度別平均価格についてそれぞれ比較した。「表 21 当該輸入貨物と本邦の産業の同種の貨物の国内取引価格(全体加重平均価格)」のとおり、当該輸入貨物の国内取引価格は本邦の産業の同種の貨物の国内取引価格を著しく下回っていたこと、すなわちプライスアンダーカッティングが認められた。アルカリグレードについても「表 21-1 当該輸入貨物と本邦の産業の同種の貨物の国内取引価格(アルカリグレード価格)」のとおり、プライスアンダーカッティングが認められた。当該輸入貨物の価格は、全体平均は平成 20 年度、アルカリグレードは平成 21 年度をそれぞれピークに、再び下降傾向にある。他方、本邦の産業の同種の貨物の価格は、全体平均、アルカリグレードのいずれも平成 20 年度まで上昇したが、その後一旦下落し、平成 22 年度に再び上昇し、平成 23 年度はわずかに上昇した。全体平均について、両者の価格差は平成 19 年度時点で既に著しく、平成 22 年度及び平成 23 年度にはさらに拡大しており、調査対象期間を通して著しいプライスアンダーカッティングが認められた。

表 21 当該輸入貨物と本邦の産業の同種の貨物の国内取引価格（全体加重平均価格）

年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
本邦の産業の同種の貨物（円/kg）	【100】	【139】	【126】	【136】	【139】
当該輸入貨物（円/kg）	【100】	【160】	【147】	【114】	【146】
価格差（円/kg）	【100】	【81】	【68】	【196】	【117】

（出所）本邦の生産者回答書（様式 B-1）及び輸入者回答書（様式 D）

【 】は、平成 19 年度を 100 とする指数である。

表 21-1 当該輸入貨物と本邦の産業の同種の貨物の国内取引価格（アルカリグレード価格）

年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
本邦の産業の同種の貨物（アルカリグレード）（円/kg）	【100】	【145】	【131】	【137】	【138】
当該輸入貨物（アルカリグレード）（円/kg）	【100】	【170】	【199】	【159】	【162】
価格差（アルカリグレード）（円/kg）	【100】	【48】	-【133】	【53】	【44】

（出所）本邦の生産者回答書（様式 B-1）及び輸入者回答書（様式 D）

【 】は、平成 19 年度を 100 とする指数である。

### 3-1-4-3 当該輸入貨物の輸入の増加及び本邦の産業の同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響についての結論

(272) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入は、「表 19 当該輸入貨物の輸入量及び本邦の産業の同種の貨物の販売量の変化」のとおり、絶対量において現行の不当廉売関税に係る措置が年度途中で賦課された平成 20 年度に大幅に減少し、年間を通じて当該措置が影響した最初の年度である平成 21 年度まで著しく減少したが、その後大幅に増加した。同時に、「表 20 当該輸入貨物の本邦の消費における相対的变化」のとおり平成 19 年度を基準として見ると平成 21 年度まで減少したが、その後増加した。

(273) 一方で本邦において生産された同種の貨物の占拠率は、当該輸入貨物とまったく逆の傾向を示し、平成 21 年度まで増加した後に減少している。

(274) また、価格面では、本邦の産業の同種の貨物の価格及び当該輸入貨物の価格は共に、現行の不当廉売関税に係る措置が年度途中で賦課された平成 20 年度に大幅に上昇した後、平成 21 年度は当該輸入貨物の価格下落と同様に下落した。同年度に、本邦の産業の同種の貨物の販売量、市場占拠率とも最高に達した。平成 22 年度は、本邦の産業の同種の貨物の価格は上昇し、平成 23 年度は、鈍化し抑制されながらではあるが上昇した。一方で、当該輸入貨物の

価格は下落し、著しいプライスアンダーカッティングがさらに拡大した。

(275) 数量面では、平成 22 年度には当該輸入貨物の販売量、占拠率が共に大幅に増加する一方で、本邦の産業の同種の貨物の販売量は若干の減少にとどまったものの、市場占拠率は大幅に減少した。産業上の使用者は、これら価格差を受けて、本邦の産業の同種の貨物よりも当該輸入貨物を選好していることが認められる<sup>240</sup>。これらの選好は平成 23 年度においても継続し<sup>241</sup>、本邦の産業の同種の貨物の価格、当該輸入貨物の価格ともに上昇となったが、本邦の産業の同種の貨物よりも大幅に低い価格である当該輸入貨物は絶対量及び市場占拠率は共にさらに増加した一方、本邦の産業の同種の貨物の販売量、市場占拠率は共に大幅に減少した。

(276) 上記のとおり、当該輸入貨物の本邦における国内販売価格が下がると当該輸入貨物の絶対量、市場占拠率が共に増加する一方、本邦の産業の同種の貨物の価格上昇は抑えられ、その販売量、市場占拠率が減少することが認められた。このことから、当該輸入貨物の販売量及び価格と本邦の産業の同種の貨物の販売量及び価格には相関関係があることが認められた。さらに、既に検討したとおり、当該輸入貨物と本邦の産業の同種の貨物とは競争関係にあることから、当該輸入貨物の価格及び販売量が、本邦の産業の同種の貨物の取引価格及び販売量に影響を及ぼしたことが認められた。

### 3-1-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(277) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、協定第 3.4 条を参考に当該国内産業の状態に関係を有する経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益及び操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力及び投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因並びに不当廉売価格差の大きさを含む。）について評価した。

#### 3-1-5-1 販売の低下

(278) 調査対象期間における本邦の産業の同種の貨物の販売量は、上記(269)で述べたが、「**表 22 本邦の産業の同種の貨物の国内向け販売量の推移**」のとおり、現行の不当廉売関税に係る措置により平成 21 年度まで増加したが、その後、当該措置により輸入が減少していた当該輸入貨物の輸入が再び増加したことから、本邦の産業の同種の貨物の販売量は減少した。

表 22 本邦の産業の同種の貨物の国内向け販売量の推移

年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
販売量 (MT)	【100】	【148】	【193】	【183】	【158】

(出所) 本邦の生産者回答書 (様式 B-1)

【 】は、平成 19 年度を 100 とする指数である。]

<sup>240</sup> 本邦生産者質問状回答書 (調査項目 H-1-2)

<sup>241</sup> 本邦生産者質問状回答書 (調査項目 H-1-2)

### 3-1-5-2 利潤の低下

(279) 本邦の産業の利潤について、平成 19 年度の売上高は、当初調査の調査対象期間における売上高をさらに下回っており、当該売上高をベースとする営業利益及び経常利益についても低い水準にとどまっている。現行の不当廉売関税に係る措置は平成 20 年度期中に開始されたところ、当該課税措置により利潤の改善が図られたのは、「表 23 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、平成 20 年からである。平成 20 年度に売上高が増加したのは、【売上数量及び金額が増加した理由】が主な要因であり、これを受けて営業利益及び経常利益とも増加した。平成 21 年度の販売量は「表 22 本邦の産業の同種の貨物の国内向け販売量の推移」のとおり前年度比【45 ポイント】増であったが、売上金額では【売上金額の伸びが販売量の伸びよりも低かった理由】、【38 ポイント】の伸びにとどまった。平成 21 年度において【営業利益・経常利益が低下した理由】ため、営業利益・経常利益ともに大幅に低下した。平成 22 年度は販売量で前年度比【10 ポイント】減少であったが、【売上金額がほぼ前年並みに推移した理由】、売上金額はほぼ前年並みであった。営業利益・経常利益は、ともに前年度比で【240 を超えるポイント】の増加となったが、これは【利益面に影響を与えた要因】の影響が利益面でプラスに働いたにすぎない。平成 23 年度は、平成 23 年 3 月の大震災により一時的に需要が増大したものの、夏以降は急激に減少したことから、「表 36 本邦の需給バランスと価格の推移」に示すとおり、平成 23 年度全体の内需を見た場合、前年度比で大幅な変動はない。それ以上に、既に分析したとおり、本邦の産業の同種の貨物よりも大幅な低価格での当該輸入貨物の輸入量が増大している。このため、当該輸入貨物との競争を強いられる中で、「表 21 当該輸入貨物と本邦の産業の同種の貨物の国内取引価格(全体加重平均価格)」のとおり、平成 23 年度は前年度比で【3 ポイント】の上昇にとどまり販売価格を引き上げることができず、また販売量及び売上金額が減少し、営業利益・経常利益が減少した<sup>242</sup>。

(280) 以上のとおり、本邦の産業の利潤は、現行の不当廉売関税に係る措置の発動後に回復したが、平成 23 年度には低価格による当該輸入貨物の輸入の急増により原価上昇を価格に転嫁できない状況となったため再び減少した。

表 23 本邦の産業の利潤の推移

年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
売上高 (百万円)	【100】	【205】	【243】	【249】	【219】
営業利益 (百万円)	【100】	【396】	【210】	【456】	【291】
経常利益 (百万円)	【100】	【395】	【211】	【455】	【292】

(出所) 本邦の生産者回答書(様式 G-2-2)

【 】は、平成 19 年度を 100 とする指数である。]

<sup>242</sup> 本邦生産者質問状回答書(調査項目 G-2-11)

### 3-1-5-3 生産高（生産量）の低下

(281) 生産量は平成 20 年度以降、比較的安定していたが、平成 23 年度に若干の減少が見られる。また、期末在庫量は平成 22 年度まで比較的安定している一方で、上述した国内販売量は年により大幅に増減している。以上から、本邦の産業は、国内販売量の減少を輸出に振り向けることにより、生産量を安定させていたと認められる。しかし、平成 23 年度の期末在庫は国内販売量の前年度比減少分に相当する量の増加が認められる一方、輸出量も前年を下回っており、生産量も減少している。これは、それまでのように輸出で国内販売量の減少をカバーすることができず、生産量にまで当該輸入貨物の増加の影響が及んでいることを示している。なお、生産能力の増強や廃止は行われていない。

表 24 本邦の産業の生産量の推移

年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
総生産量 (MT)	【100】	【108】	【105】	【109】	【104】
期首在庫量 (MT)	【100】	【90】	【110】	【90】	【85】
国内販売量 (MT)	【100】	【148】	【193】	【183】	【158】
輸出量(MT)	【100】	【80】	【73】	【77】	【65】
期末在庫量 (MT)	【100】	【122】	【100】	【95】	【138】

(出所) 本邦の生産者回答書（様式 B-1）

【 】は、平成 19 年度を 100 とする指数である。]

### 3-1-5-4 市場占拠率の低下

(282) 本邦の産業の同種の貨物の国内販売量が国内の EMD の総販売量に占める割合は、「表 25 本邦の産業の市場占拠率の推移」のとおり、平成 21 年度まで上昇したが、その後減少した。この点については、既に分析したところである。

表 25 本邦の産業の市場占拠率の推移

年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
市場占拠率 (%)	【100】	【201】	【256】	【193】	【169】

(出所) 財務省貿易統計及び本邦の生産者 回答書（様式 B-1）

[市場占拠率＝本邦の産業の同種の貨物の国内販売量／本邦の産業の同種の貨物の販売量+総輸入量]

【 】は、平成 19 年度を 100 とする指数である。]

### 3-1-5-5 生産性の低下

(283) 本邦の産業の生産性は、「表 26 本邦の産業の生産性の推移」のとおりであった。本邦の産業の雇用者一人当たりの生産高を示す物的生産性及び価値生産性については、それぞれ平成 20 年度及び平成 21 年度をピークに以後下降を続けた。後述のとおり、現行の不当廉売関税に係る措置により経営が改善したこと等に伴い後継者育成のため雇用数を拡大したことから、物的生産性及び価値生産性が悪化した。物的生産性については、「3-1-5-3 生産高（生産量）の低下」で述べたとおり、生産量が減少したことにより、平成 23 年度になって悪化した。価値生産性については、当該輸入貨物の輸入量増加により本邦の産業の同種の貨物の販売量が減少したことに伴い、販売額も減少したため、平成 23 年度になって悪化した。

表 26 本邦の産業の生産性の推移

年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
物的生産性 (MT/人)	【100】	【105】	【100】	【96】	【83】
価値生産性 (千円/人)	【100】	【199】	【233】	【218】	【174】

(出所) 本邦の生産者回答書（様式 F-1-1 及び添付資料 G-2-3）

[物的生産性＝本邦の産業の同種の貨物の総生産量／本邦の産業の平均雇用人数、

価値生産性＝本邦の産業の同種の貨物の販売額／本邦の産業の平均雇用人数]

【 】は、平成 19 年度を 100 とする指数である。]

### 3-1-5-6 投資収益の低下

(284) 投資収益は、営業利益及び経常利益を本邦の産業の設備投資評価額で除し算出した投資収益率により分析しており、「表 27 本邦の産業の投資収益率の推移」のとおりとなっている。平成 20 年度に大きく改善しているのは、「3-1-5-2 利潤の低下」で述べたとおり現行の不当廉売関税に係る措置により利潤が大幅に改善したためである。平成 21 年度以降は、鉾津処分場の建設に伴う固定資産取得の増加を行ったことにより設備投資評価額が増加した一方で、特に平成 23 年度に至って営業利益が減少したため、悪化傾向にあることが認められた。

表 27 本邦の産業の投資収益率の推移

年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
投資収益率 (%)					
営業利益／設備投資評価額 (帳簿価格)	【100】	【434】	【225】	【232】	【145】
営業利益／設備投資評価額 (取得価格)	【100】	【392】	【202】	【346】	【211】
経常利益／設備投資評価額 (帳簿価格)	【100】	【433】	【225】	【231】	【145】

経常利益／設備投資評価額 (取得価格)	【100】	【391】	【203】	【345】	【212】
------------------------	-------	-------	-------	-------	-------

(出所) 本邦の生産者回答書 様式 G-2-2 及び設問 G-4-2

【 】は、平成 19 年度を 100 とする指数である。]

### 3-1-5-7 操業度（稼働率）の低下

(285) 本邦の産業の生産量を生産能力で除した操業度（稼働率）は、「表 28 本邦の産業の稼働率の推移」のとおり、製品単位当たりが負担する製造固定費を削減する必要性から稼働率を高い水準で維持しており、調査対象期間を通じてほぼ横ばいであったが、生産量の減少に伴い、平成 23 年度において若干悪化している。

表 28 本邦の産業の稼働率の推移

年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
総生産量 (MT)	【100】	【108】	【105】	【109】	【104】
生産能力 (MT/年)	【100】	【100】	【100】	【100】	【100】
稼働率 (%)	【100】	【108】	【105】	【109】	【104】

(出所) 本邦の生産者回答書 様式 B-1 及び様式 E-1-1

[稼働率＝本邦の産業の同種の貨物の総生産量／本邦の産業の同種の貨物の生産能力]

【 】は、平成 19 年度を 100 とする指数である。]

### 3-1-5-8 資金流出入（キャッシュフロー）に及ぼす悪影響

(286) 本邦の産業のキャッシュフローは、「表 29 本邦の産業のキャッシュフローの推移」のとおり、年度によって大きく異なっている。平成 20 年度は【キャッシュフロー変化の内容】により減少したが、後述「3-1-5-14 投資に及ぼす悪影響」のとおり平成 20 年度に鉾津処分場の建設を決定したことにより、平成 21 年度は、現行の不当廉売関税に係る措置の結果【キャッシュフロー変化の内容】のためキャッシュフローを積み増したため、大幅な増加を示した<sup>243</sup>。調査対象期間を通して検証すると【35 ポイント】減となった。以上から、調査対象期間におけるキャッシュフローは設備投資の影響を受けて大きく変化した。

<sup>243</sup> 本邦生産者質問状回答書（調査項目 G-3-8）

**表 29 本邦の産業のキャッシュフローの推移**

年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
フリーキャッシュフロー（百万円）	【100】	【20】	【228】	【109】	【65】

（出所）本邦の生産者回答書（様式 G-3-2）

[フリーキャッシュフロー＝営業キャッシュフロー＋投資キャッシュフロー]<sup>244</sup>

【 】は、平成 19 年度を 100 とする指数である。

### 3-1-5-9 在庫に及ぼす悪影響

(287) 本邦の産業の各年度の期末在庫量は、「表 30 本邦の産業の同種の貨物の在庫の推移」のとおり、調査対象期間を通じて増減しているが、特に平成 23 年度において増加している。これは、「3-1-5-3 生産高（生産量）の低下」において分析したとおり、輸出の減少及び当該輸入貨物が増加した影響によるものである。

**表 30 本邦の産業の同種の貨物の在庫の推移**

年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
在庫量 (MT)	【100】	【122】	【100】	【95】	【138】
在庫率 (%)	【100】	【113】	【95】	【87】	【132】

（出所）本邦の生産者回答書（様式 B-1）

[在庫率＝本邦の産業の同種の貨物の期末在庫量／本邦の産業の同種の貨物の総生産量]

【 】は、平成 19 年度を 100 とする指数である。

### 3-1-5-10 雇用に及ぼす悪影響

(288) 本邦の産業の平均雇用人数は、「表 31 本邦の産業の平均雇用人数の推移」のとおり、調査対象期間中一貫して増加している。これは東ソー日商が現行の不当廉売関税に係る措置により、事業継続が可能となったことから、団塊世代の退職に備えて、若手への技術移転を図るため、団塊世代の従業員の雇用を維持した上で、若手従業員の新規採用を行ったことを確認した<sup>245</sup>。

<sup>244</sup> 企業が自己の活動のために自由に使用することができる資金を示す。

<sup>245</sup> 本邦生産者質問状（調査項目 F-4-2）

**表 31 本邦の産業の平均雇用人数の推移**

年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
平均雇用人数 (人)	【100】	【103】	【105】	【114】	【126】

(出所) 本邦の生産者回答書 (様式 F-1-1)

【 】は、平成 19 年度を 100 とする指数である。]

### 3-1-5-1 1 賃金に及ぼす悪影響

(289) 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金 (月額換算) は、「表 32 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金 (月額換算) の推移」のとおり、調査対象期間中一貫して減少しているが、これは「3-1-5-1 0 雇用に及ぼす悪影響」で述べたとおり、若手従業員の雇用拡大によるものであると確認できた。

(290) 一方、本邦の一般労働者の現金給与総額の平均指数は、平成 19 年度平均を 100 とした場合に、平成 23 年度は 95.3<sup>246</sup>となっており、本邦の産業の賃金の変化と大きな差はないことから、賃金に及ぼす悪影響があったとは判断できなかった。

**表 32 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金 (月額換算) の推移**

年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
一人当たり月平均賃金 (千円)	【100】	【97】	【96】	【95】	【93】

(出所) 本邦の生産者回答書 (様式 F-1-1)

【 】は、平成 19 年度を 100 とする指数である。]

### 3-1-5-1 2 成長に及ぼす悪影響

(291) 製造業においては研究開発が産業の成長のための重要な要素であることから、成長に及ぼす影響については、研究開発費の推移を基に検討した。

(292) 本邦の産業の研究開発費及び研究開発比率は、「表 33 本邦の産業の研究開発費の推移」のとおり、平成 20 年度に大幅に減少し、その後上昇傾向にある。これは、現行の不当廉売関税に係る措置により販売額が改善したことにより、徐々にそれに見合う研究開発への投資が可能となったことが認められた。

<sup>246</sup> 調査当局が収集した関係証拠「厚生労働省毎月勤労統計調査」

**表 33 本邦の産業の研究開発費の推移**

年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
研究開発費 (百万円)	【100】	【56】	【57】	【81】	【90】
販売額 (百万円)	【100】	【143】	【151】	【155】	【133】
研究開発比率 (%)	【100】	【39】	【38】	【52】	【67】

(出所) 本邦の生産者回答書 様式 B-1 及び回答 G-5-1

[研究開発比率=研究開発費/本邦の産業の同種の貨物の総販売額]

【 】は、平成 19 年度を 100 とする指数である。]

### 3-1-5-1 3 資本調達能力に及ぼす悪影響

(293) 本邦の産業のEMD事業に関する資本調達能力について、「【東ソー日向と取引金融機関との交渉内容】」という事実を確認した<sup>247</sup>。

(294) 以上のとおり、不当廉売関税に係る措置が行われるまでは資金調達能力に悪影響があったことが認められ、その後、不当廉売関税の措置により業績が回復し、資金調達能力も回復したことから、資金調達能力に及ぼす悪影響は認められなかった。

### 3-1-5-1 4 投資に及ぼす悪影響

(295) 本邦の産業の設備投資額は、「表 34 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり、平成 20 年度に著しく増加しているが、これはEMD生産事業の事業継続のために必要不可欠な鉦滓処分場を新たに整備したことが理由である。当該設備については、平成 15 年に宮崎県からは建設の許可を得ていたにもかかわらず、【鉦滓処分場の建設計画決定に至る経緯】できたことにより、平成 21 年度 2 月に着工、平成 22 年度 9 月に完工したものである。本邦の産業は、現行の不当廉売関税に係る措置以降に初めて 40～50 年といった超長期にわたり使用することが予定されるEMD生産事業継続のための設備投資をすることができたことが確認された<sup>248</sup>。

(296) 以上のとおり、不当廉売関税の措置が行われるまでは悪影響があったことが認められ、その後、不当廉売関税の措置により収益が回復して事業継続の目処が立ち、事業を継続するための投資が可能となったと認められた。平成 20 年度以降、当該輸入貨物が投資に及ぼす悪影響は認められなかった。

<sup>247</sup> 本邦生産者質問状回答書 (調査項目 H-3-4)

<sup>248</sup> 申請書 (6. 6-3(7))、本邦生産者質問状回答書 (調査項目 H-3-6)

**表 34 本邦の産業の設備投資額の推移**

年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
設備投資額 (百万円)	【100】	【5790】	【1030】	【1185】	【0】

(出所) 本邦の生産者回答書 調査項目 G-4-1

【 】は、平成 19 年度を 100 とする指数である。]

### 3-1-5-15 国内価格に影響を及ぼす要因

(297) 国内価格に影響を及ぼす要因として、産業上の使用者から指摘のあった<sup>249</sup>原材料の購入費用及び光熱費を含む製造コスト、品質及び仕様、需給バランスについて検討した<sup>250</sup>。

(298) 本邦の産業の同種の貨物の 1kg 当たりの製造コストと国内販売価格については、「**表 35 本邦の産業の同種の貨物の 1kg 当たりの製造コストと国内販売価格の推移**」のとおりであった。製造コストは、平成 21 年度まで上昇後、平成 22 年度に減少したが、平成 23 年度に再度上昇した。一方、本邦の産業の同種の貨物の国内販売価格は、「**3-1-4-2 本邦の産業の同種の貨物の価格に不当廉売された指定貨物の輸入が及ぼす影響**」のとおり平成 20 年度まで上昇したが、その後一旦下落し、平成 22 年度に再び上昇した。平成 23 年度にも引き続きわずかに上昇しているが、製造コストの上昇を反映することができなかった。これは、現行の不当廉売課税に係る措置により原価上昇分を含めた価格設定ができるようになったものの、当該輸入貨物の輸入量が急増した影響により、平成 23 年度では、原材料コスト上昇に見合った価格設定を行うことができなくなっていることを示すものである。この事実は、上述したとおり、顧客からの値引き要求からも裏付けられる<sup>251</sup>。

**表 35 本邦の産業の同種の貨物の 1kg 当たりの製造コストと国内販売価格の推移**

年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
当期製造コスト（製造費用）合計（円/kg）	【100】	【124】	【127】	【119】	【132】
原材料費 (円/kg)	【100】	【195】	【215】	【177】	【184】
労働費 (円/kg)	【100】	【98】	【101】	【102】	【112】
経費 (円/kg)	【100】	【100】	【96】	【99】	【114】

<sup>249</sup> 産業上の使用者回答書（調査項目 A-6,C-1,D-1,D-2）

<sup>250</sup> このほか、海外競合品との価格競争との回答があったが、当該回答については、当該輸入貨物が全 EMD 輸入の大宗を占めることから、当該輸入貨物の供給者と国内生産者との競争によるものであり、当該輸入貨物の輸入が国内価格に及ぼす影響について述べた回答であると判断した。

<sup>251</sup> 本邦生産者質問状回答書（調査項目 H-1-2,I-4-2）

国内販売価格 (円/kg)	【100】	【139】	【126】	【136】	【139】
------------------	-------	-------	-------	-------	-------

(出所) 本邦の生産者回答書 様式 B-1 及び様式 E-3

【 】は、平成 19 年度を 100 とする指数である。]

(299) 本邦の産業の同種の貨物の性能、品質、仕様の変化が、国内販売価格の形成に影響を及ぼしたかについては、調査対象期間を通じて大きな性能、品質、仕様の変更は無く、国内販売価格に対する影響は認められなかった。

(300) また、需給バランスについては、本邦の生産者からの回答及び財務省貿易統計から、調査対象期間における需要量と供給量を算出したところ、「表 36 本邦の需給バランスと価格の推移」のとおりとなった。EMDに係る国内需要量について、産業上の使用者の回答によれば、「乾電池の小型化によるEMD使用量の減少<sup>252)</sup>」、「国内電池メーカーの生産拠点の海外シフトの進展<sup>253)</sup>」との回答があったが、需給バランスは、平成 20 年度に増加した後、平成 23 年度は平成 20 年度と同水準であったことから分かります。他方、本邦の産業の同種の貨物の国内販売価格は、平成 20 年度に上昇したが、その後一旦下落し、平成 22 年度に再び上昇し、平成 23 年度はわずかに上昇した。これらのことから、需給バランスは本邦の産業の同種の貨物の国内販売価格に影響を及ぼしたとは認められなかった。

表 36 本邦の需給バランスと価格の推移

年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
需要量 (MT)	【100】	【74】	【75】	【95】	【93】
供給量 (MT)	【100】	【82】	【83】	【100】	【104】
輸入量 (調査対象国) (MT)	【100】	【42】	【19】	【59】	【76】
輸入量(その他) (MT)	【100】	【20】	【2】	【30】	【31】
国内生産量 (MT)	【100】	【148】	【193】	【183】	【158】
国内産業の国内向け 期末在庫 (MT)	【100】	【181】	【180】	【162】	【237】
需給バランス (供給量/ 需要量) (%)	【100】	【111】	【110】	【105】	【111】
国内販売価格 (円/kg)	【100】	【139】	【126】	【136】	【139】

(出所) 財務省貿易統計及び本邦の生産者回答書 様式 B-1、様式 G-2-2

[本邦の産業の同種の貨物の国内向け生産量のデータがないため、国内生産については、本邦の

<sup>252)</sup> 産業上の使用者回答書 (パナソニック) (調査項目 A-6-1)

<sup>253)</sup> 産業上の使用者回答書 (FDK,三井金属) (調査項目 A-6-1)

産業の同種の貨物の国内向け販売量を使用している。]

【 】は、平成19年度を100とする指数である。]

(301) 以上のとおり、原材料の購入費用及び光熱費を含む製造コスト、品質及び仕様、需給バランスについては、国内価格に影響を及ぼす要因として考慮すべき要因であるとは認められなかった。

### 3-1-5-16 不当廉売価格差の大きさ

(302) 当該輸入貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額と、本邦の産業の同種の貨物の国内販売価格と当該輸入貨物の国内販売価格の差について、「表37 不当廉売価格差率と国内販売価格差率」に示した不当廉売価格差率が国内販売価格差率を比較すると、不当廉売価格差率は国内販売価格差率を大幅に上回る。このことから、当該輸入貨物と国内販売価格との差は、当該輸入貨物の不当廉売によるものであると認められた。

表37 不当廉売価格差率と国内販売価格差率

年度	23 (2011)
不当廉売価格差率 (%)	【数値】
国内販売価格差率 (%)	【数値】

表37-1 不当廉売価格差率

国名	中国	南アフリカ	スペイン
調査対象国別不当廉売価格差率 (%)	【数値】	【数値】	【数値】
輸入量 (kg)	7,242,360	510,375	280,000
加重平均後不当廉売価格差率 (%)	【数値】		

(出所) 財務省貿易統計

表37-2 国内販売価格差率

年度	23 (2011)
本邦の産業の同種の貨物の国内販売価格 (円/kg)	【数値】
調査対象貨物の国内販売価格 (円/kg)	【数値】
本邦の産業の同種の貨物の国内販売価格—当 該輸入貨物価格 (円/kg)	【数値】
国内販売価格差率 (%)	【数値】

(出所) 本邦の生産者回答書(様式 B-1) 及び輸入者回答書(様式 D)

[国内販売価格差率 = (本邦の産業の同種の貨物の本邦における販売価格 - 調査対象貨物の本邦における販売価格) / 調査対象貨物の本邦における販売価格]

### 3-1-5-17 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(303) 現行の不当廉売関税に係る措置は平成 20 年度期中に開始されたところ、当該措置により本邦の産業の生産性・投資収益の改善がみられたのは、平成 20 年度からである。それぞれの指標について調査対象期間を通じて見ると、改善したものの、その後、特に、平成 23 年度において悪化していることが確認できた。販売量、市場占拠率も同様の傾向を示しており、平成 20 年度、21 年度と本邦の産業は改善したが、平成 22 年度には調査対象国からの輸入が増加し、国内市場における販売絶対量、市場占拠率(販売シェア)の双方を調査対象貨物に奪われ、平成 23 年度にはさらに悪化したことが認められた。本邦の産業は、平成 20 年度から 22 年度まで、製造原価の変動を包含した販売価格を変動させることができたため、本邦の産業の利潤の改善がみられた。しかし、本邦の産業の利潤については、平成 23 年度には調査対象国からの輸入拡大の影響により再び悪化した。本邦の産業は、現行の不当廉売関税に係る措置により平成 20 年度から経営が改善したこと、資金調達能力が改善するとともに抑えていた設備投資を行ってきたことが判明している。研究開発については、販売額が改善したことにより、徐々にそれに見合う投資が可能となったことが認められた。生産高は、平成 20 年度に上昇した後、ほぼ横ばいとなったが、平成 23 年度には調査対象国からの輸入拡大による悪影響がみられた。キャッシュフローは、設備投資の影響により年度によって大きく異なっていた。本邦の産業の操業度・在庫は平成 22 年度までほぼ横ばいとなっているが、平成 23 年度には当該輸入貨物の輸入量の急増の影響による本邦の産業の同種の貨物の販売量の減少を受けて、操業度は悪化し、在庫は増加した。

(304) 本邦の産業の雇用の状況については、当初調査における調査対象期間中に削減した従業員の穴を埋めるとともに技術継承のため、若手従業員の新規採用等により全体としては増加したものの、雇用者一人当たりの賃金は、給与水準の低い者が増えたことなどから減少している。

(305) その他、国内価格に影響を及ぼす要因として考慮すべきものは認められなかった。

(306) 上記のとおり、本邦の産業は、現行の不当廉売関税に係る措置の発動を受けて平成 20 年度から平成 22 年度まで価格及び利潤において改善がみられ、事業継続のための設備投資が行える状況までの回復が見られたが、販売量、市場占拠率は平成 22 年度から、製造原価を考慮した販売価格及び利潤、生産高、生産性、投資収益、稼働率、在庫、については平成 23 年度から、本邦の産業の同種の貨物の価格を大幅に下回る価格の当該輸入貨物の輸入量の増加による悪影響が再び現れたと認められた。他方、雇用・賃金、研究開発については悪影響が及んでいないと認められた。資金調達力、キャッシュフロー、投資については現行の不当廉売関税に係る措置前は悪影響が及んでいたが、措置後は及んでいないと認められた。

### 3-1-6 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての結論

(307) 当該輸入貨物は、現行の不当廉売関税に係る措置の影響で、一旦その販売量を大幅に減少したものの、その後、本邦生産者の国内販売量を奪いつつ本邦の市場での販売量を急速に増加させており、本邦の産業の同種の貨物と当該輸入貨物に引き続き競争状態が認められる。産業上の使用者質問状回答によれば、EMDを購入する際に最も重視する点は品質、次いで価格となっている<sup>254</sup>。しかしながら、「3-1-3-2 当該輸入貨物と本邦の産業の同種の貨物との間の競争の状態」で述べたとおり、「使用者側の使いこなしの技術が向上し、調達可能な先も増えたため代替性が高まった。<sup>255</sup>」、「本邦EMDが海外EMD（調査対象貨物、第三国産同種の貨物）と比較して価格が高い為、海外EMD（調査対象貨物、第三国産同種の貨物）の品質を上げる為に本邦EMDユーザーが一部指導を行ったと考えられる。<sup>256</sup>」との回答があり、性能、品質、仕様に係る供給国間の優劣はなくなってきたと考えられ、結果として価格を重視することになると認められた。産業上の使用者は、本邦の産業の同種の貨物と当該輸入貨物の価格差を受けて、本邦の産業の同種の貨物よりも当該輸入貨物を選好していることが認められる。かかる状況を総合的に勘案すると、本邦の産業の同種の貨物から当該輸入貨物への代替が継続していると判断するのが合理的である。損害に係る指標のうち幾つかについては、現行の不当廉売関税に係る措置による一服感があるが、原材料価格の影響の吸収余力が少なく、中国産を中心とする当該輸入貨物の輸入の増加の影響を受け販売量が減少し、さらに売上高、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益、稼働率、在庫の各指標が悪化するなど、本邦の産業は損害を受けやすい脆弱な状況にある。

### 3-2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれ

(308) 当該輸入貨物が本邦の産業に与える実質的な損害の事実が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれについて検討した。

#### 3-2-1 将来における調査対象貨物の輸入

(309) 南アフリカの供給者は、「2-2-2-6 南アフリカを原産地とするEMDの不当廉売輸入が継続するおそれについての結論」で述べたとおり、相当程度の余剰生産能力を有するものの、主要な伝統的顧客が存在している欧州において高率な不当廉売関税が課されているため、欧州向けの輸出が引き続き困難な状況にあり、また主要な需要地である米国向けの輸出も増やせない状況に置かれている<sup>257</sup>。したがって、南アフリカの供給者は、本件不当廉売関税の課税期間が延長されなければ、本邦に対するEMDの輸出を維持するだけでなく、さらに増加させるおそれがある。

(310) 中国の供給者は、「2-2-3-6 中国を原産地とするEMDの不当廉売輸入が継続する

<sup>254</sup> 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 C-2-1）、輸入者質問状回答書（様式 A-8）

<sup>255</sup> 産業上の使用者回答書（ソーダニッカ）（調査項目 C-1-3）

<sup>256</sup> 産業上の使用者回答書（三井金属）（調査項目 C-1-3）

<sup>257</sup> 申請書（5.5-2）

**おそれについての結論**」で述べるとおり、桂柳化工が平成 26 年度において調査対象貨物の生産能力を【数値】万トン増強すると回答したことをはじめとし、大幅な余剰生産能力を有するものの、EMDの主要な需要地である米国において、極めて高率な不当廉売関税が課されているため、同国への輸出は引き続き極めて困難な状況にある<sup>258</sup>。したがって、中国の供給者は、本件不当廉売関税の課税期間が延長されなければ、本邦に対するEMDの輸出を維持するだけでなく、さらに増加させるおそれがある。

(311) スペインの供給者は、「**2-2-4-6 スペインを原産地とするEMDの不当廉売輸入が継続するおそれについての結論**」で述べるとおり、スペイン産EMDについても、欧州においてはEMDの域内需要が減少しており、スペインの供給者は相当程度の余剰生産能力を有している<sup>259</sup>。したがって、スペインの供給者は、本件不当廉売関税の課税期間が延長されなければ、本邦に対するEMDの輸出を維持するだけでなく、さらに増加させるおそれがある。

(312) 調査対象国別の分析を踏まえると、輸出余力が少なくとも【数値】万トンあることが分かる。本邦の産業の平成 23 年度の国内販売量は【数値】万トンに過ぎないところ、その全てと競合することが可能である。さらに、調査対象国の供給者は、その生産余力を本邦以外の市場に振り向けることは難しい状況にある。

### 3-2-2 将来における本邦の EMD 市場規模

(313) 将来における本邦のEMD市場規模に関し、EMDに係る国内需要量について、産業上の使用者の回答によれば、「乾電池の小型化によるEMD使用量の減少<sup>260</sup>」、「国内電池メーカーの生産拠点の海外シフトの進展<sup>261</sup>」との回答があったが、需給バランスは、平成 20 年度に増加した後、平成 23 年度は平成 20 年度と同水準であったことから分かります。今後、本邦の市場は現状以上に拡大するとは考えにくく、場合によっては、市場規模が縮小するおそれがある。

### 3-2-3 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれについての結論

(314) 以上のとおり、現行の不当廉売関税に係る措置が行われている平成 23 年度時点で既に当該輸入貨物による悪影響が認められる。現在課している 14%乃至 46.5%の不当廉売関税措置を撤廃した場合には、少なくとも当該輸入貨物の本邦における価格も同等程度下落すると考えることが合理的である。

(315) 調査対象国の供給者は、その生産余力を本邦以外の市場に振り向けることは難しい状況にあるが、一方で、本邦の市場は現状以上に拡大するとは考えにくい。当該背景を踏まえつつ、現行の不当廉売に係る措置が満了したと仮定した場合、本邦の産業は現在の国内向け販売の販売量を維持するためには、少なくとも直ちに現行の不当廉売関税に係る措置撤廃分と同等

---

<sup>258</sup> 申請書 (5.5-3)

<sup>259</sup> 申請書 (5.5-4)

<sup>260</sup> 産業上の使用者回答書 (パナソニック) (調査項目 A-6-1)

<sup>261</sup> 産業上の使用者回答書 (FDK,三井金属) (調査項目 A-6-1)

の値下げを余儀なくされると推定することが合理的である。

(316) 現行の不当廉売関税に係る措置が撤廃された場合の本邦の産業に与える影響を、平成 23 年度における国内販売価格で検証した。現行の不当廉売関税に係る措置が撤廃された場合、海外供給者は、当該輸入貨物の国内販売価格について、現行の不当廉売価格差率によって算出される不当廉売価格差である【数値】(円/kg) 分下がると考えるのが妥当である。これに伴い本邦の産業は、平成 23 年度における国内販売価格である【数値】(円/kg) を【数値】(円/kg) まで引き下げを求められる可能性がある。引き下げ後の当該国内販売価格と「表 35 本邦の産業の同種の貨物の 1 kg 当たりの製造コストと国内販売価格の推移」に示した、平成 23 年度の当期製造コスト【数値】(円/kg) を比較すると、本邦の産業は極めて困難な価格設定を強いられることになると考えるのが妥当である。その結果、本邦の産業は、たとえ生産量、国内販売量が平成 23 年度並に維持されると仮定しても、営業利益の悪化、雇用・資金の悪化、研究開発費の削減、融資条件の悪化による資金調達力の低下、収入の減少を原因とするキャッシュフローの悪化を招き、ひいては追加設備投資もできなくなると推定するのが妥当である。これらにより、本邦の産業は事業継続が極めて困難になると考えることが合理的である。

**表 38 本邦の産業の同種の貨物の国内販売価格と当期製造コスト（製造費用）の比較**

年度	23 (2011)
本邦の産業の同種の貨物の国内販売価格 (円/kg)	【数値】
本邦の産業の同種の貨物の国内販売価格－当初調査における不当廉売価格差率を踏まえた不当廉売価格差 (円/kg)	【数値】
当期製造コスト（製造費用） (円/kg)	【数値】

(出所) 本邦の生産者回答書（様式 B-1）及び輸入者回答書（様式 D）

[本邦の産業の同種の貨物の国内販売価格－当初調査における不当廉売価格差率を踏まえた不当廉売価格差＝本邦の産業の同種の貨物の国内販売価格－(当初調査における不当廉売価格差率×当該輸入貨物の国内販売価格)]

(317) 上記のとおり、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後に当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対する実質的な損害の継続又は再発のおそれがあると認められる。

#### 4 重要事実に対する反論及び反証並びにこれらに対する調査当局の見解

##### 4-1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項に係る反論及び反証に対する検討

(318) 重要事実「2. 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項」について、デルタ、ユミコアジャパン、紅星大龍、桂柳化工、住友商事及び東ソーから提出された反論及び反証について検討した。

#### 4-1-1 南アフリカ

- (319) デルタから、「当社は、2013年3月26日に販売データ等の最終提出物を提出し、回答期限である同年3月30日を厳守しており、当該提出した情報に基づき判断してほしい。」旨の主張があった。
- (320) 上記(319)の主張について、別途同社に通知したとおり、調査当局は、同年2月22日を最終的な回答期限と設定し、これを同社に伝えたところ、同社からは、同年2月28日に最終的な回答が提出されている。  
よって、同年3月30日が回答期限である事実及び同年3月26日に回答が提出された事実は存在しない。したがって、当該主張は受け入れられない。
- (321) 調査当局は、同社に対し、回答期限の延長要請を申し出た他の利害関係者と同様に十分な回答時間を与えたにもかかわらず、同社は、調査当局が指定した回答期限までに、質問状に対する適切な回答書を提出しなかった。また、同社が、同年2月28日に提出した回答書には、依然として価格データが網羅的に記載されていないなど、不十分な箇所が多数あった。  
これらの経緯を踏まえて、調査当局は、上記(49)及び(67)に記載のとおり、同社に対し、ファクツ・アヴェイラブルを適用し、知ることができた事実により南アフリカに係る不当廉売された指定貨物の輸入の事実について認定したものである。
- (322) また、同社から、「正常価格として米国向け販売価格を使用する方法は不公平である。」旨の主張があったが、調査当局は、ファクツ・アヴェイラブルを適用し、不当廉売の事実を検討したものであり、この場合において、正常価格算出のため第三国向け輸出価格を用いたことは、適法である。したがって、当該主張は受け入れられない。
- (323) ユミコアジャパンから、「デルタの米国向け輸出価格を正常価格とすることには異論はないが、米国における EMD 価格の特異性（米国では過去数度の外国産 EMD に対する不当廉売関税の課税を経て、他国と比較して著しく高い価格で市場が形成されていること）が全く考慮されておらず、その分を割り引いて価格を比較する必要がある。」旨の主張があった。
- (324) 上記(323)の主張について、調査当局は、上記(322)に記載のとおり、デルタの正常価格は、ファクツ・アヴェイラブルを適用し、正常価格算出のため第三国向け輸出価格を用いたものであり、この場合において、当該第三国内における対象製品の市場価格の状況を考慮することは、WTO 協定及び日本の関係法令において要件とされていない。したがって、当該主張は受け入れられない。
- (325) また、同社から、「【デルタの販売価格における方針】、デルタの製造原価を詳細に調査せずして不当廉売と結論付けたことは支持できない。【デルタの製造原価及び適正利潤についての説明】」旨の主張があった。
- (326) 上記(325)の主張について、調査当局は、上記(322)に記載のとおり、デルタの正常価格は、ファクツ・アヴェイラブルを適用し、正常価格算出のため第三国向け輸出価格を用いたものであり、この場合において、デルタの本邦向け輸出価格が、同社の最大輸出先である米国向

け輸出価格より低くなっていることから、同社の不当廉売を認定したものであり、上記の同社からの主張は受け入れられない。なお、本邦向け輸出価格に係る【デルタの販売価格における方針、デルタの製造原価及び適正利潤についての説明】を考慮することは、WTO 協定及び日本の関係法令において要件とされていない。したがって、当該主張は受け入れられない。

#### 4-1-2 中国

- (327) 紅星大龍から、「本調査に関し、協定及び日本の関係法令を遵守し、公正な決定を行うことを期待する。」旨の主張があった。調査当局は、協定及び日本の関係法令を遵守し、公正な決定を行った。
- (328) 桂柳化工から、「市場経済の条件が浸透している事実について、当社の生産と経営は、政府の出資援助と支配を受けておらず、当社が購入した国有企業の商品と設備は完全に市場価格に基づき、購入したものであり、国有企業から購入したということを理由に当社が市場経済に基づいていないとは判断できない。また、労働者の賃金は、当社と労働者との自由な交渉をした上で、互いに雇用契約を結んで決めており、給与額も相互に協議したものである。」旨の主張があった。
- (329) 上記(328)の主張について、国有企業から購入した材料及び設備、並びに労働者の賃金の事実認定については、上記(127)及び(129)で述べたとおりであり、同社からは、当該主張を裏付ける証拠の提出はなかった。したがって、当該主張は受け入れられない。
- (330) また、同社から、「当社の EMD の生産規模は大きく、平均的にコストが下がっているため、ギリシャや本邦のコストと比較するのは不適切である。【不当廉売を行っていない根拠】、不当廉売は行っていない。また、日本向けの販売価格は代替国と比較するのではなく、国内向けと比較すべきである。」旨の主張があった。
- (331) 上記(330)の主張について、代替国の選定については、上記(32)及び(134)に従って決定したものであり、同社の生産規模、製造コスト及び中国における国内販売価格は関係がない。同社から、市場経済の条件が浸透している事実が明確に示されなかったことから、調査当局が代替国販売価格を用いたことは適法である。したがって、当該主張は受け入れられない。
- (332) 住友商事から、「重要事実(210)には、当社が不当廉売関税が継続した場合でも本邦への輸入を継続するとして、不当廉売関税の継続を容認し、或いは不当廉売関税措置が需給動向に影響を与えないかのような記載となっているが、これは当社の質問状回答書(A-12、A-16)の記載の一部分のみを引用したものであり、当社の主張が正確に反映されておらず、大きな誤解を生じる可能性があることから、重要事実(210)を削除してほしい。」旨の主張があった。
- (333) 上記(332)の主張について、同社の質問状回答書(A-12、A-16)において、前段に、「将来に渡り不当廉売関税措置が継続した場合においても、当社による商品の【販売先名】向け販売は継続するものと考えるが、」と記載され、後段に、「不当廉売関税措置による【販売先名】の原料コストの高止まりは不可避であり、EMD を原料として【販売先名】が製造する【EMD 用途】の価格競争力の低下は免れない。その結果、【販売先名】の【EMD 用途】の製造及び販売量が減少し、当社が【品種】を使用して行う事業から撤退せざるを得ないという事態

に発展する可能性も否定できない。」と記載されている。

(334) 上記(333)の回答内容を踏まえると、前段では、不当廉売関税措置が継続した場合に会社による輸入は継続する旨が明確に示されていることから、上記(332)の主張は受け入れられない。また、後段では、不当廉売関税が継続した場合の需給動向に与える影響が記載されていることから、本調査結果報告書(212)に追記した。

(335) なお、本調査結果報告書(212)に追記した箇所については、現行の不当廉売関税の課税期間が継続した場合の需給動向に与える影響を追記したものであって、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、不当廉売輸入が継続するおそれがあるものと認められたとの調査当局の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 4-1-3 その他

(336) 東ソーから、「重要事実の事実認定に全面的に賛同する。特に、東ソー産 EMD と中国の桂柳化工産 EMD が、物理的・化学的性質等が同じであり、同種の貨物であるとの認定について賛同する。」旨の主張があった。

(337) また、同社から、「米国による中国産 EMD、EU による南アフリカ産 EMD に対する不当廉売関税の各延長調査において、課税期間が延長される調査結果となる見込みであり、南アフリカ産 EMD 及び中国産 EMD の追加的な輸出を吸収できる海外市場が存在しないという重要事実(179)及び(207)の認定を支持する。」旨の主張があり、関連する資料が証拠として提出された。

#### 4-1-4 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項に係る反論及び反証に対する検討についての結論

(338) 以上のとおり、重要事実に対する反論及び反証を検討したところ、重要事実の「**2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項**」に示した調査当局の判断は変更する必要がないものと認められた。

#### 4-2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項に係る反論及び反証に対する検討

(339) 重要事実「**3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項**」について、ユミコアジャパン、【輸入者 B】及び【輸入者 C】から提出された反論及び反証について検討した。

(340) ユミコアジャパンから、重要事実(298)について、「表 36 本邦の需給バランスと価格の推移」は乾電池(アルカリ電池)用とリチウムイオン電池の正極材の原料用が混在している。需要量はアルカリ電池用とリチウムイオン電池の正極材の原料用が混在し、価格調査はアルカリグレード乾電池の価格を基にするのは適正な比較ではない。それぞれの用途毎に需要量の変化を調べ、価格比較もそれぞれ行うべき。」旨の主張があった。

- (341) 上記(340)の主張について、需給バランス、国内販売価格は共に、「表 21 当該輸入貨物と本邦の産業の同種の貨物の国内取引価格（全体加重平均価格）」及び「表 36 本邦の需給バランスと価格の推移」のとおり算出し、国内販売価格については、アルカリグレードだけでなく、全EMD品種の加重平均で算出し、比較を行っていることから、「需要量はアルカリ電池用とリチウムイオン電池の正極材の原料用が混在し、価格調査はアルカリグレード乾電池の価格を基にするのは適正な比較ではない。」との指摘は事実誤認であり、当該主張は受け入れられない。また、本邦の産業は、全EMD品種の供給が可能であり<sup>262</sup>、需給バランスがEMD品種ごとに大きく異なる状況が生じるとは考えられない。このため、全EMD品種の加重平均値を用いて算出した需給バランス及び国内販売価格による分析は適正であり、当該主張は受け入れられない。
- (342) 【輸入者 B】から、「重要事実(269)について、「当該輸入貨物の国内販売価格は本邦の同種の貨物の国内取引価格を著しく下回っていたこと、すなわちプライスアンダーカッティングが認められた。」との記載があるが、これは事実と異なる。」旨の主張があり、国際的な取引価格と比較すべきであるとして、関連する資料が証拠として提出された。
- (343) 上記(342)の主張について、重要事実（269）は、協定第 3.2 条に基づき、ダンピング輸入の価格、すなわち「当該輸入貨物の国内販売価格」が輸入加盟国の同種の製品の価格、すなわち「本邦の同種の貨物の国内販売価格」を著しく下回るものであるか否か、すなわち「プライスアンダーカッティングの有無」を考慮したものであり、【輸入者 B】の主張するような国際的な取引価格と比較すべきものではない。したがって、当該主張は受け入れられない。
- (344) また、同社から「重要事実(296)について、①平成 23 年度では原材料の上昇に見合った価格設定ができなくなっている旨の記載は誤りである。また、平成 22 年度においては平成 21 年度に比較して製造コストが下がったが、EMD の国内販売価格は逆に上昇している。これは、東ソーの国内販売価格が製造コストを適正に反映しておらず、本邦産 EMD の国内販売価格が下方硬直性を有し高止まりになっている。②EMD1kg 当たりの労働費及び経費が平成 21 年度から平成 23 年度にかけて増加しているのは、独占状態にある結果、製造コストの管理がおろそかになっていることの現れに他ならない。」旨の主張があった
- (345) 上記(344)①の主張について、重要事実（296）において示した本邦生産者質問状回答書<sup>263</sup>に加え、下記(347)の【輸入者C】から提出された重要事実に対する反論及び反証からも明らかのように、本邦の産業による原材料の価格上昇を反映した価格での売買に係る提案に対し、産業上の使用者から値引き要求がなされ、【本邦の産業が値引き要求に応じる結果となった外的要因】<sup>264</sup>から、平成 23 年度の製造コスト上昇に見合う価格設定ができなかったものであり、また、同様の理由により平成 21 年度の国内販売価格が平成 20 年度との比較において引き下げられたことから、平成 21 年度と平成 22 年度の比較において、原材料費が下落したにもかかわらず、国内販売価格が上昇するといった逆の動きをしているものである。重要事実（296）は「原材料」ではなく「当期製造コスト」全体と「国内販売価格」の推移を比較した

<sup>262</sup> 本邦生産者質問状回答書（添付資料 A-4-1,調査項目 A-11）

<sup>263</sup> 本邦生産者質問状回答書（調査項目 H-1-2,I-4-2）

<sup>264</sup> 本邦生産者質問状回答書（調査項目 H-1-2,I-4-2）

ものである。したがって、当該主張は受け入れられない。

(346) 上記(344)②の主張について、労務費及び経費が平成21年度から平成23年度にかけて上昇していることを取り上げて「独占状態にある結果、製造コストの管理がおろそかになっていることの現れに他ならない」と指摘しているが、「表31 本邦の産業の平均雇用人数の推移」の雇用人数の増加は重要事実(286)のとおり理由である。また、調査当局は、労働費及び経費の増加が「独占状態にある結果、製造コストの管理がおろそかになっていることの現れに他ならない」ものであるとの証拠を得ていない。この点について、同社から、当該主張を裏付ける証拠の提出はなかった。したがって、当該主張は受け入れられない。

(347) 【輸入者C】から、重要事実(277)について、「調査対象国産の製品の不当廉売の影響だけで本邦の産業の利潤が減少し経営に損害を与えていると判断するのは適切ではなく、当該利潤の減少は、輸出の収支悪化や労働費（雇用人数）、経費削減の取り組み不足による。」旨の主張があり、関連する資料が証拠として提出された。

(348) 上記(347)の主張について、「表23 本邦の産業の利潤の推移」の算出に用いた売上高及び利益は、本邦の産業が生産したEMDのうち本邦において販売されたものに係るもののみを計上しており、輸出とは関係がない。また、上記(346)と同様に「表31 本邦の産業の平均雇用人数の推移」の雇用人数の増加は重要事実(286)のとおり理由である。また、調査当局は、労働費及び経費の増加が「労働費及び経費削減の取り組み不足による」ものであるとの証拠を得ていない。この点について、同社から、当該主張を裏付ける証拠の提出はなかった。したがって、当該主張は受け入れられない。

#### **4-2-1 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項に係る反論及び反証に対する検討についての結論**

(349) 以上のとおり、重要事実に対する反論及び反証を検討したところ、重要事実の「**3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し又は再発するおそれに関する事項**」に示した調査当局の判断は変更する必要がないものと認められた。

#### **5 不当廉売及び損害の継続又は再発のおそれについての結論**

(350) 現行の不当廉売関税に係る措置後も不当廉売輸入の事実が認められたことを踏まえた上で検討した結果、現行の不当廉売関税に係る措置が満了した場合、南アフリカ、中国及びスペインからの不当廉売輸入の継続のおそれがあると認められる。

(351) また、国内産業は、現行の不当廉売関税に係る措置後も脆弱な状況にあることを踏まえた上で検討した結果、現行の不当廉売関税に係る措置が満了した場合、本邦の産業に与える実質的な損害の事実が継続し又は再発するおそれがあると認められる。

(352) 以上のことから、現在調査対象貨物に対して課されている不当廉売関税の課税期間を延長することが適当であると認められる。

以上